

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦 () 年 月 日 ・干支	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 ^レ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
526 1985	C 1	なし 12月 ・戌	覚	○下湯日村上組：藤吉 ●上湯日村：三郎一	当成年の年貢米納入として21俵8升3合、この内20俵は10人分の小作分としている。	蔵分	原本	状	1		
527 311	C 1	なし 8月 ・亥	覚	○初倉村名主所 ●上湯日村：三郎一	金1兩、これは当成年の初穂石代、これ隨に受け取る。		原本	状	1		
528 1370	C 1	なし 11月 ・亥	亥御年貢米皆済目録	○上湯日村庄屋：瀧 三郎左衛門 ●和田喜一郎	納込米264俵、この内訳：石代金上納分、川崎廻米納、当村買請分、お願いして郷蔵に預かった量の分、三郎左衛門への渡し米3俵、これ全て皆済、	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	82
529 1522	C 1	なし 12月29日 ・亥	覚	○上湯日村組頭：情右衛門 ●同村：三郎左衛門	銭22貫530文(去る申〜戌迄の3ヶ年諸入用)、これより差引金額を除き、残りの金2分・銭127文を受け取る。よって年貢諸入用に済み。	蔵分	原本	状	1		
530 63	C 1	なし ・亥	上湯日村亥之御物成納米 目録 (書式)	○上湯日村 ●なし	本文は「書式」に付き、省略。		原本	状	1		
531 1398	C 1	略	(御年貢米湊納通)	○なし ●なし	文化14、文政元、2、7、8、9、12、13、天保2、3年の、計10通あり。ちなみに文化14年のものは、米6俵を9月16日、28俵を9月29日、45俵を10月12日、63俵を10月23日、42俵を11月5日、28俵を11月6日に納めている。	蔵分	原本	横 半	10		
532 673	C 1	なし	(包み紙)	○なし ●なし	包み紙の上に「元和6申より宝永元申迄、御免定15通 上湯日村：三郎兵衛」とある。また上記とは別に、「此の御免定、山役定納の訳、委しくこれあり」とある。通し番号569等がこの包み紙に入っていたと思われる。		原本	状	1		
533 672	C 1	なし	(包み紙)	○なし ●なし	包み紙の上書きに「古免定、元和6年より明暦3年迄の分：上湯日村」とあり、もとはこの中に入れてあったと思われる。		原本	状	1		
534 90	C 1	欠	上湯日村可納丑御年貢米 之事	○欠 ●欠	高244石3斗2升8合、この反別22町3反2畝20歩、石盛：上田13、中田12、下田10、上畑8、中畑7、下畑5、以下欠。	文章後欠	原本	状	1	○	82
535 983	C 1	欠	辰免わり	○欠 ●欠	高13石9斗8升9合、青池除高、上毛分の免2ツ9分、中毛分の免2ツ7分、下毛分の免2ツ、などと続く、文章後欠。	文章後欠	原本	状	1		
536 82	C 1	欠	上湯日村可納未之御年貢 米之事	○欠 ●欠	高224石3斗2升8合、取米99石6斗3升8合、新田高106石1斗4升8合、後欠。	文章後欠	原本	状	1		

C-2 貢租一課役

537 649	C 2	元文元年12月 (1736年)・辰	受取申金子之事	○渡辺七郎右衛門、瀧美源五兵衛 ●上湯日村庄屋中	金15兩1分・永161文、この金子、この度御用金として割付したが、その通りの金額受領した、とする領収證書。		原本	状	1	○	82
538 962	C 2	元文4年11月 (1739年)・未	覚	○瀧美源五兵衛、石井源助 ●上湯日村庄屋中	金1兩1分、銀2匁5分8厘(高100石に付き金1分、銀7匁4分)、これは今度大井川通り御普請御入用、高掛金として公儀からの命令で上納されるべき金子、それを受け取る。		原本	状	1	○	82
539 1174	C 2	安永5年7月 (1776年)・申	差上申證文之事 (扣)	○上湯日村庄屋：三郎左衛門、伊太村庄屋：六太夫、瀬戸新屋村 庄屋：平右衛門、岸村庄屋：三郎左衛門 ●古沢文左衛門	米64俵、此の金子24兩、永29文3分(金10兩に付き25俵5分7厘)、これは去る未暮れ、江戸足輕を仰せつけられ、その給米として村々へ下されたもの。ところが、御用なく間もなく取り止めになった。この給米を速やかに返却すべきところ延引し、催促された。しかし、この給付された当人百姓共はもう返却できない始末、それで10月迄になんとか工面するように百姓に伝え、替りにその間私的責任で一旦上納しておく。	蔵分 虫喰い、紙劣化。	原本	状	1	○	82
540 1422	C 2	享和元年12月 (1801年)・酉	石ヶ谷様金谷改掛覚 上湯日村	○なし ●なし	銭120文半四郎、銭177文半三郎……と20名の者が記載されている。	蔵分	原本	横	1		

541 1182	C 2	文化6年5月 (1809年)・巳	覚書	○上湯日村:三郎一 ●欠	文化5年辰4月御触書到来、これによると、朝鮮使節が対馬迄来ている、この江戸参府付属費用として御普請外惣入用を全国の公領・私領の別なく提出させるとのこと、この国役金を当辰年より申迄の5ヶ年間割合、1ヶ年村高100石に付き永200文の割当という。結局当辰年は何の沙汰もなく、来る巳年5月から徴収するとの御触れ。	蔵分 虫喰い、紙の劣化進行 紙ヨレヨレ。	原本	状	1	○	82
542 260	C 2	文政5年12月 (1822年)・午	覚	○伏方村:伊右衛門 ●上湯日村:三郎一	金6両1分、これは地頭所先納金の内より儘に受け取る、とする領収書。これとは別に、「覚」として、上湯日村の百姓宛で、文政6年末、金2両(地頭所先納金)の受取證書が同一紙に記載される。		原本	状	1	○	82
543 259	C 2	文政5年12月 (1822年)・午	覚	○上湯日村兼常伏方村庄屋:伊右衛門 ●上湯日村惣百姓、入作人中	地頭所御用金として提出される金9両・永227文、確かに受取り上納した。返済は年1割の利息、来る未年の村方物成来の内より元利共に渡す。この證書は当方で預かる。		原本	状	1	○	82
544 258	C 2	文政6年6月 (1823年)・未	覚	○上湯日村兼常伏方村庄屋:伊右衛門 ●上湯日村:三郎一	文政3年金3両の證文一通、文政5年金9両・永227文の證文一通、これは当地頭所借用證文であるが、これ確かに返却され受け取る、とする受取證文。		原本	状	1	○	82
545 2027	C 2	文政13年12月 (1830年)・寅	差上申一札之事	○下湯日村庄屋:七太夫、同村同断:四郎兵衛 ●犬塚市郎右衛門	長さ12間、上湯日・下湯日村のこの掃除丁場、来る卯年は請負人の牧野原村の半右衛門に任すので、御用向きはこの方にしてもらいたい。	蔵分	原本	状	1	○	82
546 1900	C 2	天保2年12月 (1831年)・卯	差上申一札之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	長さ12間、上湯日・下湯日村の受持ちの牧野原丁場は、来る辰年は牧野原村の半右衛門に渡すので、御用の節は半右衛門方へどうぞ。	蔵分	原本	状	1	○	82
547 2038	C 2	(天保2年)12月 (1831年)・卯	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	江戸屋敷の本夫の九郎右衛門は当年暮れにお願いを出したので、この代人として番生寺村の仁左衛門(50才)を差出したく、この件お願い。	蔵分	原本	状	1	○	82
548 2171	C 2	天保3年12月 (1832年)・辰	差上申一札之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一、下湯日村庄屋:長次郎 ●小野良左衛門	上・下湯日村が担当する牧野原の掃除丁場(長さ12間)は、来る巳年中は牧野原の半右衛門の請負としたので御用の節はこの半右衛門に仰せ付けられたい。	蔵分	原本	状	1	○	82
549 2185	C 2	天保4年12月 (1833年)・巳	差上申一札之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一、下湯日村庄屋:長次郎 ●小野良右衛門	上・下湯日村が担当する牧野原の掃除丁場(長さ12間)は、来る午年中は牧野原の半右衛門の請負としたことを届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	82
550 2241	C 2	天保6年12月 (1835年)・未	差上申一札之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一、下湯日村庄屋:七太夫 ●犬塚市郎右衛門	上・下湯日村が担当する牧野原の掃除丁場(長さ12間)は、来る申年中は牧野原の半右衛門に請負ってもらったことを届け出る。	蔵分	原本	状	1		
551 1742	C 2	天保7年4月 (1836年)・申	書状	○下湯日村庄屋:七太夫 ●上湯日村庄屋:瀧 三郎一	地頭所殿様当月12日に登城する、その節火消し役を仰せつかった。このことで急廻状が到来、これによると100石に3両の役金、又10人の夫人を知行所へ提供せよとのこと、役金は急なことなので相談せず割合にて算出、出作中の者へもよろしく伝えて欲しい。	蔵分 虫喰い、紙破損あり	原本	状	1	○	82
552 1744	C 2	天保7年12月24日 (1836年)・申	覚	○下湯日村庄屋:七太夫、同村上組庄屋:長次郎 ●上湯日村:三郎一	下湯日下組、高分、申年入用の未津出の分:計17貫285文、下湯日上組の申年諸入用の未津出の分:計20貫703文を受け取る。	蔵分 虫喰い、破損ひどい	原本	状	1		
553 2264	C 2	(天保8年) (1837年)・酉	差上申一札之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一、下湯日村庄屋:七太夫 ●小野良右衛門	上・下湯日村が担当する牧野原の掃除丁場(長さ12間)は、牧野原の半右衛門に請け負ってもらったことを届け出る。	蔵分	原本	状	1		
554 2303	C 2	天保10年12月 (1839年)・亥	差上申一札之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一、下湯日村庄屋:七太夫 ●小野良右衛門	上・下湯日村が担当する牧野原村の掃除丁場(長さ12間)は、来る子年中は牧野原村の半右衛門方に請け負ってもらったことを届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	82
555 2337	C 2	天保11年12月 (1840年)・子	差上申一札之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一、下湯日村庄屋:七太夫 ●織本兵八	上・下湯日村が担当する牧野原村の掃除丁場(長さ12間)は、来る丑年中は牧野原村の半右衛門の請負としたことを届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	82
556 543	C 2	天保13年6月 (1842年)・寅	なし (宿助郷御救金寄付願)	○太田撰津守領分遠江国藤原郡上湯日村百姓:三郎一(当寅の年66才) ●桑田藏兵衛	私先祖より国恩を蒙っている、兼々何かお役に立ちたいと考えていたが、昨今、道中筋は助郷宿方や旅人に至るまで難儀している、そのお救いになればと考え、金100両を上金したい。御下知の有次第上納する。		原本	状	1	○	82

557 2346	C 2	天保13年12月 (1842年)・寅	差上申一札之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一、下湯日村庄屋：七太夫 ●織本兵八	上・下湯日村が担当する牧野原村の掃除下場(長12間)は、来る卯年中は牧野原村の半右衛門の請負としたので、この件お届けする。	蔵分	原本	状	1		
558 2382	C 2	天保14年12月 (1843年)・卯	差上申一札之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一、下湯日村庄屋：七太夫 ●増井良介	内容は通し番号557と同じ、但し、半右衛門請負の時期は「来る辰年中」となっている。	蔵分	原本	状	1		
559 2142	C 2	(天保15年)3月 (1844年)・辰	覚	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●御用達兼中	3月8日、松山嘉左衛門お越しの節：先荷物を上川原新田へ送り・人足2人、3月9日、上川原新田へ御用物送り・人足2人、3月10日、菊川村へ御用物送り・人足2人、又3月9日、馬1疋：上川原新田へ御用物送り、3月10日・菊川村へ馬1疋、御用物送り。以上、殿様が東手巡見の際、当上湯日村往還、通行に付き通知する。	蔵分	原本	状	1	○	82
560 2440	C 2	弘化3年12月 (1846年)・午	差上申一札之事	○上湯日村庄屋：三郎左衛門、下湯日村庄屋：七太夫 ●増井良介	上・下湯日村が担当する牧野原村の掃除下場(長12間)は、来る未年中は牧野原村の半右衛門の請負としたので、この件お届け。	蔵分	原本	状	1	○	82
561 2479	C 2	嘉永元年12月 (1848年)・申	差上申一札之事	○上湯日村庄屋：三郎左衛門、下湯日村組頭：文五郎 ●秋田喜一郎	内容は通し番号560と同じ。但し、半右衛門の請負が来る酉年中となっている	蔵分	原本	状	1		
562 1777	C 2	嘉永6年9月26日 (1853年)・丑	覚	○初倉村名主所 ●上湯日村：三郎一	2貫252文、これ御用金として受け取る。	蔵分	原本	状	1		
563 1751	C 2	なし 7月 ・申	一札之事	○欠 ●上湯日村：三郎左衛門、外、伊太村、瀬戸新屋村名主等、欠字	米7俵、この金2両2分・永237文5分8厘(金10両に付き米25俵分)、これは、去る未年暮れの江戸足輕給分として下されたものだが、足輕御用はなくなったので、この給米直ちに返すべき処、延引して今日に至る。返却の催促もあるが、すでに当人に渡してしまった後のことなので回収がままならない。各方面に頼み才覚してもらい、当金子上納する次第。	蔵分 紙破損、虫喰い、文字欠	原本	状	1		
564 1956	C 2	なし 3月 ・戌	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●松山関司	上湯日村より次の村迄の人足1人分の賃金を示す。それは岡田村迄64文、中里村迄76文、菊川村迄72文、となっている。	蔵分	原本	状	1		
565 1747	C 2	なし 4月3日	書状	○下湯日村：七太夫 ●上湯日村出作惣代：瀧 三郎一、瀧 三太夫	去る暮れには村諸夫錢、取調べもしないまま取立に踏み切ったが、本日取調べを実施し割合したので、出作惣代兼中の立会いを願いたい。	蔵分	原本	状	1		

D-1 村制・戸口-村概況

566 1261	D 1	宝永2年7月 (1705年)・酉	御地頭所切替之毎度差上ル指出帳 上湯日村分扣書	○なし ●なし	左記表紙を表題として、次の5冊が綴込まれている。①上湯日村高反別差出(宝永2)、②上湯日村差出帳(宝永7)、③上湯日村由緒(松林寺)境内書上帳、④上湯日村高反別帳(宝永7)、⑤上湯日村差出帳・下写(延享4)。	蔵分 ②③⑤をコヒ-す	原本	綴り	1	○	82
567 1400	D 1	明和5年9月 (1768年)・子	遠州高附帳	○欠 ●欠	遠州内村々の石高を列挙する。虫喰い著しく、紙劣化、綴じしろが切れ、紙がはりつき開閉不能の箇所がある。	蔵分 虫喰い・文章後欠	原本	縦	1		
568 854	D 1	(文化元年) (1804年)・甲子	瀧家書 前	○なし(瀧 賀惣二維嶽) ●なし	①瀧家の開祖道隆から書き始め三郎左衛門之政(安永8年病死)迄、その足跡を記録、その次男賀惣二維嶽が家を継ぐ、そして本書を書き残す。②瀧家代々の遺物目録を記載する。③湯日の地名由来あり、それによると、元は「湯井」と書くが、いつかは知らねど誤って「湯日」と記すようになった、その昔、「湯」が湧き出ることからこの地名となる。また後に「下湯日」となる処に榎葉藤八が来て風西に居住して以来ここが一集落となる。藤八はこの地域の草分け。④文禄2年の検地には上下の区別はなかった。外、瀧家と湯日村のその後の推移を記録する	調査封筒入り 紙数42枚からなる	原本	縦	1	○	82
569 668	D 1	文政11年 (1828年)・子	覚	○遠州藤原郡上湯日村：三郎一 ●なし	湯日山御蔵入定納については、米16俵、元和2年より山年貢として上納、そして寛永5年に免定に載り、以来同16年迄納入合計は同じ、これ以後原谷野地の内は追々新開墾成り、検地あり。寛永17年に高入りとなる、上納米は3石6斗と減る。また寛永19年より米2石2斗5升に減る、しかし以後宝永元年より上米は増していく、とその変遷を記載している。なお追伸の形で次のように記している「湯日は往古より1つの村であったが元和4年に上・下に分かれた、上納も従来の一村から両村となったが、野山請負は一村(上下一作)のまま」。		原本	状	1	○	82

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本ジ真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
570 669	D 1	なし		(元和2年辰年湯日山御蔵入定納御請負一札)	○なし ●なし	元和2年2月5日川尻村御陣屋代官万年七郎左衛門支配の年、安藤小兵衛元締の世話で当湯日山は三郎兵衛の扣地となり、御蔵米上納請負いとなった。三郎兵衛所持の鎌塚道鑑林は全て差上年貢上納、そして寛永5年御免定に載せられた。以下通し番号569に同じ。	原本	状	1	○	82	
571 670	D 1	なし		(湯日山御蔵入定納御請負一札)	○なし ●なし	内容は通し番号570に同じ。	原本	状	1	○	82	
572 852	D 1	天保9年3月 (1838年)・戊戌		御巡見御通行書上留	○石ヶ谷鉄之丞知行所様原部上湯日村組頭：六兵衛 ●(掛川領主方)	巡見使が上湯日村通行の節、質問され、それに対する回答を記したものである。それは全て「有」か「無」で回答している。「有」と回答したものを列挙すると次の通り。①制札・高札は1カ所あり、②宗門人別は地頭によって毎年改められる③百姓御録の手当ては地頭よりその都度下される、④新地、荒地は、高30石余り、その内8石6斗余りが荒地、⑤各村の大山大川、山林等について、大井川が地先を流れ、御林1ヶ所、百姓山林竹木あり、その他は「無」と回答する。	調査封筒入り	原本	縦	1	○	82
573 1396	D 1	天保13年12月 (1842年)・寅		村高人別家数書上帳 天保12年、東海道金谷宿助郷、遠州様原部上湯日村	○石ヶ谷鉄之丞知行所上湯日村百姓代：忠助、組頭：元兵衛、 太田撰津守領分同村組頭：三太夫、同甚兵衛、庄屋：三郎一 ●松井助左衛門、田辺彦十郎	①太田撰津守領分・高112石2斗6升1勺8才、石ヶ谷鉄之丞知行所・高30石2斗5升4合、②助郷勤・高174石、この内、高70石は去る卯6月より来る午年迄の15ヶ年間免除されている。③家数人別：太田撰津守領分・家79軒(本家)、1軒(柄在家)、計80軒、人別362人(ママ)(男176、女182)石ヶ谷鉄之丞知行所・家数6軒、人別26人(男12、女14)、④馬6疋、牛1疋。	蔵分 紙数5枚 紙は虫喰いにてホロボ、欠字あり、綴じ代くずれ	原本	縦	1	○	82
574 2133	D 1	天保14年閏9月 (1843年)・卯		覚	○上湯日村役人 ●金谷川原町御役人中	鎌塚前川原通り、本新田畑・家数は次のようになっている。①太田撰津守領分：反別6町9反1畝7歩(内5町8反2畝21歩は荒地)、家数10軒、②石ヶ谷鉄之丞知行所：反別4反2畝28歩(内2反4畝24歩は荒地)、家数なし。	蔵分。・2枚の内1枚は下書き、あと1枚は田畑所有者名を書付け	原本	状	3	○	82
575 1375	D 1	嘉永4年正月 (1851年)・亥		引取一札之事	○官城甚右衛門知行所下湯日村組頭：文五郎 ●上湯日村御庄屋中	上湯日村の六兵衛弟金作(30才)は、当村下湯日村伝兵衛の相続人と決まる。そのため当湯日村の人別帳に加えるので上湯日村の帳面より除外されたし。	蔵分 ・分類は「D-4」が妥当。	原本	状	1	○	82
576 1758	D 1	なし 3月 ・戌		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村組頭：三太夫、甚六、庄屋：瀧 三郎一 ●松山開司	公儀御制札1カ所あり、除地寺社は大井大明神が高1石、松林寺が高5斗、石高・家数・人別は、太田備後守領分が、344石5斗余り、80軒、300人余り石ヶ谷鉄之丞知行所分が、30石2斗余り、7軒、20人余り、以上、これは公私領所巡見、土屋市左衛門、設楽甚十郎、水野藤次郎が3月17日通行時に提出したもの。	蔵分 虫喰い著しい、欠字あり	原本	状	1	○	82
577 671	D 1	なし		(飯淵新田村三郎兵衛扣に相成候節之書付)	○上湯日村：三郎一 ●なし	「飯淵新田村は往古、公儀勘定所より上湯日村三郎兵衛分に仰せ付けられたものこのこと勘定所より嶋田代官長谷川藤兵衛に仰せ渡され、藤兵衛より頂いた書付け一通あり」とある。	これは包み紙の上書きである。	原本	状	1	○	82

D-2 村制・戸口-村政

578 830	D 2	元和2年 (1616年) 天保14年まで (1843年)		前々諸書上留 上湯日村	○略 ●略	「湯日山定納二請負申證文」(米16俵：3斗7升入り)〈元和2〉、「上湯日村由緒境内書上帳」(松林寺・天神・西宮境内書上)〈宝永7〉、上・下湯日秣場取決〈元文5〉、「漁師鉄砲員数書上」〈文化4〉、「琉球人通行に付御尋」〈文化3〉、「金谷宿助郷上湯日村勤高次第書」、「朝鮮対州迄来聘に付国役金課役の件」〈文化8〉、等、天保14年迄の要用書上げ。	調査封筒入り 仮表紙「要用書上留」とある。 紙数48枚	原本	縦	1	○	82
579 1189	D 2	宝暦9年11月 (1759年)・卯		御役所差上候書付写並 日坂遣候扣 上湯日村瀧三郎左衛門	○なし ●なし	・寅年仕出御林木残金、・寅年御材木出入用積り、・口上書を以申上候、・一札之事、中泉御役所差上候書付写、等と続く。虫喰い、欠字、紙劣化進行。	蔵分	原本	縦	1		
580 266	D 2	文化12年8月28日 (1815年)・亥		差出申一札之事	○上湯日村：伝六、・同村五人組(伊左衛門組)5名連印の奥書 ●同村庄屋、組頭中	私伝六は病身のため百姓代の退役を願ひ出た次第、以後私の属す五人組は伊左衛門組となる、公儀の御条目等の厳守を約す。	原本	状	1	○	82	

581 865	D 2	文政11年正月 (1828年)・子	手ひかへ	○なし ●なし	・無尽(大黒講)終会の件、・夫食拝借願い、・加判金覚、外に日記風に書付けた文もある。文政8年2月より書き始める。(虫喰いひどい、欠字あり)	調査封筒入り 紙のハリツキ	原本	横 半	1		
582 605	D 2	文政11年2月 (1828年)・子	覚	○伏方村庄屋:伊右衛門 ●上湯日村御役人中	石ヶ谷役所から受取の本書1つ一金高2兩2朱・永690文-これ確かに受け取る。この度惣代願人に渡し、江戸屋敷に持参した。よって受取状を出す。		原本	状	1		
583 404	D 2	文政12年2月 (1829年)・丑	差出申一札之事	○上湯日村五人組惣代:清八、外13名連印 ●岡村御庄屋中、 組頭甚六の奥印あり。	当村三太夫を組頭にしたい、とお願いした処、承認されて有り難い。その請書として連印を提出。		原本	状	1	○	82
584 1874	D 2	文政13年2月 (1830年)・寅	乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村庄屋:三郎一 ●新村伝五右衛門、鈴木治郎左衛門	当村三太夫がこの度組頭を仰せつかった。この事お届け。	蔵分	原本	状	1	○	82
585 408	D 2	文政13年5月6日 (1830年)・寅	乍恐以書付奉願上候	○太田備後守領分遠州榎原郡上湯日村庄屋掃村願人:三郎一、組頭跡代引受人:三太夫 ●寺社御奉行所	今上湯日村は、下湯日村庄屋七太夫、外五人組を相手取り訴え中、三郎一はそのため江戸に詰め事件吟味中であった。ところが国元から三郎一の母君(78才)が病氣重体との報せあり。三郎一は公儀に掃村を申し出たが許可されない。しかし存命危ないとのことで、三郎一の代人として組頭三太夫が出府するというので、再掃村願いを出し許可された。その掃村願い。	長さ134cm 虫喰いあり	原本	状	1	○	82
586 2192	D 2	(天保4年)12月 (1833年)・巳	乍恐以書付御礼奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	来る午年の正月、年頭の挨拶に出頭せよ、とのこと、これ承知の届け。	蔵分	原本	状	1	○	82
587 2068	D 2	(天保5年)3月7日 (1834年)・午	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	私三郎一は此迄御用達の任を賜り勤めて来たが、近年病身となり、御用向きも勤め兼ねる。といつても私伴もまだ幼少、それで伴が成長する迄の4~5年間、御用達の休役を願いたい、とする願状。結局4月14日に許可されている。	蔵分	原本	状	1	○	82
588 552	D 2	天保5年8月晦日 (1834年)・午	覚	○なし ●なし	上湯日村瀧三郎一、組頭久兵衛、上川原新田庄屋彦右衛門、上菊川村庄屋古三郎、柏原村庄屋作右衛門、同八郎左衛門、植松村庄屋平三郎、外、柏原村百姓8名、植松村百姓1名、以上の者は年来穀物高のことで下々難儀し見るに見兼ねて米金を施し救済、又無利息の貸し金をするなどをして村人を救った事、奇特な所行ということで公儀から褒詞があった。これを瀧三郎一が写したものだ。		原本	状	1	○	82
589 2228	D 2	(天保6年)4月 (1835年)・未	一札之事	○西原村養徳寺 ●上湯日村御役人中	上湯日村の清八の息子、忠蔵(5才)は西原村の養徳寺の住職が弟子として引き取る。そのための人別引取状。	蔵分 「D-4」に相当	原本	状	1	○	82
590 2242	D 2	(天保6年)4月 (1835年)・未	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	上川原新田庄屋彦左衛門病死に付き、彦左衛門の伴、彦右衛門を跡役としたく、この件お願い。	蔵分	原本	状	1	○	82
591 2238	D 2	(天保6年)12月 (1835年)・未	乍恐以書付御請奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●犬塚市郎兵衛	来る申年の年頭のお祝いに向うくよう申し付けられた。これは庄屋を対象とするもので、5日参内の指示であるが、これに先立ち4日の宵から詰めると届出る。	蔵分	原本	状	1	○	82
592 540	D 2	天保7年10月6日 (1836年)・申	覚 (地押帳預かり證書)	○上湯日村:瀧 三郎一 ●岡田村元庄屋:善右衛門	地押帳4冊(貞享3年の分2冊(本・新)、享保9年改新田帳1、宝暦7年改新田帳1)、これは貴方が他行にて、また子息が大病で、依頼され預かる。		原本	状	1	○	82
593 539	D 2	天保7年10月6日 (1836年)・申	覚	○上湯日村:瀧 三郎一 ●岡田村:善右衛門	通し番号592に同じ。		原本	状	1	○	82
594 2331	D 2	(天保12年)9月 (1841年)・丑	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●織本兵八	殿様御家督のご祝儀を、来る10月10日に頂戴のため出頭せよとの事、私長患いに付き伴伝作を行かせる、この件お願い。	蔵分	原本	状	1	○	82
595 2383	D 2	(天保14年)12月 (1843年)・卯	乍恐以書付御請奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●増井良介	来る辰年正月、年頭のお札に庄屋参上せよとのこと、私病気に付き、伴伝作を勤めさせる、この件お届け。	蔵分 下書き1通あり	原本	状	2		
596 2124	D 2	天保14年12月 (1843年)・卯	乍恐以書付御請奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●増井良介	来る辰年の年頭挨拶で庄屋共掛川に参上、その時の献上品として白木台にナマの鯉2本を持参。この件お届け。	蔵分	原本	状	1		
597 2388	D 2	天保15年12月 (1844年)・辰	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一、組頭:三太夫、甚六の奥書あり ●増井良介	私三郎一は病身に付き、庄屋役を退役したい。跡役は村中相談の結果、伴の三郎左衛門に決まる、この件お願いしたい。	蔵分	原本	状	1	○	82

598 935	D 2	天保15年8月16日 (1844年)・辰	公私要用留(万覚書) 瀧 三郎一	○なし ●なし	・湯日はもと湯井と言っていた。天正以前、高坂八合より湯が湧き出て、これより上の谷を湯井と言われている。又往古、この所を鎌塚宿という一駅でもあった。鎌足が東方へ下向の折りに、この上の原で妻に出逢い、以来ここを逢妻と称している、等、土地の由緒を冒頭に述べる。天正18年の「天正の瀬達」にも簡単に触れている。それから文化7年からの「万覚書」を収録、これには、琉球人通行の国役金は以前はなく、文化3年以後課せられた事、金谷宿助郷に関する訴状、文政元年の谷川大破に付き水路堰替え問題、若者仲間と称する者は領内一切禁止(寛政7年)等を記載。概して伝馬・助郷に関わるものを多く記録。	調査封筒入り 虫喰いあり	原本	横半	1	○	82
599 2425	D 2	(弘化2年)2月 (1845年)・巳	乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●秋山九郎兵衛、服部大蔵	私はこの度、庄屋役を仰せ付けられた。このことお届け。	蔵分	原本	状	1		
600 2419	D 2	(弘化2年)7月 (1845年)・巳	乍恐以書付御請奉申上候	○上湯日村：瀧 三郎一 ●松山嘉左衛門	際様、来る9日に御着城とのこと、そのお迎えとして、麻上下着用し、来る8日の宵に掛川着とし、その際の生鯉献上のことは前々通り献上する、と届ける。	蔵分	原本	状	1		
601 2146	D 2	弘化2年12月 (1845年)・巳	乍恐以書付御請奉申上候	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●増井良介	来る午年正月5日年頭挨拶のための庄屋出頭の指示、この時ナマ鯉2本白木台にて献上のため持参する。このことお届け。	蔵分	原本	状	1		
602 2151	D 2	弘化3年5月 (1846年)・丙午	病人書上帳 上湯日村	○遠州榛原郡上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●なし	「六郎兵衛の母73才、伝八の母78才、半平子長蔵20才……」と書き連ね、その人数合17人(男10、女7人)として報告している。	蔵分	原本	状	1		
603 2439	D 2	(弘化3年)12月 (1846年)・午	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村：瀧 三郎一 ●増井良介	私、三郎一はお上の莫大な厚恩を蒙り苗字帯刀・扶持米まで頂き有難、しかしこのところ病身にて御用ままならず、扶持米は当年限りで打切りにしてもらいたいと申し出る。 ※ この願いに付き、それには及ばないとの返答を受け取る。	蔵分	原本	状	1	○	82
604 938	D 2	嘉永5年正月 (1852年)・子	金銭出入帳	○なし ●なし	①2月22日より翌年丑年12月迄の出費品目が記載される。②「万諸用向扣」があり、これには、借財が嵩み地方御用達の退身が話題とされ、その対策が記載されている。更に、それに関する入金、出費が月日を追って記載される。	調査封筒入り ①と②の横半帳を一つに綴る。	原本	横半綴り	1	○	82
605 1219	D 2	嘉永5年11月 (1852年)・子	覚	○上湯日村庄屋：瀧 三郎左衛門 ●なし	5番、米25俵(但し4斗2升入り)、この代金預かる、津出しの時はこの書付けと引き替えに渡す。	蔵分	原本	状	1		
606 936	D 2	嘉永6年10月 (1853年)・丑	御用留	○なし ●なし	・丑年は早魃、連作、破免検見実施のことであるが、それ迄の間、稲をそのままに出来ず早々に刈取度、これお願い、・法令違反のための詫文、・倉真村地内から上西郷村に引いている用水を、倉真村が取り止めに付き出入り一件、・不行跡に付きお叱り、お詫びの一札、・岸村人の出作に付き、三郎左衛門は田地取り上げを主張し、その出入り、内済の一件等、各訴訟の覚を載せる。	調査封筒入り 紙数21枚	原本	横半	1	○	82
607 315	D 2	嘉永7年正月 (1854年)・寅	御請一札之事	○上菊川村：伝助、組合惣代；文吉・銀右衛門、同村組頭：清次源兵衛、牧野原村庄屋：佐平次、下菊川村与頭：喜兵衛 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	昨年丑年のこと、村内の者が上納物難儀により村役人からの頼みによって村内扣の柴山を抵当に金子借用した。そのことで村方の者の問題となる。結局、双方和睦はならず、仕方なく地方御用達の瀧三郎左衛門に仲介を依頼し、結果、私は隠居し、家は俵に譲ることで落着する。		原本	状	1	○	82
608 1686	D 2	嘉永7年5月 (1854年)・寅	借財田畑山林取調帳 上湯日村：瀧三郎左衛門	○上湯日村当人：瀧三郎左衛門、別家：伝六・嘉十、六兵衛、組頭：久兵衛、八郎一 ●なし	借財の相手を一人ずつ挙げる、その借財は4492両にのぼる。更に講事掛金の計158両1分を挙げ、次に田畑山林取調書へと続く……。	蔵分 虫喰いあり	原本	横	1		
609 1680	D 2	嘉永7年7月 (1854年)・寅	田畑山林借金取調書上帳 卯6月調 瀧三郎左衛門	○上湯日村当人：三郎左衛門、別家：伝六、嘉十、八郎一、親類6名略、切山村庄屋：三郎太夫	三郎左衛門は連々借財積もり、その惣高をどうにも出来なくなり、今般諸親類、村役人立会い、田畑・山林・家財を全部取調べ、報告したものの。	蔵分 虫喰いあり	原本	横	1		
610 346	D 2	嘉永7年8月23日 (1854年)・寅	御預ケ申候帳面請取之事	○岡田村百姓代：善五郎、組頭：長五郎 ●上湯日村組頭：八郎一、庄屋：瀧 三郎左衛門	三郎左衛門方へ預けられた帳面全て受け取る。		原本	状	1		
611 273	D 2	安政2年8月 (1855年)・卯	諸帳面請取目録	○上湯日村組頭：久兵衛・同八郎一 ●同村：瀧 三郎左衛門	田並反別古帳、名寄田反別帳、免割帳、高付帳、鎌塚新々畑反別諸願書、諸働化村方取計趣新帳、寺社書上帳、村高家取調書上、以上、8冊預かり。		原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 ^レ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
612 345	D 2	安政2年11月 (1855年)・卯		諸帳面請取目録	○上湯日村組頭:八郎一、同久兵衛 ●同村:瀧三郎左衛門	水帳2、鎌塚新田畑水帳1、御改畑水帳1、名寄田反別1、高附一帳1、計6冊以上受け取る。	調査封筒入り	原本	状	1		
613 1678	D 2	安政6年12月 (1859年)・未		借金御附扣帳	○上湯日村惣代:清左衛門、半平、藤兵衛、岡田村組頭:三郎右衛門、屋久保村庄屋:茂左衛門、切山村庄屋:弥左衛門、中里村庄屋:甚左衛門、上川原新田庄屋彦右衛門、平尾村組頭:三郎治、 地方御用達6名の奥書あり ●御金主中	上湯日村の三郎左衛門の大借により、その家株を差出し、親類・村役人が評議し隣村役人にも頼んでこの始末願いを提出したものであるが、その家財・借金を具体的に記載する。	蔵分	原本	横	1	○	82
614 10	D 2	略		家 書 瀧 嶽	○略 ●略	村内で起こった出来事、例えば、人別送り、田畑山林売買、天明の大飢饉、文化13年の飢饉、等(18世紀~19世紀前半)がかなり詳しく記載される。年代順にはなっていない。	調査封筒入り 紙数21枚	原本	縦	1	○	82
615 16	D 2	略		家 書 維 嶽	○略 ●略	本書の冒頭に、契約のこと、として「同11日は当瀧本家中祖通彦院英吉居士の忌日である。それで毎年正月11日、備前の儀式として、分家、別家、同性の者が当本家に集い、開祖瀧道鑑を初めとして先祖の霊を祭ることになっている。もしこれに背く者あらば門絶となる」とあるが、本書の中身は、瀧家のことと云うよりも村政とその運営に関わることを主に記載している。	調査封筒入り 紙数73枚	原本	縦	1	○	82
616 2165	D 2	略		(「諸願書の扣」の表紙)	○なし ●なし	「諸願書扣」として同年のもの(そのほとんどが一紙文書で、若干縦・横帳があり)をひと綴りにして一括している。それは文政13年(天保元年)から嘉永2年まで19年間のものである。内容はまちまちで1分類でまとまらない、統一性のないものを綴る。それでこの綴りをバ ^ラ して一枚一枚とし、一紙文書として一枚一枚内容相当の分類を付けて処理した。一枚一枚の文書には年号の記載がないので、便宜上年号を()内に囲んで示してある。	蔵分	原本	状	19		
617 1963	D 2	12月28日 ・子		覚	○上湯日村百姓:長太 ●御庄屋:三郎一	御蔵米7俵、これはこの度上様より私が頂いたもので、これ確かに受け取る。	蔵分	原本	状	1		
618 558	D 2	12月 ・丑		覚	○なし ●上湯日村庄屋:三郎一	庄屋三郎一は諸村用向き繁多のところ、格別精を出して勤めているので、当年より米3俵を増す、それで従来のもとの加えて都合米6俵となることを報せる。		原本	状	1	○	82
619 545	D 2	7月 ・卯		覚	○なし(公儀) ●御用達・上湯日村庄屋:三郎一	益々篤実に勤め、村方の治めもよい。よって苗字を許す、とある。	裏打ちの上から虫喰い進行	原本	状	1	○	82
620 366	D 2	正月 ・午		乍恐書付を以奉願上候	○上湯日村庄屋:三郎左衛門、奥書:組頭:仁右衛門、外3名 ●御役所	私は去る年より大病、しかも老衰、そのため公儀御用を勤めることが困難、それで養子幸八に跡敷を渡し、庄屋役を辞退したい、この件お願い。		原本	状	1	○	82
621 312	D 2	4月8日 ・未		覚	○掛川郷宿にて、色尾村名主:伝二郎 ●岡田村庄屋:平兵衛	去る月受け取った仮鑑定証文に付き、本日貴殿は押印したが、我らは印鑑を持参しなかったので、帰村の上改めて押印したく、この件お願いしたい。		原本	状	1		
622 1923	D 2	12月 ・未		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●東手代官所:名波門吉	父三郎一は年来扶持米を拝借して来た。拝借は恐れ多く年来使わず積み立てて来た。その父が老年にて病氣再発、生存中にこの積金50両を御上に差上げたたく、たつて子の私よりもこの請取りをお願いしたい。	蔵分 通し番号623と関連	原本	状	1	○	82
623 562	D 2	正月 ・酉		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●和田喜一郎	父三郎一は公儀御厚恩を蒙り安穩に今日に至った。そこで冥加としてこれまで積立て来た金子50両を上金したいと考えているが、小額なので躊躇していたところ、去る10月この父が病死した。後継者の私としても是非亡父の念願を叶えてやりたい。わずか50両ではあるが上金したく、この件お願い。	通し番号622と関連	原本	状	1	○	82
624 559	D 2	2月9日 ・酉		覚	○和田喜一郎 ●上湯日村庄屋:三郎左衛門	金50両、これは亡父三郎一が公儀よりお世話になり安穩に暮らしてこられた、その感謝の印として積年の貯蓄金子50両でこれを公儀に献上、その請取状。	通し番号623と関連	原本	状	1	○	82

625 618	D 2	2月 ・酉	覚	○和田喜一郎 ●上湯日村庄屋：三郎左衛門	内容は通し番号624と同じ。	通し番号624と関連	原本	状	1	○	82
626 550	D 2	3月 ・酉	覚	○なし ●御用達・上湯日村庄屋：三郎左衛門	三郎左衛門の亡父三郎一は年来奇特な志あり、ことに病中からの伝言としてこの度亡父の願ひ通り三郎左衛門は上金するという、これまた奇特な行いであり、これに対して三郎左衛門に苗字を許すことにする。	通し番号623、624と関連	原本	状	1	○	82
627 556	D 2	3月	覚	○なし ●御用達・上湯日村庄屋：三郎左衛門	通し番号626に同じ。		原本	状	1		
628 1513	D 2	2月9日 ・亥	口上	○組頭：清右衛門 ●本村：瀧 恵作	先達の「為替一札」、今もって私方に届かない。今日の内に私方迄届けてもらいたい。	蔵分	原本	状	1		
629 1377	D 2	7月 ・亥	乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎左衛門 ●和田喜一郎	当村組頭三太夫は長病でその養生叶わず、16日死去した。このことお届け。	蔵分	原本	状	1	○	82
630 564	D 2	3月13日	前欠 (御用向相達し)	○松山閑司 ●上湯日村庄屋中	文章前欠、文末に「この一封、急御用申遣わし候間、早々に相届けるべく候」とあり、二藤村、成瀬村、伊達方村、下菊川村よりとある。御触れ廻状の断簡か。		原本	状	1	○	82
631 1765	D 2	閏4月21日	覚	○上吉田村：村役人 ●上湯日村御役人衆中	御触書1通、その写1通、村々請印帳1通の一件書物、白木箱入りにて受け取る次は下吉田村に継ぎ送る、とある。	蔵分	原本	状	1		
632 551	D 2	5月21日	覚	○増井良介 ●上湯日村庄屋：瀧 三郎一	三郎一はかねてより生鯉を献上したいと願ひ出していた。これを内伺いに申達していたが、表向き願書にて提出せよとの沙汰があったので、そのようにせよ、とある。仁藤村、成瀬村、伊達方村、菊川村より、とある。廻状か。		原本	状	1	○	82
633 561	D 2	5月27日	覚	○なし ●なし(瀧氏)	生鯉献上の件、それは御城入りの際にせよ、と云うことで許可がおりた、と伝えたもの。	通し番号632と関連する文書	原本	状	1	○	82
634 544	D 2	7月13日	覚	○増井孫次右衛門 ●上湯日村庄屋：三郎左衛門	先達、巡見の時に小休止したことがあった。その時、滝邸の上の間、次の間迄量の表替えし、便所その他掃除も行き届き、お茶・菓子を出し、また引き上げの節は村内一統、原地まで道送し、その往来案内等、色々と世話あり、その誠実な働きに金3分を下し勞う。本文と盃を渡すので請取に参上せよ。	虫喰いあり	原本	状	1	○	82
635 554	D 2	8月17日	覚	○松山嘉左衛門 ●上湯日村庄屋：瀧 三郎一	「奉行所より貴方に申談じたき儀あり、明18日4ツ時迄に出頭の事」とある文書、この一封、夜に入っても今日中に届けること、とし、二藤村、成瀬村、伊達方村、菊川村より、とある。廻状か。		原本	状	1	○	82
636 553	D 2	(天保8年)8月 (1837年)	覚	○なし ●上湯日村：瀧 三郎一	三郎一の村方扱い、連作の年でも公儀に繼ることをせず、また去る申年は稀なる凶作であったが、その見分等調査も未々まで行き届き、村方の治めが良好なことこれ三郎一の実意の表れ、用向きもよく心得ている。以上のことに対して、年々米10俵を授ける。	虫喰いが目立つ。	原本	状	1	○	82
637 1934	D 2	(天保8年)8月 (1837年)	覚	○なし ●上湯日村庄屋：瀧 三郎一	内容は通し番号636に同じ。	蔵分	原本	状	1	○	82
638 563	D 2	9月	(布達)	○なし ●なし	殿が来る夏に日光御勤番を命ぜられた。殿は家督を継いだばかりの若年、拜命は本望なことではあるが、近年入用続き、借財も高みやり繰り困難な状態にある。しかも今回は一時に莫大な入用となる。諸色高値の折りから村々とても生活困難であろうが、御用金の抑せ付けも頭に入れておいてもらいたい。		原本	状	1	○	82
639 560	D 2	(弘化2年)12月20日 (1845年)	覚	○増井良介 ●上湯日村：瀧 三郎一	「貴方は老年で病身に付き庄屋を退役し、その後役を俸の三郎左衛門に任せたいとの願ひ出あり、これを聞き届ける。ただ貴方に与えた苗字帯刀、扶持米、その両方共これまで通り支給されるので、そのつもりで」。この配符早々に届けるべし、として、二藤、成瀬、伊達方、菊川の村名があがっている。廻状か。		原本	状	1	○	82

640 557	D 2	12月	覚	○なし ●上湯日村庄屋：瀧 三郎一	三郎一は、村方御用向きに年来実直に勤め、以前から奇特な志ありと聞く、よって格別の賞としてこの者へ帯刀を許可し、新に3人扶持を遣わす。	原本	状	1	○	82	
641 549	D 2	12月	覚	○なし ●上湯日村庄屋：三郎一	三郎一に次のようなものを遣わす。1、金2分：これは諸々の用向きに精を出し勤めたことへの褒美、2、袖筒1反：これは当年、村に難波の年柄のところ、あれこれ取り扱い村が安定したことへの計らい。	原本	状	1	○	82	
642 619	D 2	閏12月	覚	○なし ●上湯日村庄屋：三郎左衛門	三郎左衛門は御用向きに精を出し勤めて来たので、米2俵、当年暮れより増し、合計5俵宛年々遣わすところとなる。	原本	状	1	○	82	
643 621	D 2	(天保7年) (1836年)	覚	○なし ●桑地村御用達：加茂常右衛門、阿知ヶ谷村庄屋・御用達：孫右衛門、五明村庄屋・御用達：松浦五兵衛、倉真村庄屋・御用達佐平次、上湯日村庄屋御用達：瀧三郎左衛門、上垂木村庄屋・御用達：半兵衛、東郷村庄屋御用達：八太夫、柴地村庄屋：幸之丞	左の受取人8名の者は、年中村役人として精を出した。とりわけ今年の早魁・連作では各村方には藩主から年貢減免の上、お手当て米を村に下されたにもかかわらず、なお不足で、その不足分を庄屋等が借金してこれを補い年貢完納した。このことに付き公儀から褒美として、ある者には反物や米を、又ある者には紋付小袖・麻上下等を下された。以上、藩主から賜った品々、各人が頂いたものを、後世記録にとどめておくために一紙に写しまとめたもの。	長さ131cm	原本	状	1	○	82
644 1251	D 2	なし	万覚書	○なし ●なし	免状、水帳、反別帳、免割帳、高帳、丑御年貢取立帳、丑小作取立帳、山札米取立帳など、メモ的に記載する。	蔵分	原本	横	1		
645 2529	D 2	なし	書状	○略 ●略	年貢米取立之件、村入用割り・取立・請取の件、金子借入金、米渡し之件、用向き連絡、村役人退役の件、石代金請取状等の一紙文書を一括する。	蔵分	原本	状	18		
646 665	D 2	なし	なし(保管文書書付)	○なし ●なし	・元和2・湯日山定納に請負仕一札~1本、・御免定~15本(元和6-寛永1)、・寛永年中高坂原に付訴状下書~1本、その他、宝暦7株場出入内済証文、文化11株場野山大増議定証文1通、等全部で8通の文書を書き上げる。		原本	状	1		
647 565	D 2	欠	なし(書状)	○近藤官左衛門 ●上湯日村庄屋：三郎一	※これは書状の包み紙である。その包み紙の上に左記のような差出・受取人の記載あり、更に「急御用向」と付記している。		原本	状	1		

D-3 村制・戸口-村入用

648 9	D 3	元禄7年11月20日 (1694年)・戌	預り申金子之事	○伊藤孫左衛門、市川善蔵 ●上湯日村：三郎兵衛	金30両(江戸小判)、これは御勘定金不足に付き、三郎右衛門所持の田地高7名目を質に入れ、当戌暮れより来る亥暮れまで借用したもの。年利1割半、もし返済遅れの場合は質物田地を渡すことを約す。	原本	状	1	○	82	
649 932	D 3	元文5年6月 (1740年)・申	添証文之事	○本多越中守内桑津郡平、石丸右衛門 ●鈴木清左衛門	駿府預かり金の内から上湯日村に25両を貸し出した。返済時節・利息は村方証文にしたためた通りである。但し急な上納指示があったら何時に依らず返済しなければならない。担保とした質物は、上湯日村高辻の内の田地坪付きの通りとする。	原本	状	1	○	82	
650 930	D 3	寛保3年正月 (1743年)・癸亥	覚	○大館伊兵衛、亀田新右衛門、石丸元右衛門、内山弥一右衛門 ●上湯日村庄屋・組頭	金46両、これは駿府町奉行所より町人共へ預けた公金であるが、その村が御用金提出のために必要ということで、田地を抵当に借り受けることになったもの。当11月に元利共に返済の事。	原本	状	1	○	82	
651 697	D 3	延享4年2月 (1747年)・卯	譲り渡申田地之事	○上湯日村庄屋主：三郎兵衛、組頭：仁右衛門、伝六、百姓代伝七、初倉村：与太夫、色尾村：源三郎、谷口村：松兵衛、青柳村：銀太夫、南原村：小七良、岡田村：千右衛門 ●植松村：久兵衛	高146石6斗1升9合の田地を(家屋敷・山林、竹木共に)、金180両で譲り渡し、その金子受取る。この金子の使途は次の通り、①年貢未進方に上納の分②金谷町宿方拝借22両、大井川田金20両、掛川宿馬金25両、3口合計67両、内、14両は村中借用、残り53両は我ら借用、田地外植松村に移った以上は年貢諸入用は久兵衛の勤めとなる。	紙面は途中で分断され本来一枚文書が2枚となっている。	原本	状	2	○	82
652 699	D 3	寛延3年正月 (1750年)・庚午	覚	○植松村：久兵衛 ●三郎左衛門代おのへどの、藤兵衛殿、儀右衛門殿、六兵衛殿	三郎左衛門殿の辰(寛延1)・巳年(寛延2)の引込金、計10両2分・銭170文、これ催促したが当分出来ないと、各主様の取り計らいで、この金子分内諸道具合19品(代金5両1分)を受取る。もし末年(宝暦1)までにこの品物掛け出ししなければ当方で売却する、このための証文。	通し番号651・653と関連	原本	状	1	○	82

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本比真	形 態	数 量	撮 影	箱 号
653 698	D 3	寛延3年5月 (1750年)・庚午		取為替申證文之事	○榎松村:久兵衛 ●上湯日村百姓代:甚六、組頭:孫右衛門、同:藤兵衛、同:平三郎兵衛、同村親類:源六、同:仙右衛門、庄屋:田地主三郎左衛門	高146石6斗1升9合、この田地は延享4年2月、本多越中守様所替えの節、金180兩で貴方から譲渡された土地である。この度薩家跡式継ぎの養子がきまり、私方は病身、このことで掛川役所からの依頼もあってこの土地、山林・竹木も全てを貴方に返すことにする。但し、私の貸した借金は年々滞りなく徳米にて返済してもらおう。	通し番号651、652と関連	原本	状	1	○	82
654 462	D 3	宝暦10年12月 (1760年)・辰		一札之事	○上湯日村売主:仙右衛門、百姓代:甚六、庄屋:藤兵衛、同三郎兵衛、親類:六兵衛 ●同村百姓中	上田8畝12歩(分米1石9斗2合)、これは中泉より拝借(5兩)した時の質入田地である。近年連作続きで、この借金の返済が不可となる。どうかこの田地を村にて処分してもらいたい。		原本	状	1	○	82
655 1687	D 3	明和5年正月 (1768年)・子		諸道具並井口村米書上帳 上湯日村三郎右衛門	○なし ●なし	米9俵3斗7升5合、これは寛延3年、井口村より榎松村の久兵衛方が引取る分であるが、外に、宝暦元年から明和3年迄の17年間の合計米110俵2斗となっている。諸道具とは何か、その記載なし。	蔵分	原本	横	1		
656 920	D 3	安永4年2月 (1775年)・未		御払米買請證文之事	○上湯日村庄屋:三郎左衛門、沢田村庄屋:又六、袋井村庄屋:伝十郎 ●稲崎伝左衛門	米50俵を、金16兩2分と錢862文で菊川村から上湯日村の三郎左衛門が、また25俵は、8兩2分と錢1貫225文にて、沢田村の又六が買受る。	虫喰いあり	原本	状	1	○	82
657 917	D 3	安永4年9月29日 (1775年)・未		差上申拝借證文之事	○上湯日村庄屋:三郎左衛門、沢田村庄屋:又六、袋井村庄屋:伝十郎 ●古沢文左衛門、原式左衛門、近藤官立一左衛門	当月晦日迄に上納すべき金子、やむなき理由で差し支え、止むなく金300兩拝借する(内:100兩は10月10日上納)、返済は10月15日迄とする。		原本	状	1	○	82
658 276	D 3	安永8年3月 (1779年)・亥		乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●町御奉行所	先年下吉田村平右衛門、藤兵衛の兩人が掛川宿町伝馬金の内から34兩2分余を拝借したが、この兩人落ちぶれて拝借金の返済が滞ってしまった。そこで6年以前、下吉田村百姓等と相談、1年に3兩、年柄の良好な時は5兩を上納すると取決め、これが許可され上納してきた。この度領地替えの話あり、村方相談し5兩を調達し上納、これにより質地證文のお下げあり、その書付け難かに受取る。	文章下書き	原本	状	1	○	82
659 1418	D 3	天明5年11月 (1785年)・巳		石ヶ谷栄蔵様巳御年貢取立帳	○なし ●なし	表題の帳面の外に、天明6・7年の年貢取立帳を一括同封。	蔵分	原本	横	3		
660 1051	D 3	天明8年11月 (1788年)・申		預申御納戸金之事	○上湯日村庄屋預主:三郎左衛門、百姓代証人:長助、長百姓証人:市郎兵衛、組頭証人:仙右衛門、御用達庄屋:宮脇村:十次郎、沢田村:又六 ●平川小一郎、長坂平四郎、原武左衛門、近藤官左衛門、鈴木伝兵衛、相沢龍左衛門、和田平太夫	金25兩2分、これは御納戸金御貸し付けの内より上湯日村百姓が拝借したもので、この質地として田地高26石、別紙名寄目録を提出。年利1割半、返済は来る百年11月28日。	通し番号661に同じ	原本	状	1	○	82
661 1050	D 3	天明8年11月 (1788年)・申		上湯日村百姓扣田地質物 差上候名寄目録	○上湯日村庄屋:三郎左衛門、外、村方三役、証人、御用達:宮脇村庄屋、沢田村庄屋2名、名前略 ●平川小一郎 外6名略	内容は通し番号660に同じ。	蔵分 虫喰い、紙破損目立つ	原本	状	1	○	82
662 1432	D 3	寛政元年9月 (1789年)・取り		石ヶ谷十蔵様御知行所西 御年貢米取立帳	○なし ●なし	表題の帳面の外に、寛政3、4、5、6、8、11、12年のものを一括同封する。名請人ごとに割り当てたもの。	蔵分	原本	横	8		
663 1454	D 3	寛政7年11月 (1795年)・卯		石ヶ谷十蔵様御知行所卯 御年貢米取立帳	○なし ●なし	各人からの取立て、その納合:米18俵2斗2升8合4勺となっている。	蔵分	原本	横	1		
664 1420	D 3	寛政9年11月 (1797年)・巳		石ヶ谷十蔵様御知行所巳 御年貢米取立帳	○なし ●なし	表題の帳面の外に、「巳村入用割合帳」を一括同封する。	蔵分	原本	横	2		
665 1419	D 3	寛政10年11月 (1798年)・午		石ヶ谷十蔵様御知行所午 御年貢米取立帳	○なし ●なし	表題の帳面の外に、寛政10年「午村入用割合帳」を一括同封。	蔵分	原本	横	2		
666 1453	D 3	寛政11年12月 (1799年)・未		石ヶ谷様入用取あつめ帳 上湯日村	○なし ●なし	計10貫718文(高1石に付き365文がかり、とあり)。	蔵分	原本	横	1		

667 1433	D 3	享和元年11月 (1801年)・酉	石ヶ谷吉次郎様御知行所 酉御年貢取立帳	○なし ●なし	表題の帳面の外に、享和2、3、文化2年の年貢米取立帳を一括同封する。	蔵分	原本	横	4		
668 1450	D 3	享和3年12月 (1803年)・亥	石ヶ谷様御知行所亥入用 帳	○伏方村：伊右衛門 ●上湯日村御名主：三郎左衛門	各名請人からの年貢金又は国役金等、合計7貫486文、それに触方、筆墨代金 お種米切を加え、総計9貫586文、とある。	蔵分	原本	横	1		
669 1416	D 3	文化2年10月 (1805年)・丑	石ヶ谷十蔵様御知行所丑御年貢米取立並御用捨引 割合帳 上湯日村	○なし ●なし	①御用引きは役人札、検見御用のための村役人3度支度、酒肴など、計1分2朱 676文、②各小前ごと米の書上、その合計12俵4升6合。	蔵分	原本	横	1		
670 308	D 3	文化2年12月 (1805年)・丑	差上申拝借金之事	○上湯日村庄屋：三郎左衛門 ●増井孫次右衛門	金5両、これは牧野原村の止むを得ない入用のことで、私からお願してお上 から拝借したもの。返済は来る寅年から亥年迄の10ヶ年、金2分ずつ上納する ということである。		原本	状	1	○	82
671 1034	D 3	文化11年7月 (1814年)・戌	拝借申金子之事	○橋柄村百姓代：徳次郎、組頭：借主：利兵衛 ●上湯日村御庄屋：三左衛門	金2分、これは村方御上納金に差し支え拝借したもの。返済は村方取立次第に利 息を添えて返済する。		原本	状	1	○	82
672 521	D 3	文政2年7月 (1819年)・卯	預り申金子之事	○上湯日村預り主：三郎一、証人：三左衛門 ●鈴木岩兵衛	金29両、この金子、年利1割2分5厘の勘定で預かる。返済は11月晦日、元 利ともに。		原本	状	1	○	82
673 1438	D 3	文政2年12月 (1819年)・卯	卯村入用小割合帳 石ヶ谷鉄之丞様御知行所 湯日村	○なし ●なし	帳面の外に「卯御年貢米取立帳(文政2)」を一括して綴じ込んでいる。	蔵分	原本	横 綴り	1		
674 586	D 3	文政4年春 (1821年)・巳	覚	○上河原新田：彦左衛門 ●上湯日村御役人中	初1俵、確かに受取る。その受取状。		原本	状	1		
675 1445	D 3	文政4年11月 (1821年)・巳	巳御年貢米取立帳 石ヶ谷鉄之丞様御知行所、上湯日村	○なし ●なし	表題の外に、同年の「巳村入用小割合帳」を一括綴込み、取立帳の方は米とその 代金、小合相帳の方は金銭で表示。	蔵分	原本	横 綴り	1		
676 1425	D 3	文政5年12月 (1822年)・午	午村入用小割合帳 石ヶ谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の帳面の外に、「午御年貢米取立帳」を一括綴じ込む。	蔵分	原本	横 綴り	1		
677 1740	D 3	文政5年 (1822年)	覚(包紙入り)	○下湯日村役人 ●上湯日村：三郎市	包紙に、「文政5年午請取書、下湯日村より」として、下湯日村庄屋より、金3 分(午の石代金)、金2分2朱と106文、等、記載あり。	蔵分	原本	状	1		
678 1437	D 3	文政6年11月 (1823年)・未	未御年貢米取立帳 石ヶ谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の外に、文政6「未村入用小割合帳」を一括綴込み。	蔵分	原本	横 綴り	1		
679 1439	D 3	文政7年11月 (1824年)・申	申御年貢米取立帳 石ヶ谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の外に、「文政7年申村入用小割合帳」を一括綴込み	蔵分	原本	横 綴り	1		
680 778	D 3	文政8年5月 (1825年)	借用申金子之事	○上湯日村組頭：六兵衛、百姓：半四郎外4名、入作：三郎一 ●同村百姓代：十助	地頭所御用金として表記金1両・永227文、利息年1割半で借用すると決めた		原本	状	1		
681 1967	D 3	文政8年5月 (1825年)・酉	借用金子之事	○上湯日村組頭：六兵衛、百姓代：十助5名 ●惣村：十助	金1両、227文、これは地頭所の御用金としての昨午年の分で、これを借用す る。利息は1割半、返済の滞りは惣百姓持ち高を割当て元利共に返済する。	蔵分	原本	状	1	○	82
682 1443	D 3	文政8年12月 (1825年)・酉	酉村入用小割合帳 石ヶ谷鉄之丞様御知行所、上湯日村	○なし ●なし	表題の外に、文政8「酉村入用帳」、同年「酉御年貢米取立帳」を一括綴込み。 3帳面とも、中身は金銭で表示する。	蔵分	原本	横 綴り	1		
683 1446	D 3	文政9年12月 (1826年)・戌	戌村入用小割合帳 石ヶ谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の表紙の外に、同年の「御年貢米取立帳」を一括綴込み。村入用は金銭で、 取立帳の方は米の代金を表示する。	蔵分	原本	横 綴り	1		
684 1415	D 3	文政10年12月 (1827年)・亥	亥村入用小割合帳 石ヶ谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○略 ●略	これは、①表題の帳面に、②亥村入用帳(文政10)、③亥御年貢米取立帳、以 上の3冊を綴じ込む。①は各小前に割り付けたもの(金子)、②は村より出費し た金子(役人御用、郡中割り、国役、筆墨紙代)、③は小前の年貢取立帳(金銭)	蔵分	原本	横 綴り	1		

685 1427	D 3	文政12年12月 (1829年)・丑	丑村入用小割合帳 石谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の帳面の外に、同年の「丑村入用帳」「丑御年貢米取立帳」を一括綴込み。	蔵分	原本	横 綴り	1		
686 1426	D 3	文政13年11月 (1830年)・寅	寅御年貢米取立帳 石谷鉄之丞知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の帳面の外に、文政13年「寅村入用小割合帳」を一括綴じ込む。年貢米取立帳は、一人ひとりの取立額を米で、村入用小割合帳は金銭額を記載する。	蔵分	原本	横 綴り	1		
687 1444	D 3	天保2年12月 (1831年)・卯	卯村入用小割合帳 石谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の帳面の外に、「卯御年貢米取立帳」を一括綴じ込む。小割合帳は金銭で、取立帳の方は米とその代金を表示する。	蔵分	原本	横 綴り	1		
688 1440	D 3	天保3年閏11月 (1832年)・龍	龍御年貢米代金取立帳 石谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の帳面の外に、天保2「村入用諸勘定帳」、「辰村入用小割合帳」、共に石谷領、を一括綴込み。	蔵分	原本	横 綴り	1		
689 412	D 3	天保4年7月 (1833年)・巳	差出御請書之事	○上湯日村百姓：半四郎外4名、入作人同村：三郎一外15名、 入作人下湯日村：庄左衛門、連印 ●同村御役人中	金2兩2分2米、永101文8分、これは別に5兩、これは当地頭所御用のための入用金として、止むなく借用したもの。利息は年1割半。		原本	状	1	○	82
690 2200	D 3	(天保4年)7月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村願主・組頭：三太夫 ●大塚市郎右衛門	松木300本、但し1尺廻りから3尺廻り迄。私持ち山の内、左の数量を伐採売却し、借入金の返済にあてる、この件お願い。	蔵分	原本	状	1		
691 1441	D 3	天保5年11月 (1834年)・午	午御年貢米代金取立帳 石谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の帳面の外に、同年の「午村入用小割合帳」を一括綴込み。	蔵分	原本	横 綴り	1		
692 1036	D 3	天保5年12月 (1834年)・午	借用金子證文之事	○大磯村借主：太左衛門、證人：彦兵衛 ●湯日村：三郎一	金20兩、これは地頭所御用金上納に困り借用。年利1割2分5厘、返済は未年の7月、元利共に。		原本	状	1	○	82
693 1833	D 3	天保6年1月 (1835年)・未	譲渡申す茲證文之事	○西深谷村：富右衛門、百姓代：善兵衛、親類證人：忠左衛門 ●平重郎	藪1ヶ所売却し、その金子で年貢上納する。	蔵分 分類「F-2」相当	原本	状	1		
694 701	D 3	天保6年4月 (1835年)・未	預り申助成金證文之事	○上湯日村金子預主：瀧 三郎一、組頭證人：三太夫 ●西深谷村助成積立金世話人阿知ヶ谷村：権右衛門	金100兩、これは西深谷村助成積立として預かったもの。返済は来る申年春より辰年春迄9ヶ年、金11兩ずつ返金、質物は高18石の所持地とする。		原本	状	1	○	82
695 1424	D 3	天保6年11月 (1835年)・未	未御年貢米辻金取立帳 石谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の帳面の外に、①御入用米代金取立帳、②未村入用小割合帳を、一括綴じ込む。いずれも村役人が小前に割り振ったもの。	蔵分	原本	横 綴り	1		
696 1442	D 3	天保7年12月 (1836年)・申	申御年貢米代金取立帳 石谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の帳面の外に、天保7「申村入用小割合帳」あり一括綴込み。いずれも銭貨で表示している。	蔵分	原本	横 綴り	1		
697 2257	D 3	(天保7年)12月 (1836年)・申	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村組頭：三太夫、甚六、庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	当申年の年貢米の内から22俵を、来る酉年春に郷蔵詰めにすることを願う。もともと昼夜番人をつけてこれを守る。	蔵分	原本	状	1	○	82
698 524	D 3	天保8年2月 (1837年)・酉	預り申松林寺修覆金證文之事	○谷口村借主：喜左衛門、組頭：九郎兵衛、庄屋：七大夫 ●上湯日村松林寺、同村御役人中、惣旦那中	金30兩借用、年利1割1分、質物は自分所有の田6石3斗8升3合7勺(反別1町2反5畝10歩)、散田米：31俵1斗9升、返済は当11月、元利共に。		原本	状	1	○	82
699 410	D 3	天保8年6月 (1837年)・酉	御拝借申證文之事	○上湯日村五人組惣代借主：長吉、外27名連印(略) ●同村：瀧 三郎一	この度、村方夫食に差支え、郷蔵詰めにすべき予定の年貢米の内から22俵を買受けたが、その支払い代金もなく、貴方から好意的に立て替えてもらった。この代金の返納は、利息1割5分でもって11月中旬に元利共に返済する。このこと村組合惣代の連印をもって約す。	長123cm(連印名が大半)。	原本	状	1	○	82
700 1847	D 3	天保8年6月 (1837年)・酉	請次第二質入申原畑證文之事	○上湯日村畑質人：甚六、同村庄屋：瀧 三郎一、組頭：三太夫、證人：六右衛門 ●下湯日村：伝五郎	金3兩2分、これが年貢金に差支え借用したもの。質物は下畑3畝歩、返済は代金返却し次第とする。	蔵分	原本	状	1		
701 437	D 3	天保8年12月22日 (1837年)・酉	差上申一札之事	○御領分遠州棟原上湯日村組頭：甚六、江戸宿上州屋源助代：忠兵衛 ●御賄方御役所	金1兩2分、これはこの度当村百姓の庄右衛門の俸庄五郎を江戸より村方へつれ戻す旅費に困り借用したもの。この金子は帰村後、国元の役所へ上納するものとする。		原本	状	1	○	82
702 1853	D 3	天保8年12月28日 (1837年)・酉	請取申一札之事	○上湯日村小前百姓請取主：彦左衛門、外6名連印 ●同村：瀧 三郎一	元金3兩、年利1割2分5厘、但、去年より当酉年迄4ヶ年利息1兩2分、合計4兩2分、この金子、我らの救助の為御枝山弘木し都合した金子、小前に渡す。	蔵分	原本	状	1	○	82

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本じ ^o 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
703 859	D 3	天保8年12月 (1837年)・酉		江戸出府手扣帳	○なし ●なし	12月14日江戸に向けて出発し、12月28日に至る間の出費を品目を挙げて記載する。記載例：12月14日、大井川橋代24文、三軒や酒代64文、瀬戸川越し賃32文、あべ川渡し・札2枚分112文、府中泊72文 外略。	調査封筒入り 紙数9枚	原本	横半	1	○	82
704 1434	D 3	天保8年12月 (1837年)・酉		御用金小割合取立帳 石谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	表題の帳面の外に、天保8年「西御年貢米代金取立帳」を一括綴じ込む。どちらも個人(家)毎に割り当てたもの。	蔵分	原本	横綴り	1		
705 1451	D 3	天保8年12月 (1837年)・酉		西村入用小割合帳 石谷鉄之丞様御知行所 上湯日村	○なし ●なし	1月6日より11月20日迄の入用費を書付ける。その計：銭48貫248文で御用金借入分の当年利息分、国役、使者支度等に費やす。	蔵分	原本	横	1		
706 2300	D 3	天保9年閏4月 (1838年)・戌		借用申金子證文之事	○上湯日村金子借主・庄屋：瀧 三郎一、組頭：三太夫・甚六 ●小夜ノ中山：忠左衛門	金100両、これは村入用に借用、年利8分、返済は12月、質物は三郎一持高30石(散田米90俵納め)。 子年正月に返金と文末に記載。	蔵分	原本	状	1	○	82
707 1935	D 3	天保9年12月 (1838年)・戌		覚	○下湯日村下組・庄屋：七太夫 ●上湯日村：三郎一	16貫852文、これより要用金2両1分2朱と60文を差し引き282文、これ諸入用割分として受取る。	蔵分	原本	状	1		
708 1756	D 3	天保9年 (1838年)・戌		戌御蔵入小作分	○なし ●なし	上組分と下組分と別々に記載、上組分は5人分で計9俵、これに三太夫分を加え25俵、下組分は3名分で計10俵、これに三太夫分を加えて計14俵、この外「覚」として道下・本番の上・下田反別・起返分を挙げている。	蔵分 虫喰い・紙の破損	原本	状	1		
709 1858	D 3	天保10年1月 (1839年)・亥		請次第二質入申田地證文之事	○上湯日村田地質入人：甚六、證人：六右衛門、組頭：三太夫、庄屋：瀧 三郎一 ●下湯日村：小七	金12両、これは年貢納入のため借用したもの。質地は上田2口、上畑1口、中畑1口、反別合：1反7畝12歩。	蔵分	原本	状	1	○	82
710 1741	D 3	天保10年12月21日 (1839年)・亥		覚	○下湯日村下組・庄屋：七太夫 ●上湯日村：瀧 三郎一	①金谷掛かり、②村諸夫銭割、③亥津出賃、以上、計21貫449文(金として3両1朱と13文)、受取る。	蔵分	原本	状	1	○	82
711 703	D 3	弘化3年閏5月 (1846年)・午		借用申金子事	○上河原新田庄屋借主：彦右衛門、組頭證人：半助・文右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎一	金10両、これは上河原新田村前御普請所の水防入用金として借用したもの。利息は年1割2分、質物は当村高の内より字惣五郎前の反別3反5畝歩、3月返済	虫喰いあり	原本	状	1	○	82
712 749	D 3	弘化3年6月 (1846年)・午		借用申金子之事	○上河原新田庄屋借主：彦右衛門、證人：文右衛門・分蔵 ●上湯日村：瀧 三郎一	金10両、これは当村前御普請所水防入用に付き借用、質物は田3反5畝、返済は来る未年3月限り。		原本	状	1	○	82
713 1930	D 3	弘化4年11月2日 (1847年)・未		借用申金子證文之事 (下書)	○太田撰津守領分上湯日村借主・庄屋：三郎左衛門、請人2名略 ●青山下野守領分同郡道上四之宮村：平次郎	金50両、これは村方要用に付き借用、利息は御定め通りとし、当11月末日、元利共に返済する。	蔵分	原本	状	1	○	82
714 1922	D 3	弘化4年11月 (1847年)・未		借用申金子證文之事	○太田撰津守領分上湯日村借主庄屋：三郎左衛門、外證人2名 ●青山下野守領分同郡道上四之宮村	金100両、これは村方年貢上納に差支え、借用したもの、利息は年1割、来る甲申9月25日返済の取決、これは村方借用と再三強調している。	蔵分	原本	状	1	○	82
715 2156	D 3	(弘化5年)10月 (1848年)・申		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村組頭：三太夫、甚六、庄屋：三郎左衛門 ●和田喜一郎	御米100俵、これは当村早粃、違作にて米の品質が悪く、青米、半熟米等多分にある。よって年貢米に差支えるので、当村で買求めたく、この件お願い。	蔵分	原本	状	1	○	82
716 2154	D 3	弘化5年11月 (1848年)・申		御買請證文之事	○上湯日村庄屋：三郎左衛門、組頭：甚六 ●なし	米100俵、これは当年の年貢米の内、金10両で買受けを許されたもの、代金にご指示の通り納する、とする米買受證文。	蔵分	原本	状	1	○	82
717 1831	D 3	嘉永2年7月27日 (1849年)・己酉		借入金證文之事	○湯日村借主：瀧三郎左衛門、證人：養勝寺 ●下吉田村：増田斛右衛門、増田斛兵衛、山内兵五郎、外1人	金100両、これやむなく借用、利息はお定め通りとする。期間は9月20日	蔵分 虫喰い、紙破損	原本	状	1	○	82
718 1986	D 3	嘉永2年12月 (1849年)・酉		金子證文之事 (下書)	○地方御用達：佐平次、孫左衛門、加茂五郎右衛門 ●瀧 三郎左衛門	金70両、これ郷中取り扱い入用向きに差支え借用、年利8分、利息は毎年11月勘定、返済は債権者の入用次第とする。別の文書に、嘉永5年、金250両の借用書あり、借主は瀧三郎左衛門、但し、内100両は丑年に返済済み。	蔵分	原本	状	1		
719 718	D 3	嘉永3年4月 (1850年)・戌		拝借證文之事	○西深谷村小前惣代：忠右衛門・民吉、百姓代：久右衛門、組頭 普五兵衛 ●上湯日村：瀧三郎左衛門	米13俵、この代金10両、村方夫食代として借用する、利息年1割、返済は来る10月。		原本	状	1	○	82

720 1841	D 3	嘉永3年9月 (1850年)・戌	借用申金子證文之事	○湯日村借主・庄屋：瀧三郎左衛門、證人組頭：三太夫、八郎市 吉永村證人庄屋：千大夫 ●下江留村：周助	金100両、これ他所なく借用。年利1割2分、質物反別15町(高10石)、返済は亥8月限りとする。これ滞る場合は売却し、その代金にて返済するという	蔵分	原本	状	1	○	82
721 1854	D 3	嘉永3年11月 (1850年)・戌	借用申金子證文之事	○上湯日村借主庄屋：六兵衛、證人百姓代：忠助 ●上湯日村：三郎左衛門	金50両、これは要用に付き借用、年利1割、年々11月20日勘定、質物名田畑書き入れ、元金は村方積立金落札の際に返済する。	蔵分	原本	状	1	○	82
722 754	D 3	嘉永3年11月 (1850年)・戌	借用申金子證文之事	○谷口村借主：喜右衛門、證人：六郎右衛門、組頭：七太夫 ●上湯日村役人中	金40両、これは村方助成金の中から、要用に付き借用、年利1割、質物は下田1反5畝歩。返済はその指示のあった時。		原本	状	1	○	82
723 1808	D 3	嘉永3年12月 (1850年)・戌	借用申金子證文之事	○上湯日村借主：三郎左衛門、證人組頭：八郎一・三太夫 ●植松村：平三郎	金40両、これ據なく借用、返済は来る亥年4月末日、	蔵分	原本	状	1	○	82
724 1844	D 3	嘉永4年9月 (1851年)・亥	借用申金子證文之事	○三郎左衛門、三太夫、久兵衛、八郎一 ●金谷河原町：忠次	金70両、これ他所なく借用、質物は鎌塚の田地、利米は、1両に付き米5斗、11月晦日限り勘定。	蔵分	原本	状	1	○	82
725 1035	D 3	嘉永4年11月 (1851年)・亥	金子證文之事	○切山村庄屋：幸吉、組頭：佐右衛門 ●地方御用達衆中：瀧三郎左衛門御取次	金40両、これは村方取り計らいに付き入用向きあり借用、返済は子年11月20日限り、元利共。	蔵分	原本	状	1	○	82
726 1836	D 3	嘉永4年12月 (1851年)・亥	借用申金子證文之事	○上湯日村借主・庄屋：三郎左衛門、組頭：久兵衛・八郎一 百姓代：三太夫 ●金谷宿：浅右衛門	金200両、これは據無く要用に付き借用。利米1両に付き6升3合、都合10俵を12月10日迄に納入、質物：散田39俵6斗納めの地。返済は来る子年から酉年までとする。	蔵分	原本	状	1	○	82
727 1868	D 3	嘉永4年12月 (1851年)・亥	請次第二質入申田地證文之事	○上湯日村田地質入主・庄屋：三郎左衛門、組頭：久兵衛・八郎一、百姓代：三太夫 ●金谷宿：弥五右衛門	金200両、これは他所なく要用に付き借用、質物は散田三筆計：分米合6石1斗4升、散田合41俵2斗納め、年々下作より請取り12月10日迄に貴殿方へ納める。	蔵分	原本	状	1	○	82
728 454	D 3	嘉永4年12月 (1851年)・亥	請次第二質入申田地證文之事	○上湯日村田地質入主・庄屋：三郎左衛門、組頭：久兵衛・八郎一、百姓代：三太夫 ●金谷宿：浅右衛門	200両、これは他所なく要用に付き借用、質物は、散田(29俵納めのものと20俵納めのもの)2口(分米合6石2升)、拝借期間貴殿方で年貢等勤める、金子返済の際、この土地返済される。		原本	状	1	○	82
729 1830	D 3	嘉永4年12月 (1851年)・亥	借入申金子之事	○庄屋：三郎左衛門、組頭：久兵衛・八郎一、百姓代：三太夫 ●弥五右衛門	金200両借用、担保：下田2口、中畑1口、この分米合計6石1斗4升。	蔵分	原本	状	1	○	82
730 526	D 3	嘉永4年 (1851年)・辛亥	拝借金證文之事	○上垂木村庄屋：半兵衛、本郷村庄屋：八太夫、五明村庄屋：五兵衛、上湯日村庄屋：瀧三郎左衛門、阿知夕谷村庄屋：孫右衛門、桑地村庄屋：加茂五郎左衛門 ●坂部大五郎、小野良右衛門、和田平太夫、森下為五郎	金800両、他所なく要用に付き拝借、但し、年5分の利息、年々上納、内500両は来る卯年に返上、300両は来る巳年に返上。		原本	状	1	○	82
731 793	D 3	嘉永4年 (1851年)・亥	借用申金子之事	○(欠)村借主・組頭：要作、作右衛門、新八、百姓代：甚助、八幡島新田證人：孫平 ●上湯日村：三郎左衛門	金40両、これは喜左衛門新田分初倉村年貢・諸夫錢に困り、喜左衛門は質物田地を村役人に差し出したが金子調達叶わず、他所なく、村役人一同は貴方から40両を拝借しました。返済は来る4月とする。		原本	状	1	○	82
732 1928	D 3	嘉永5年11月 (1852年)・子	借用申金子證文之事	○上湯日村庄屋：瀧三郎左衛門、組頭：八郎一・久兵衛 ●掛川宿：万蔵	金250両、これは村方入用につき止むなく借用したもの。返済は来る丑年11月末日、元利共に。利子記載はなし。	蔵分	原本	状	1	○	82
733 1865	D 3	嘉永5年11月 (1852年)・子	借用申金子證文之事	○上湯日村借主：三郎左衛門、同組頭：八郎一・久兵衛、子持坂證人：市右衛門 ●子持坂村：一元	金100両、これは入用に付き借用したもの。質物は散田20俵納め分と子持坂村方より講落札金とする。年利1割3分、返済は巳年11月、但し利息分は丑年より巳年まで5ヶ間11月20日とする。	蔵分	原本	状	1	○	82
734 1812	D 3	嘉永6年2月 (1853年)・丑	借用申金子證文之事	○上湯日村庄屋：瀧三郎左衛門、組頭：八郎一 ●掛川宿：万蔵	金30両、これは郷中入用として借用する。年利1割、返済は丑年20日、元利共に。	蔵分	原本	状	1	○	82
735 1823	D 3	嘉永6年12月 (1853年)・丑	十ヶ年季ニ質入申金子之事	○田地質入主：三郎左衛門、組頭：久兵衛・八郎一、證人六兵衛 ●弥五右衛門	金75両借用、質物：本田・新田共合：1反3畝17歩、分米合9斗5升6合(散田9俵3斗5升、作人：伊右衛門、伝平。	蔵分	原本	状	1	○	82

736 1160	D 3	嘉永6年12月 (1853年)・丑	拾年季=質入申田地證文之事	○上湯日村田地質入主：三郎左衛門、證人：六兵衛、組頭：久兵衛・八郎一 ●金谷宿：弥五左衛門	本田新田共に反別合1反3畝17歩(分米合9斗5升6合)、この散田9俵3斗5升(作人伊右衛門と伝平)、この田畑を金75兩で10年季に質入、但し年季明け後何年経過しても代金請け返しが出来るものとする。	蔵分	原本	状	1	○	82
737 1849	D 3	嘉永7年3月 (1854年)・寅	請次第=質入(後欠)	○上湯日村売主：三郎左衛門、組頭：久兵衛、八郎一 ●金谷宿：忠藏、定平	金120兩、これは米代金に差支え借用、質物3口、その散田米10俵3斗5升	蔵分	原本	状	1		
738 1929	D 3	嘉永7年4月 (1854年)・寅	差入申證文之事 (下書)	○上湯日村庄屋：瀧、三郎左衛門、組頭：八郎一 ●青山下野守御領分道上四ノ宮村：平次郎、銀次郎	金30兩、これは当村方上納金に困り借用したもの。当4月に返済すべきところ金子調達ままならず、6月15日迄日延べを願いたい。	蔵分	原本	状	1	○	82
739 1835	D 3	嘉永7年閏7月 (1854年)・寅	拾年季=質入申田畑證文之事	○上湯日村田地質入：三郎左衛門、諸人：六兵衛、組頭：久兵衛 ●金谷河原町：源市郎 同：八郎一	金21兩、これは抛所なく要用に付き借用、質物は下田・下畑共、分米合8斗9升。	蔵分 虫喰い・紙破損あり	原本	状	1	○	82
740 1832	D 3	安政2年正月 (1855年)・卯	請次第=質入申田畑證文之事 (下書)	○三郎左衛門、久兵衛、八郎一 ●金谷河原町：忠左衛門	金70兩、これは抛所なく要用に付き借用、質物は本田の下田4口：反別合1反5畝3歩。	蔵分	原本	状	1	○	82
741 1159	D 3	安政2年正月 (1855年)・卯	請次第=質入申田地證文之事	○上湯日村田地質入主：三郎左衛門、組頭：久兵衛・八郎一 ●金谷宿：浅右衛門	金200兩、これは抛所なく借用する。質物は田反別1町5反1畝6歩(掛川領主・石ヶ谷領の両方を含む)、この貸借は請け返しが条件。	蔵分	原本	状	1	○	82
742 1249	D 3	安政2年2月 (1855年)・卯	三郎左衛門取調帳 上湯日村	○なし ●なし	収入と支払いに分け、収入では、散田米、金子は宮の前、屋敷、前山等の杉、松があり、米×348俵2斗8升、金子198兩1分、支払いでは、嶋田御陣屋金掛川宿金、奉公人給金、村入用不足、家内入用等有り、計金197兩1分、銭4貫771文、となっている。	蔵分	原本	横	1		
743 1970	D 3	安政2年8月 (1855年)・卯	借入金證文之事	○上湯日村組頭：八郎一・久兵衛、小前：三たゆ、伝六、助郷惣 ●金谷宿・酒屋：栄藏 代(金谷)儀八	金7兩、これは村方助郷、伝馬金、その外高掛り入用金に差支え借用。質物は村方高7石を書き入れ、返済は元利共に、来る11月末。	蔵分	原本	状	1	○	82
744 1168	D 3	慶応2年12月 (1866年)・寅	請次第=質入申田地證文之事	○上湯日村田地質入主：嘉惣次、親類證人：六兵衛、組合證人：佐平、百姓代：弥七、組頭：藤兵衛 ●同村：清右衛門、半平	本田(上・中・下田共)計反別1町1反1畝4歩、新田：下田9畝29歩、この名田、当年度の年貢・諸入用金に詰まり、質入し、代金187兩を借用する。この地代金請け戻しの節は田地返却の約束。	蔵分 下方部分に虫喰い	原本	状	1	○	82
745 527	D 3	なし 11月21日 ・子	覚	○倉真村：佐平治 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	金4兩、これは東深谷村の浪五郎仕法の返済分として受取る。		原本	状	1	○	82
746 1820	D 3	なし 12月 ・子	添書一札之事	○上湯日村借主・組頭：八郎一、證人：瀧 三郎左衛門 ●米屋万藏	金8兩、これは抛所なく借用したもの(但し、この金子引当として石谷様御切手1通預かり)。返済は元利共に丑年10月限り、この返済は左の切手如何に関わらず證人引受とする。	蔵分	原本	状	1	○	82
747 1460	D 3	なし ・丑	丑ノ入用覚	○なし ●なし	入用費(出費)が月日の順に記載される。それは計10貫164文、高2石9斗8升割(高1石に付き341文ずつ)とある。	蔵分	原本	横	1		
748 494	D 3	なし 6月 ・寅	借用申金子之事	○上菊川村組頭願主：善右衛門・小作、在江戸兼常庄屋：證人・八左衛門 ●上湯日村：三左衛門	金5兩、これはこの度菊川村に難波な事起り村役人江戸出府、その逗留費に困り、御支配様をお願いしたところ貴方に頼めということで借用したもの。返済は此の事件が片付き次第早々元利共に、とする。		原本	状	1	○	82
749 352	D 3	なし 11月25日 ・寅	覚	○上湯日村与頭：八郎一 ●同村惣代中	元金5兩3分、利金2兩3分、銭64文、これは村方拝借に付き、その寅年分を受取る。		原本	状	1		
750 1816	D 3	なし 閏3月24日 ・巳	覚	○原式左衛門 ●上湯日村庄屋：三郎左衛門	14兩・永227文6分4厘7毛、これは御払い米35俵の代金として請取る。	蔵分	原本	状	1		
751 1220	D 3	なし 12月29日 ・未	覚	○岡田村庄屋：権右衛門 ●上湯日村：瀧 三郎左衛門	御囲初、御蔵番賃：4貫136文、受取る。	蔵分	原本	状	1		
752 1814	D 3	欠 7月 ・申	一札之事	○下吉田村庄屋：久米右衛門、清十、治郎三、四郎兵衛 ●上湯日村：三郎兵衛、瀬戸新屋村：半右衛門、岸村：三郎衛門	米7俵入り、これは江戸足輕の給米であるが、御用がなくなったので返納したいが、それは当10月、金子で返納したい。	蔵分 虫喰い激しい。	原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦 () ・ 干支	日	標 題	○差出人 (役名・名前) ●受取人 (役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本じ真	形 態	数 量	撮 影	箱 番号
753 1461	D 3	なし	1 2 月 ・ 申	申大割	○なし ●上湯日村：三郎左衛門	1月～12月、計8貫615文、このように割付して欲しい、とある。	蔵分	原本	横	1		
754 1738	D 3	なし	1 2 月 ・ 酉	覚	○上湯日村庄屋：三郎左衛門、伊太村庄屋：六太夫、瀬戸新屋村庄屋：半右衛門、岸村庄屋：三郎右衛門 ●和田嘉蔵	この度村々御割替えに付き、江戸御仲間4人を私共が世話することになった。これによって6両の余内金を拝借し、それぞれ夫人へ渡す、御代、他村へ報せ次第取立て、必ず返上納することを誓う。	蔵分	原本	状	1	○	82
755 1917	D 3	なし	5 月 1 3 日 ・ 戌	覚	○中里村庄屋：又兵衛 ●上湯日村御庄屋中	竹27本、但し、6寸回り、この代金1貫684文、これは御巡検の御用を見越して予め買い求めたもの、この代金を使いに渡して欲しい。	蔵分	原本	状	1		
756 1142	D 3	なし	6 月 8 日	金子借用願 (包紙入り)	○矢部賢司 ●上湯日村：三左衛門、三郎一	上菊川村の清次郎の一件で、同村役人が出府する。この入費を掛川、上菊川村では賄いきれず、金5両借用願いたい。この金子菊川村役人に渡して欲しい。	蔵分	原本	状	1		
757 1855	D 3	なし		請次第質入申田地證文之事 (下書)	○上湯日村田地売主：三郎左衛門、親類證人：六兵衛・久兵衛 ●なし	金148両、これは反別1町3反5畝16歩を質入した代金、拠所なき理由で借り受ける。10ヶ年季とする。	蔵分	原本	状	1	○	82
758 1851	D 3	なし		拾年季ニ質入申田畑證文之事 (下書)	○田地渡主庄屋：以下記載なし ●金谷河原町：忠次	據なき理由により70両を借入れるため10年季に質入する、借用證文の雛型を書く。	蔵分	原本	状	1	○	82
759 1827	D 3	なし		借用申證文之事 (下書)	○なし ●なし	金250両、これは村方要用に付き借用、丑11月より巳11月迄5ヶ年、この為の引当として、殿様差し金證文1通、地方御用達差し金證文1通、御表印證文1通を入れておく。	蔵分	原本	状	1	○	82
760 1452	D 3	なし		西手扣 六兵衛分	○なし ●なし	伏方村行き支度・半済村への使い等、今9人分代金900文、外に、江戸使い、去る暮れ郡中割銭、袋井宿毛付代、等を列挙する。	蔵分	原本	横	1		
761 2530	D 3	なし		(年貢米諸役入用金等請取の覚)	○略 ●略	請取の金子は様々であるが、私的な金子ではない。公金である。	蔵分	原本	状	36		
762 2531	D 3	なし		(金子請取の覚)	○略 ●略	伝馬町役金、御用金、国役金、石代金、人足金、年貢津出金など(受け取り)。	蔵分	原本	状	35		
763 2532	D 3	なし		(米請取の覚)	○略 ●略	米請取票(覚)が一纏にして綴じてある。御蔵入り分などあり。	蔵分	原本	綴り	4		
764 1430	D 3	なし		卯入用覚	○なし ●なし	金銭の出費を7月16日より順を追って記載する。	蔵分	原本	横	1		
765 1754	D 3	なし		蔵入之覚	○下庄屋(下湯日村)：七太夫 ●三郎一	9名の名前と米俵数を挙げ、その計21俵、私方へ蔵入り、年貢定免 計25俵余り、その内21俵入り、とある。	蔵分	原本	状	1		

D-4 村制・戸口-戸口

766 581	D 4	天和2年2月27日 (1682年)・戌		宗旨手形之事	○村、長要寺 ●湯日村庄屋：三郎兵衛	佐次兵衛妻子共7人、代々拙寺旦那に相違ない。この者共湯日村に移住するが当方は差支えない、とする宗門送り状。別に未年の年貢米代金の請取状あり。	虫喰いあり	原本	状	1	○	82
767 600	D 4	元禄12年5月20日 (1699年)・卯		宗旨手形之事	○鍛影村：全久院 ●湯日村養性寺：侍者中	新出村の利右衛門弟利兵衛は代々禅宗で私寺の檀家であるが、以後貴寺の檀家となる。その寺送り状。		原本	状	1	○	82
768 582	D 4	元禄12年5月 (1699年)・卯		手形之事	○下新出村庄屋：惣三郎、組頭：太郎右衛門 ●上湯日村庄屋：三郎兵衛	利兵衛という者、上湯日村に引っ越し居住したいとの申し出あり。この者当村出生の身元確かな者である。宗旨は禅宗鍛影村全久院の檀家。その宗門送り状。		原本	状	1	○	82
769 569	D 4	寛政元年12月 (1789年)・酉		一札	○下湯日村名主：伝兵衛 ●上湯日村御名主中	下湯日村の庄左衛門は渡世勝手に付き、この度上湯日村方の奥ノ沢坪に家作・居住したく、この件お願いしたい、但し、人別は下湯日村の帳面に留め置く。		原本	状	1	○	82

770 570	D 4	寛政元年12月 (1789年)・酉	(包紙)	○なし ●なし	包紙上に、「下湯日村名主伝兵衛より沢ノ庄左衛門、奥沢へ住居二付き、人別請書一札入り」と記載してある。	通し番号769の文書の包紙	原本	状	1	○	82
771 634	D 4	(文化4年)正月 (1807年)・卯	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村：弥六親：弥左衛門、同村弥六叔父：彦兵衛、同村同人親類又従兄：喜助、同定右衛門、・同村五人組又助外3名の奥書、同村庄屋：三郎左衛門、組頭：仙右衛門・甚六の奥書 ●増井孫次右衛門	私次男弥六(23才)は4年以前江戸表へ出て御上屋敷に奉公していたが、暇をもらい屋敷を出たまま行方不明となる。その節これを役所へ注進したが、よく探索せよとの指示、手立てを尽くし探したが未だ見つからない。元来この者行状悪く、これまで親類・組合の者の意見にも耳を貸さない。このまま放置すれば何処で何を仕出かすか知れず。一同相談の結果、久離帳外を願い出た次第。	通し番号772、773とも関連	原本	状	1	○	82
772 633	D 4	文化4年正月 (1807年)・丁卯	差上申一札之事	○通し番号771に同じ ●通し番号771に同じ	通し番号771の下書。		原本	状	1	○	82
773 632	D 4	文化4年正月 (1807年)・丁卯	差出申一札之事	○上湯日村弥六伯父伏伏村：清五郎 ●上湯日村御役人中	私の甥で上湯日村の弥左衛門次男弥六(23才)は4年以前江戸に出て奉公、その奉公先より家出、行方不明となる。この者予てより行状悪く、よって親の弥左衛門・兄弟・親類・五人組一同、旧離帳外を願い出る。	通し番号771と関連	原本	状	1	○	82
774 635	D 4	文化4年正月 (1807年)・卯	差出申一札之事	○上湯日村弥六姉の夫・初倉村：伊八 ●上湯日村御役人中	弥六姉の夫にあたる初倉村の伊八から、弥六の旧離帳外に異存なしと申し出たもの。その理由は通し番号773に同じ。	通し番号771、772、773と関連	原本	状	1	○	82
775 636	D 4	文化4年正月 (1807年)・卯	差出申一札之事	○上湯日村弥六の叔父母婿、牛尾村：新助 ●上湯日村御役人中	弥六の叔父(母婿)牛尾村の新助から、弥六の旧離帳外に異存なしと申し出たもの。その理由は通し番号773に同じ。	通し番号774と関連	原本	状	1	○	82
776 583	D 4	文化9年正月 (1812年)・壬申	差出申一札之事	○上湯日村願主：源之助、同村本家：次六、五人組彦左衛門外3 ●同村御役人中	私、今度門分けしたく願い出る、五人組は彦左衛門の組に入るようになったが、公儀の御条目厳守することを約す。		原本	状	1	○	82
777 265	D 4	文化12年2月 (1815年)・亥	差出申一札之事	○上湯日村：賀助、・同村五人組の奥書あり ●同村御役人	私賀助はこの度門分けを願い、五人組は市郎兵衛の組に加わった。公儀の御条目は厳守することを約す。		原本	状	1	○	82
778 645	D 4	文化15年正月 (1818年)・寅	以書付奉願上候	○上湯日村願主：五人組伝七、仁右衛門、外3名連印、 同村願主五人組甚五兵衛、市左衛門、外3名連印 ●同村庄屋中	私共五人組2組の内、仁右衛門と市左衛門については、組合の手違いにより組内で不都合のことが生じるので、以後仁右衛門は伝七組に、市左衛門は仁五兵衛の組にそれぞれ入れ替えたく、この件お願い。		原本	状	1	○	82
779 651	D 4	文政3年正月 (1820年)・辰	差出申組請一札之事	○上湯日村孫兵衛弟：万三、五人組：孫兵衛、外5名奥印 ●同村庄屋中	私この度門分けを願って、以後五人組は孫兵衛組に加わる。公儀条目は厳守することを約す。		原本	状	1	○	82
780 575	D 4	文政3年2月 (1820年)・辰	以書付願上候	○上湯日村願主：甚五郎、・同村甚五郎本家甚六、親類甚五兵衛、五人組4名の奥印あり ●同村庄屋中	私家族一同、この度当所大井神領七王子境内の彦左衛門扣地内に引越し、借地居住したく、このこと家内・親類一同納得の上なので許可願いたい。		原本	状	1	○	82
781 711	D 4	文政3年3月 (1820年)・辰	差出申組請一札之事	○上湯日村：甚五郎、・五人組：久兵衛。外4名奥印あり ●同村庄屋中	私はこの度渡世のため大井神領七王子境内彦左衛門扣地内に引越し居住したくこの件お願い。なお五人組は久兵衛組に加入する。前々からの御条目は厳守する	調査封筒入り	原本	状	1	○	82
782 650	D 4	文政3年3月 (1820年)・辰	差出申組請一札之事	○上湯日村：吉蔵、・同村五人組久助、外4名の奥書 ●同村御役人中	私はこの度三郎一殿の地内に借地居住したく願い出た。五人組は久助組に加入する、公儀条目の厳守を約す。		原本	状	1	○	82
783 267	D 4	文政8年2月 (1825年)・酉	差出申組請一札之事	○上湯日村当人：新次郎、同村本家請人：伝六、五人組奥書 ●同村庄屋中	私新次郎は門分けにて五人組は彦左衛門組に加入する。公儀の条目は厳守することを約す。		原本	状	1	○	82
784 1904	D 4	文政11年正月 (1828年)・子	送一札之事 (宗門送り状)	○太田摂津守領分上湯日村庄屋：三郎一 ●竹垣庄蔵御代官所金谷宿御役人中	当村清八娘はん(23才)が金谷宿清七の妻として上湯日村をから金谷に移転する。その為の宗門送り状。この者、天保2年離縁となる旨の後日の記載あり。	蔵分	原本	状	1	○	82
785 2166	D 4	文政12年正月 (1829年)・丑	取替一札之事 (宗門送り状)	○谷口村庄屋：七大夫 ●上湯日村御役人中	谷口村の四郎右衛門の娘(23才)が上湯日村の平吉の妻として移住する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
786 1882	D 4	文政12年正月 (1829年)・丑	取替申一札之事 (宗門送り状)	○太田備後守領分上湯日村庄屋：三郎一 ●平岡彦兵衛御代官所神郷村御名主中	上湯日村庄五郎の姉みよ(22才)が神郷村の次助の妻として当村より移住、その為の宗門送り状。 ※ 文末に寅8月に離縁となり帰村すると付加する。	蔵分	原本	状	1	○	82

787 1875	D 4	文政13年正月 (1830年)・寅	取替一札之事 (宗門送り状)	○同領同郡石神村組頭:小次郎 ●御同領棟原郡上湯日村御庄屋中	当村林蔵の娘みの(22才)は上湯日村の幸蔵の妻として嫁ぎ移住する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
788 1876	D 4	文政13年正月 (1830年)・寅	書替一札之事 (宗門引取状)	○平岡彦兵衛御代官所佐野郡日坂宿名主:久兵衛 ●太田備後守様御領分棟原郡上湯日村御庄屋	御村上湯日村の助左衛門の妹(32才)が当日坂宿新左衛門の妻として引越してきた。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
789 1872	D 4	文政13年正月 (1830年)・寅	書替一札之事 (宗門送り状)	○竹下村庄屋:八左衛門 ●上湯日村御庄屋中	当竹下村伊平の伴吉蔵(12才)は、去る子年その御村の平八方から養子として入って来たが、この度離縁となり御村に戻した。その為の人別送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
790 1879	D 4	文政13年正月 (1830年)・寅	取替一札之事 (宗門引取状)	○大草能登守知行所棟原郡横岡村組頭:浅七 ●太田備後守御領分上湯日村御庄屋中	御村上湯日村の久作の娘この(25才)が当横岡村庄屋権右衛門の伴銀次の妻として入って来た。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
791 1877	D 4	(文政13年)8月 (1830年)・寅	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村願主:庄屋:三郎一。・組頭:三太夫の奥書あり ●小野良右衛門	渡辺甲斐守知行所同国山名郡堀越村五郎兵衛弟宗作(28才)は10年前に私瀧家の養子に引き取ったが、この程離縁し、親元へ帰した。この為の人別送り願	蔵分 通し番号63と関連	原本	状	1	○	82
792 1878	D 4	文政13年8月 (1830年)・寅	為取替一札之事 (宗門送り状)	○太田備後守御領分棟原郡上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●渡辺甲斐守知行所山名郡堀越村御庄屋:五郎兵衛	内容は通し番号791に同じ	蔵分 通し番号63と関連	原本	状	1	○	82
793 1885	D 4	文政13年8月 (1830年)・寅	為取替一札之事 (宗門引取状)	○渡辺甲斐守知行所堀越村庄屋:五郎兵衛 ●太田備後守御領分棟原郡上湯日村庄屋:三郎一	私の弟宗作(28才)は10年前の巳年に御家の養子として出したが、この程離縁となり8月帰村。この為の宗門引取状。	蔵分 通し番号63と関連	原本	状	1	○	82
794 1891	D 4	(文政13年)10月 (1830年)・寅	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋:三郎一 ●大塚市郎右衛門	娘くら、3日男児出産。母子共に息災の由、お届け。	蔵分	原本	状	1		
795 2047	D 4	天保2年正月 (1831年)・卯	取替一札之事	○同領切山村庄屋:幸吉 ●御養分上湯日村御庄屋中	当切山村の茂兵衛の伴茂八(33才)が御湯日村の彦五郎の婿養子として移住する。この為の宗門送り状。別の一札に、彦五郎は彦左衛門の誤りとする詫状あり	蔵分	原本	状	2	○	82
796 573	D 4	天保2年正月 (1831年)・卯	以書付奉願上候	○上湯日村願主:甚五郎、・同村親類4名、五人組4名の奥印 ●同村御役人中	私渡世勝手に付き、家内6名共に初倉村に引越す、これについては親類・五人組迄納得済み、許可願いたい。	虫喰い少々	原本	状	1	○	82
797 1887	D 4	天保2年正月 (1831年)・卯	取替一札之事 (宗門引取状)	○高木主計知行所同州同郡初倉村組頭:新五郎 ●太田備後守御領分同州同郡上湯日村御役人衆中	御村の甚五郎(39才)、女房(37才)、伴金治(7才)、娘みつ(12才)父甚九郎(68才)、母(54才)の家族6人は、渡世勝手に付き当初倉村に引越し居住するとの申し出あり。この為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
798 1898	D 4	天保2年正月 (1831年)・卯	為取替申一札之事 (宗門引取状)	○青山下野守御領分南原村庄屋:伝兵衛 ●太田備後守御領分上湯日村御役人中	貴村上湯日村甚五兵衛の娘とよ(19才)が当南原村惣八の妻として入って来たその為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
799 1889	D 4	天保2年正月 (1831年)・卯	取替一札之事 (宗門送り状)	○高木主計知行所初倉村組頭:新五郎 ●太田備後守御領分上湯日村庄屋中	当村八郎右衛門娘(20才)は御村上湯日村の藤右衛門の嫁として御地に引越すその為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
800 1895	D 4	天保2年正月 (1831年)・卯	送り一札之事 (宗門送り状)	○下菊川村庄屋:八左衛門 ●上湯日村御庄屋	当下菊川村加吉の娘(22才)が御上湯日村の半平伴半次郎の妻になり御地に居住する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
801 1893	D 4	天保2年正月 (1831年)・卯	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:庄右衛門、・庄屋・三郎一の奥書 ●大塚市郎右衛門	私庄右衛門は6年前戊辰12月から江戸村木町三井屋庄兵衛方で奉公していたが去る寅年12月やめて当村に帰る、当村の人別帳への加入を願いたい。	蔵分	原本	状	1	○	82
802 1894	D 4	(天保2年)正月 (1831年)・卯	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上井村百姓願主:庄右衛門、・庄屋・三郎一の奥書あり ●大塚市郎右衛門	私庄右衛門娘みよ(24才)は3年前、平岡彦兵衛代官所神郷村の次助の妻として嫁いたが、この度離縁となり帰村、その為当村人別帳に加え願いたい。	蔵分	原本	状	1	○	82
803 1897	D 4	(天保2年)正月 (1831年)・卯	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:次六、・庄屋・三郎一の奥書あり ●大塚市郎右衛門	私次六の父八八(54才)は5年前以前宮城三左衛門江戸屋敷に奉公していたが去る亥年12月やめて帰村。この父の当村人別加入を願いたい。	蔵分	原本	状	1	○	82
804 1890	D 4	(天保2年)正月 (1831年)・卯	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:甚五郎、・庄屋・三郎一の奥書あり ●大塚市郎右衛門	私29才、妻37才、伴金次7才、娘みか12才、父甚五郎68才、母64才は渡世の高木主計知行所初倉村に引越す。当村人別帳からの除外を願いたい。	蔵分	原本	状	1	○	82
805 1888	D 4	(天保2年)正月 (1831年)・卯	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:藤右衛門、・庄屋三郎一の奥書あり ●大塚市郎右衛門	私藤右衛門は初倉村の八郎右衛門の娘しな(20才)を嫁として迎える。その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 ^レ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
806 1910	D 4	天保3年正月 (1832年)・辰		取替一札之事 (宗門引取状)	○太田備後守領分 上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●石谷鉄之丞知行所 上湯日村御役人中	石谷知行所内の半四郎弟半之助(25才)が当太田備後守領分の佐次兵衛の養子として入ってきた。その為の宗門引取状。	蔵分 同じ上湯日村の出来事	原本	状	1	○	82
807 1914	D 4	(天保3年)正月 (1832年)・辰		乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:伝六女房 庄屋・瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	伝六娘よし(20才)が田沼玄蕃頭領分笠名村左右衛門の妻として当村を出ていく。その為の宗門送り願。	蔵分 通し番号808と関連	原本	状	1	○	82
808 2177	D 4	天保3年正月 (1832年)・辰		取替一札の事 (宗門引取状)	○田沼玄蕃頭領分 榎原郡笠名村庄屋代:与十 ●太田備後守領分 上湯日村御役人中	上湯日村伝六の娘よし(20才)を、当村笠名村の左右衛門が妻として引き取った。その為の宗門引取状。	蔵分 通し番号807と関連	原本	状	1	○	82
809 1906	D 4	天保3年正月 (1832年)・辰		取替一札之事 (人別引取状)	○平岡彦兵衛代官所 中里村名主:新兵衛 ●太田備後守領分 上湯日村御庄屋中	御村上湯日村の市郎兵衛の弟権八(27才)を、当村中里村の藤五郎が養子として引き取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
810 1911	D 4	天保3年正月 (1832年)・辰		取替申一札之事 (宗門送り状)	○岸本武太夫代官所 駿州志太郡嶋田町の内・下嶋組:文左衛門 ●上湯日村御役人中	当町久兵衛の弟文左衛門(39才)、女房ゆみ(34才)、男子虎吉(9才)、女子さよ(3才)の4名家族が御村の上湯日の長次兵衛の相続人として移住する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
811 566	D 4	天保3年正月 (1832年)・辰		差出申一札之事 (五人組請證文)	○上湯日村伝平組合:藤兵衛、15名 ●同村御役人兼中	嶋田宿内下嶋組の久兵衛弟伝平が妻子共に上湯日村三郎一の地内の長次兵衛の跡式を相続し転入するとの願い出あり、我ら五人組に加わることになる。この為の組請け一札。		原本	状	1	○	82
812 1908	D 4	(天保3年)正月 (1832年)・辰		乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:佐次兵衛 ●小野良右衛門	石谷鉄之丞知行所当村半之助(25才)を、私佐次兵衛が養子として引き取る事になった。その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
813 1912	D 4	(天保3年)正月 (1832年)・辰		乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村願主 庄屋:瀧 三郎一 組頭:甚六の奥書あり ●小野良右衛門	岸本武太夫代官所嶋田宿内下嶋組の久兵衛の弟伝平(39才)は妻(34才)、伴熊吉9才、娘さよ2才の家族と共に渡世のためこの上湯日へ引越して来た。その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
814 1913	D 4	(天保3年)正月 (1832年)・辰		乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:市郎兵衛 ●小野良右衛門	当村市郎兵衛の弟権八(27才)は平岡彦兵衛代官所中里村藤五郎養子として移住する。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1	○	82
815 577	D 4	天保3年2月 (1832年)・辰		差出申一札之事	○下湯日村当人:・与八、同村引請人:利右衛門 ●上湯日村:彦左衛門	当下湯日村の与八は渡世の為に上湯日村彦左衛門の地所宇一軒屋に借地・居住したく申し出た(家内4名で)、その借地代は年々金2朱、12月支払いとする、此の借地の返還要求あれば何時でも返すという約定。引受人の責任でお願い。	通し番号816と関連	原本	状	1	○	82
816 578	D 4	天保3年2月 (1832年)・辰		差出申一札之事	○宮城鉄四郎知行所 下湯日村組頭:庄兵衛 ●太田備後守領分 上湯日村御役人中	当下湯日村の与八は御上湯日村の彦左衛門地内に借地して家業をしたいと申し出あり引越す。ただこの者の人別は下湯日村に置いたまとする。借地代金は支払う訳だが、その間の与八については当方で責任をもつ。	通し番号815と関連	原本	状	1	○	82
817 579	D 4	天保3年2月 (1832年)・辰		御尋二付申上候事	○上湯日村:新八、外4名連印 ●同村御役人兼中	下湯日村の与八は今度渡世の為に当村彦左衛門の地に借地・居住したいとの願い出あり、このことに付き万事支障はないか、との問い合わせであるが、何事も支障なしと回答する。	通し番号815、816と関連	原本	状	1	○	82
818 2172	D 4	天保3年3月 (1832年)・辰		取替一札之事 (宗門引取状)	○大草能登守谷口村庄屋:七太夫 ●太田備後守領分 上湯日村御役人兼中	当谷口村の四郎右衛門の娘なみ(当26才)は4年前御村上湯日村平吉の嫁として出ていったが、この度離縁となり帰村、その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
819 2168	D 4	天保3年6月 (1832年)・辰		為取替一札之事 (宗門引取状)	○平岡彦兵衛代官所 金谷河原町名主代:喜作 ●太田備後守領分 上湯日村御庄屋中	御村上湯日村の清八の妹はん(24才)を、当金谷河原町喜兵衛が妻に引取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
820 2196	D 4	天保4年正月 (1833年)・巳		取替一札之事 (宗門送り状)	○本多豊前守領分 志太郡志太村庄屋:孫七 ●遠州上湯日村御名主兼中	貴村上湯日の八右衛門の娘とり(37才)は16・7年前当村瀧宝院妻として入って来たが不熟にて双方納得の離縁となり貴村へ帰る。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
821 2189	D 4	天保4年正月 (1833年)・巳		送り一札之事 (宗門送り状)	○太田備後守領分西深谷村組頭:平市郎 ●同御領分上湯日村御庄屋中	当西深谷村権六の娘たの(20才)が貴村上湯日村の平八伴玄之助の妻として移住。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82

822 2191	D 4	天保4年正月 (1833年)・巳	取替一札之事 (宗門引取状)	○上河原新田庄屋：彦左衛門 ●上湯日村御庄屋中	貴村上湯日村の源蔵の娘とよ(23才)を、当村上河原新田の惣助が妻として引き取った。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
823 268	D 4	天保4年正月 (1833年)・巳	差出申一札之事	○上湯日村半次郎組合：伝七、外4名連印 ●同村御役人衆中	当村半平倅半次郎がこの度門分けとなり、我ら五人組に加わった。公儀御条目の厳守を約す。		原本	状	1	○	82
824 2194	D 4	天保4年正月 (1833年)・巳	取替申一札之事 (人別送り状)	○青山下野守領分 下庄内村庄屋：半兵衛 ●太田備後守領分 上湯日村庄屋中	当村弥七倅久治郎(20才)が貴村上湯日村の亀蔵の養子として当村から移住する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
825 2190	D 4	天保4年正月 (1833年)・巳	取替一札之事 (宗門引取状)	○宮城鉄四郎知行所 吉永村庄屋：藤左衛門 ●太田備後守領分 上湯日村御庄屋中	貴村上湯日村の平兵衛後家倅の源吉(5才)が、当村吉永村正泉寺の弟子として引き取られた。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
826 2183	D 4	(天保4年)正月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村願主組頭：久兵衛 ●小野良右衛門	青山下野守領分下庄内村弥七の倅久次(20才)が、上湯日村内、私倅亀蔵の養子として入って来た。その為の宗門引取願。同紙面に、巳の正月、御条目を百姓に読み聞かせること誓う、文書を写し載せる。	蔵分	原本	状	1	○	82
827 2181	D 4	(天保4年)正月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主：平兵衛後家、・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	上湯日村の私倅源吉(5才)は宮城鉄四郎知行所吉永村正泉寺の弟子として移住する。その為の宗門送り願。	蔵分 虫喰い少々あり	原本	状	1	○	82
828 2180	D 4	(天保4年)・正月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主：佐次兵衛 ・庄屋瀧三郎一の奥印あり ●小野良右衛門	当村石谷鉄之丞知行所内の半四郎弟半之丞(26才)は去る辰年正月に私の養子に引取ったが、この度離縁し11月に親元に返した。その為の宗門送り願。	蔵分 虫喰い	原本	状	1	○	82
829 2179	D 4	(天保4年)正月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主：長右衛門、・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	大草能登守知行所谷口村四郎右衛門娘なみ(27才)を、私は5年以前に妻に貰い受けたが、去る辰年10月に離縁、その為の宗門送り願。	蔵分 虫喰い	原本	状	1	○	82
830 2178	D 4	(天保4年)正月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ・組頭三太夫、久兵衛、甚六の ●小野良右衛門 奥書あり	私娘りん(7才)は6年前、同村の石谷鉄之丞知行所、六兵衛方の養子となったがこの度離縁となり帰村、その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
831 2198	D 4	(天保4年)正月 (1833年)・巳	乍恐以書付奉願上候 (人別送り願)	○上湯日村願主組頭：三太夫 ・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	私三太夫の娘とめ(18才)は大草能登守知行所谷口村の茂作の妻として移住する。その為の宗門送り願。同時に谷口村庄屋七太夫からの宗門引取状あり。	蔵分	原本	状	2	○	82
832 2187	D 4	天保4年7月 (1833年)・巳	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●犬塚市郎右衛門	上湯日村百姓伝兵衛女房(24才)は6月9日家出、捜索するもわからず。このこと注進したところ、あと10日より30日尋ねを仰せつかった。あと一通同じ文書あり。	蔵分	原本	状	2	○	82
833 2182	D 4	天保4年7月 (1833年)・巳	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●犬塚市郎右衛門	当村百姓仁左衛門(38才)が当7月より家出、行方不明となったことを注進する。すると10日より30日迄探索するよう指示され、それを承知した旨の請書	蔵分 同様文書が外に通。	原本	状	2	○	82
834 2195	D 4	天保4年8月 (1833年)・巳	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●犬塚市郎右衛門	当村百姓伝兵衛女房(24才)が6月29日家出し届け出る。その後30日間探し求めたが分からず、再度10日~30日迄の探索を公儀から指示される。	蔵分	原本	状	1	○	82
835 2188	D 4	天保4年8月 (1833年)・巳	差上申御請書之事	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●犬塚市郎右衛門	当村百姓仁左衛門(38才)は7月朔日家出、この旨を公儀に届け出た処、30日尋ねを指示された。それでも行方分からず、8月再度30日迄の探索を指示されたので承知の旨の請書を出す。その後も9月・10月・11月・12月、翌天保5年正月と、同様の請書を繰り返す。ところがこの者、天保7年ふと帰村する家出理由は京都本願寺参詣、同寺の人足日雇いを重ねて今日に至ったとのこと。それで帰村したき願いが提出されている。	蔵分	原本	状	7	○	82
836 2207	D 4	天保5年正月 (1834年)・午	取替申一札之事 (宗門引取状)	○岸本武太夫御代官所・青柳村名主：新八 ●太田備後守領分上湯日村御役人衆中	御地上湯日村甚右衛門の娘たな(17才)が当村青柳村円蔵の養子となる。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
837 2215	D 4	天保5年正月 (1834年)・午	書替一札之事 (宗門引取状)	○御領分竹下村庄屋：八左衛門 ●御同領上湯日村御庄屋中	上湯日村忠五郎妹みな(22才)を、竹下村の清十が妻として引き取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
838 2203	D 4	天保5年正月 (1834年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主：弥左衛門、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	上湯日村の私弥左衛門の娘せき(19才)が石谷鉄之丞知行所で同村の忠助の嫁として移住する。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1	○	82

839 2218	D 4	天保5年正月 (1834年)・午	一札之事 (宗門引取状)	○御領分佐野郡伊達方村庄屋:太五右衛門 ●同領榎原郡上湯日村庄屋中	御村上湯日村市蔵の娘はな(19才)を当伊達方村の清次郎が養女として引き取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
840 2222	D 4	天保5年正月 (1834年)・午	取替一札之事 (宗門引取状)	○石ヶ谷鉄之丞知行所上湯日村名主:伊右衛門 ●太田備後守領分同村御庄屋中	同村太田領弥左衛門の娘せき(19才)を、同村石ヶ谷知行所百姓の忠助が嫁として引き取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
841 2211	D 4	天保5年正月 (1834年)・午	取替一札之事 (宗門引取状)	○岸本武太夫代官所中里村上割名主:助左衛門 ●太田備後守領分上湯日村役人中	御村上湯日の次郎兵衛娘はや(22才)を当中里村の五左衛門が妻として引き取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
842 2209	D 4	(天保5年)正月 (1834年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:伝六・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	当上湯日村の伝六(54才)は8年以前の文年12月より江戸深川大崎町五百屋金兵衛方に奉公していたが、去る巳年12月暇をとり帰村、その為の宗門引取願	蔵分	原本	状	1	○	82
843 2208	D 4	(天保5年)正月 (1834年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:源左衛門・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	当村上湯日の百姓源左衛門娘えい(21才)が、平岡彦兵衛代官所北河原新田の忠七の嫁として移住する。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1	○	82
844 2206	D 4	(天保5年)正月 (1834年)・午	乍恐以書付奉願上候 (人別送り願)	○上湯日村百姓願主:清八女房・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	上湯日村の私の伴清七を、宮城鉄四郎知行所下湯日村養勝寺の弟子として移住する。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1	○	82
845 2204	D 4	(天保5年)・正月 (1834年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:甚右衛門、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	上湯日村の私の娘ちな(17才)が、岸本武太夫代官所青柳村の円蔵の養女となって移住する。その為の人別送り願。・別に、正月百姓への御条目読み聞かせ引受を記載する。	蔵分	原本	状	1	○	82
846 2202	D 4	(天保5年)正月 (1834年)・午	乍恐以書付奉願上候 (人別引取願)	○上湯日村百姓願主:権八・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	平岡彦兵衛代官所九左衛門新田の銀蔵の娘そめ(21才)を、私権八の嫁に引き取る。そのための宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
847 2210	D 4	(天保5年)正月 (1834年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:仁右衛門女房・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	上湯日村の私仁右衛門の娘りか(4才)は、4年前に当村で石ヶ谷鉄之丞知行所の半四郎方へ養女に出したが、今回離縁となり正月帰省、その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
848 2217	D 4	天保5年正月 (1834年)・午	取替一札之事 (宗門引取状)	○平岡彦兵衛代官所遠州榛原郡北河原新田名主:三郎兵衛 ●太田備後守領分上湯日村御役人中	御村上湯日の孫八右衛門娘えい(22才)は当村北河原新田の忠七伴秀蔵と縁組となり引き取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
849 2216	D 4	天保5年正月 (1834年)・午	取替一札之事 (宗門送り状)	○平岡彦兵衛代官所九左衛門新田名主:善兵衛 ●上湯日村御庄屋中	九左衛門新田の銀蔵の娘ため(21才)が御村上湯日の権八の嫁として嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
850 2212	D 4	天保5年正月 (1834年)・午	書替一札之事 (宗門送り状)	○野田村:勝蔵 ●上湯日村御庄屋中	当野田村清太夫の妹かや(24才)が御村上湯日の伊左衛門の妻として移住、その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
851 2214	D 4	天保5年正月 (1834年)・午	一札之事 (宗門引取状)	○下湯日村:養勝寺 ●上湯日村御庄屋中	御村上湯日の清八伴清七(7才)を当村下湯日養勝寺が弟子とする。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
852 2205	D 4	(天保5年)正月 (1834年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:次郎兵衛・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	私の娘はや(22才)が岸本武太夫代官所中里村の五右衛門の妻として嫁いでいく。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1		
853 646	D 4	天保5年4月 (1834年)・午	差出申一札之事	○上湯日村当人:次七、同人本家証人:次六、親類:吉蔵、五人 組惣代:彦左衛門 ●同村御庄屋・組頭中	私の居宅の件、両親はすでに死去し、それ以来空家になっている、修復もままならず親類とも相談して、止むなくしばらくの間この家を取り払い、その後妻を迎え身を持ちとなったところで私の本屋敷に戻し住居とたく、この件お願い。		原本	状	1	○	82
854 2225	D 4	(天保5年)5月 (1834年)・午	乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村:瀧 三郎一 ●御山方御役所	当村の野山守、野中久兵衛の父庄吉が25日に病死した、享年74才であった。このことお届け。	蔵分	原本	状	1		
855 2066	D 4	天保5年7月 (1834年)・午	乍恐以書付奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●なし	家数人別当年6月調査の分、次の通り。家数:78軒(本家)・人別391人 家数2軒(柄在家)・人別10人、合計:家80軒、人別441人。	蔵分	原本	状	1	○	82
856 2219	D 4	天保5年 (1834年)・甲午	一札之事 (宗門送り状)	○同領分切山村庄屋:幸吉 ●御領分上湯日村御庄屋中	当切山村の惣十の娘しめ(22才)が御村上湯日の万五郎の妻として嫁ぎ行く。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本じ真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
857 2233	D 4	天保6年正月 (1835年)・未		取替申一札之事 (宗門送り状)	○鍋島内匠知行所・大柳新田庄屋:清次郎 ●上湯日村御名主中	当村大柳新田の孫右衛門の娘みよ(16才)が御村上湯日の常五郎の妻として移住する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
858 2227	D 4	天保6年正月 (1835年)・未		書替一札之事 (宗門送り状)	○岸本十輔代官所・嶋田町川原口組:伝左衛門 ●由井(湯日)村御役人中	嶋田町川原口組の勘六の男子代治郎(10才)が上湯日村の甚五兵衛の養子となって移る。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
859 2236	D 4	天保6年正月 (1835年)・未		取替申一札之事 (宗門引取状)	○岸本十輔支配所・九左衛門新田名主:善兵衛 ●上湯日村御役人衆中	御村上湯日の彦左衛門娘ふさ(22才)を、当村九左衛門新田の新右衛門が嫁に迎える、その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
860 2239	D 4	天保6年正月 (1835年)・未		乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:彦左衛門 庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	私彦左衛門の娘ふさ(22才)を、岸本十輔代官所九左衛門新田の新右衛門の嫁として移住する。その為の宗門送り願。外に、次七の嫁として引き取った下湯日村の伊平の娘なか(22才)の宗門引取願を同紙に記載する。	蔵分	原本	状	1	○	82
861 2229	D 4	天保6年正月 (1835年)・未		差出申一札之事 (宗門引取願)	○上湯日村御山守:野中又兵衛 ●同村御庄屋中	下庄内村の嘉右衛門の娘を、去る12月、私の妻に引き取る。その為の宗門引取の願書。	蔵分	原本	状	1		
862 2230	D 4	天保6年正月 (1835年)・未		取替申一札之事 (宗門引取状)	○駒井但馬守知行所・桃原村庄屋:木下半兵衛 ●太田備後守御領分・上湯日村御役人衆中	上湯日村の甚助伴三次(18才)が、当村桃原の伊八の養子として入る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
863 2231	D 4	天保6年正月 (1835年)・未		取替一札之事 (宗門送り状)	○宮城鉄四郎知行所・下湯日村庄屋:七太夫 ●太田備後守領分・上湯日村御庄屋中	当村下湯日の伊平の娘はな(22才)が上湯日村の新平の妻として嫁いでいく。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
864 2232	D 4	天保6年正月 (1835年)・未		乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村願主庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	青山下野守領分 嘉右衛門妹すみ(25才)が、上湯日村の山守野中久兵衛の妻として嫁いで来る。その為の宗門引取願。これとは別に、江戸在砂村の弥右衛門方に奉公し、この度暇をもらった上湯日村の清八(33才)の宗門引取願あり	蔵分	原本	状	1	○	82
865 2234	D 4	(天保6年)正月 (1835年)・未		乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:甚助 庄屋 瀧 三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	甚助伴三次(18才)が桃原村(駒井但馬守知行所)の伊八の養子として移籍する。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1	○	82
866 2237	D 4	(天保6年)正月 (1835年)・未		乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:弥七 庄屋 瀧 三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	鍋島内匠知行所大柳新田の孫右衛門の娘みよ(16才)を、上湯日村百姓孫七の伴の養子道右衛門が妻として引き取る。その宗門引取願、もう一つ、嶋田宿勘六伴代次郎(10才)を甚五兵衛伴甚左衛門の養子に引き取るの宗門引取願	蔵分	原本	状	1	○	82
867 2256	D 4	天保7年正月 (1836年)・申		取替申一札之事 (宗門送り状)	○水野越前守領分・藤原郡神ノ郷村庄屋:喜右衛門 ●太田備後守領分・上湯日村庄屋中	神ノ郷村権右衛門の娘ちの(46才)が上湯日村の庄右衛門の嫁として移籍するその為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
868 2252	D 4	天保7年正月 (1836年)・申		取替一札之事 (宗門引取状)	○田沼玄蕃頭領分・大蔵村庄屋:太左衛門 ●太田備後守領分・湯日村御庄屋中	御村湯日の三郎一の娘さみ(20才)を、大蔵村太左衛門の伴和十郎の妻として引き取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
869 2250	D 4	天保7年正月 (1836年)・申		乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓惣十、 庄屋 瀧 三郎一の奥書あり ●犬塚市郎右衛門	私の姉ひさ(22才)が金谷宿(平岡熊太郎代官所)の長五郎の妻として移籍する。その為の宗門送り願。別に、当年正月、御条目を百姓への読み聞かせることを約す約状を載せる。	蔵分	原本	状	1	○	82
870 2263	D 4	天保7年正月 (1836年)・申		乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村願主組頭:三太夫 庄屋瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	私三太夫の娘つき(20才)は、宮城鉄四郎知行所下湯日村の森右衛門の妻として嫁ぎ行く、その為の宗門送り願、別件で、久兵衛が内藤丹波守領分井口村儀右衛門の伴弥助(24才)を養子に迎え、その為の宗門引取願を同一紙に載せる。	蔵分	原本	状	1	○	82
871 2077	D 4	天保7年正月 (1836年)・申		取替一札之事 (宗門引取状)	○駒井但馬守知行所・三栗村名主:小右衛門 ●太田備後守領分・上湯日村御役人衆中	御村上湯日の平兵衛後家の伴伝蔵(5才)が、当三栗村笠曲寺の弟子になる。そのための宗門引取状。	蔵分 通し番号901と関連	原本	状	1	○	82
872 2246	D 4	天保7年正月 (1836年)・申		取替申一札之事	○御同領・川崎町庄屋:伊平次 ●上湯日村御役人衆中	御村上湯日の庄右衛門の娘みる(29才)が当川崎町の七三郎の妻として引越してきた。その為の宗門引取状	蔵分	原本	状	1	○	82

873 2255	D 4	(天保7年)正月 (1836年)・申	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:平兵衛後家・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●犬塚市郎右衛門	伴伝蔵(5才)が駒井但馬守知行所三栗村笠曲寺の弟子として転出、その為の宗門送り願。これとは別に、庄屋三郎一の娘きみ(20才)が田沼玄蕃頭領分大蔵村の太左衛門の嫁として嫁ぎゆく、その為の宗門送り願を同一紙に載せる。	蔵分 通し番号871と関連	原本	状	1	○	82
874 2253	D 4	(天保7年)正月 (1836年)・申	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:助左衛門・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●犬塚市郎右衛門	上湯日村助左衛門娘この(13才)が日坂宿(平岡熊太郎代官所)の新左衛門の養女として移転する、その為の宗門送り願、これと別に、神郷村(水野越前守領分)の権右衛門娘ちの(46才)を庄右衛門の妻として引取る、その宗門引取願を載せる。	蔵分	原本	状	1	○	82
875 2251	D 4	天保7年2月 (1836年)・申	以書付願上候 (宗門送り願)	○上湯日村伝次郎後家、傳次郎後家親類惣代・五人組惣代の奥書 ●同村御役人衆中	私娘さよ(14才)が江尻宿の伊三郎方へ養女として移転する。その為の宗門送り願。	蔵分 通し番号876と関連	原本	状	1	○	82
876 2245	D 4	天保7年2月 (1836年)・申	取替申一札之事 (宗門引取状)	○駿府町奉行所本多丹下支配・江尻宿組頭:嘉兵衛 ●太田備後守領分棟原部上湯日村御役人中	上湯日村方伝次郎後家の娘さよ(14才)を、当江尻宿の伊三郎の養女とする。その為の宗門引取状。	蔵分 通し番号875と関連	原本	状	1	○	82
877 2248	D 4	天保7年2月 (1836年)・申	取替一札之事 (宗門引取状)	○平岡熊太郎代官所・金谷宿組頭:長五郎 ●太田備後守領分・上湯日村御役人中	御村上湯日の伝七養女むら(27才)を当金谷宿の忠蔵が嫁に迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
878 2249	D 4	(天保7年)2月 (1836年)・申	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主親類:伝七・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●犬塚市郎右衛門	当上湯日村の伝七親類伝兵衛前妻むら(27才)が、平岡熊太郎代官所金谷宿の忠蔵の妻となる。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1	○	82
879 2084	D 4	天保7年5月 (1836年)・申	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧三郎一 ●小野良右衛門	当村上湯日の百姓次七の妹せと(19才)は同領分の倉沢村下組百姓平吉の妻として4月に嫁いだ。但し宗門送り状はまだ送っていない。ところが去る5月2日家出行方不明となる。このこと先ず注進する。それから公儀より30日尋ねを命ぜられる(5月2日)。更に6月、2度目の30日尋ねを命ぜられている。	蔵分 5月から6月にかけて の関連文書4枚一括	原本	状	4	○	82
880 2085	D 4	天保7年7月 (1836年)・申	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村百姓願主:次七、親類:次六、組合:彦左衛門、 庄屋三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	倉沢村下組百姓平吉に嫁入りした私の妹せと(19才)は突然家出して行方不明になっていたが、30日尋ねの2度目の最中、去る朔日、仲立人(大鹿村修験龍法院方へ立ち帰った。家出の理由は異事はないが、この縁談縁なきものと思ひ親元へ帰りたいという。この帰村の許可を願う。	蔵分 通し番号881と関連	原本	状	1	○	82
881 2086	D 4	天保7年7月 (1836年)・申	一札之事	○大鹿村:龍法院 ●上湯日村:次七	①次七の妹せとは倉沢村の平吉の妻となっていたが、この度離縁となり、確かにこの者を渡した、とする大鹿村から上湯日村に発した文書、②上湯日村次七の妹は当大鹿村龍法院方へ新たに養女として入ること決定、その為、大鹿村名主七郎左衛門より上湯日村へ発した宗門引取状。	蔵分 通し番号880と関連	原本	状	3	○	82
882 2278	D 4	(天保8年)正月 (1837年)・酉	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:久作・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	神郷村の五郎右衛門の娘のよ(18才)を、私久作の息子熊七の妻に迎える。その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
883 2279	D 4	天保8年正月 (1837年)・酉	為取替一札之事 (宗門引取状)	○太田備後守領分・上湯日村庄屋:瀧三郎一 ●平岡熊太郎代官所・地頭方村御役人衆中	御村地頭方の茂平弟茂七(25才)を、当村上湯日の伝六が養子として引き取るその為の宗門引取状。	蔵分 通し番号884と関連	原本	状	1	○	82
884 2269	D 4	天保8年正月 (1837年)・酉	為取替一札之事 (宗門送り状)	○平岡熊太郎代官所・地頭方村役人:権左衛門 ●太田備後守領分上湯日村御役人中	当村茂平の弟茂七(25才)は、貴村上湯日の伝六の養子として引き取られるその為の宗門送り状。しかしこの者、3月離縁となり親元へ帰っている。	蔵分 通し番号883と関連	原本	状	1	○	82
885 2266	D 4	天保8年正月 (1837年)・酉	書替一札之事 (宗門引取状)	○平岡熊太郎代官所・北河原新田名主:三郎兵衛 ●上湯日村御役人中	御村上湯日の三四郎の娘とめ(18才)を、北河原新田村の次左衛門の妻として引き取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
886 2277	D 4	天保8年正月 (1837年)・酉	取替申一札之事 (宗門引取状)	○宮城鉄四郎知行所・下湯日村庄屋:長次郎 ●太田備後守領分・上湯日村御役人	貴村上湯日の三大夫の娘(20才)を、当村森右衛門が妻として迎える、その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
887 2336	D 4	天保8年正月 (1837年)・酉	為取替申一札之事 (宗門引取状)	○太田備後守領分・上湯日村庄屋:瀧三郎一 ●内藤丹波守領分・井口村御役人衆中	貴村井口の儀右衛門の伴弥助(24才)を、当村上湯日の久兵衛が養子として引き取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
888 2272	D 4	天保8年正月 (1837年)・酉	取替一札之事 (宗門送り状)	○水野越前守領分・神郷村庄屋:喜右衛門 ●太田備後守領分・上湯日村御役人中	当村神郷の五郎右衛門の娘のよ(18才)が、貴村上湯日の熊七の妻に迎えられる。その為の宗門送り状	蔵分	原本	状	1		

889 2268	D 4	(天保8年)正月 (1837年)・酉	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:伝六・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	平岡熊太郎代官所地頭方村の茂平弟茂吉(25才)を、当上湯日村の伝六が養子として引き取る。その為の宗門引取願。別の一通として、申年(天保7)正月、日坂宿の新左衛門方に養女とし引き取られていた上湯日村の助左衛門の娘この(14才)が離縁となり帰村、その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
890 2265	D 4	(天保8年)正月 (1837年)・酉	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:伝次郎後家・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●なし	伝次郎娘さよ(15才)が、駿府町奉行本多丹下支配所・江尻宿伊三郎の養女として引き取られる。その為の宗門送り願。別の文書、酉年正月、百姓等へのご目読み聞かせ、これ承知との届けあり。一紙に書付ける。	蔵分	原本	状	1	○	82
891 2274	D 4	(天保8年)正月 (1837年)・酉	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:次七・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	次七の妹せと(20才)を、大鹿村(松平鷲三知行所)修驗龍法院の養女に出すその為の宗門送り願。別に、上湯日村百姓三四郎の娘とめ(18才)を、北河原新田(平岡熊太郎代官所)の次左衛門の妻に入れる、その為の宗門送り願。	蔵分 通し番号881と関連	原本	状	1	○	82
892 2270	D 4	天保8年5月 (1837年)・酉	一札之事 (宗門引取状)	○平岡熊太郎代官所・榎原郡大代村名主:清左衛門 ●太田備後守領分・上湯日村御庄屋中	当村大代の吉左衛門の娘りよ(27才)は、御村上湯日の与左衛門の妻になっていたが、今般離縁となり帰村。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
893 2275	D 4	天保8年9月 (1837年)・酉	取替一札の事 (宗門送り状)	○上河原新田庄屋:彦右衛門 ●上湯日村御庄屋中	御村上湯日の源藏の娘とよ(27才)を、当村上河原新田の惣助が妻として引取っていたが、この度離縁となり親元へ帰村。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
894 2285	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	取替一札の事 (宗門送り状)	○岸本十輔代官所・中里村上割名主:助左衛門 ●太田備後守領分・上湯日村御庄屋	当村中里の平右衛門の倅三次郎(26才)が御村上湯日の佐次兵衛の婿として移籍する。そのための宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
895 2282	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	為取替一札の事 (宗門引取状)	○平岡熊太郎支配所・九左衛門新田組頭:甚右衛門 ●太田備後守領分・上湯日村庄屋中	御村上湯日の孫兵衛娘とよ(29才)が当村九左衛門新田の小文次の嫁として入ってきた。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
896 2094	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	為取替一札の事	○田沼備前守領分・須々木村与頭:佐五郎 ●太田備後守領分・上湯日村御庄屋中	御村上湯日の利吉姉かね(31才)は当村須々木村の新左衛門の養子となる。その為の宗門引取状。また別に、かねの兄利吉が、姉かねが養女ときまったことを村役人に報告した文書あり。	蔵分	原本	状	2	○	82
897 2288	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	送一札の事 (宗門送り状)	○石谷鉄之丞知行所・上湯日村組頭:六兵衛 ●太田備後守領分・同村御庄屋	半三郎(石谷知行所)の弟藤吉(31才)を五郎右衛門(太田備後守領分)の跡式として入れる。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
898 2280	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	取替一札の事 (宗門送り状)	○平岡熊太郎代官所・大柳新田名主:定右衛門 ●太田備後守領分・上湯日村御名主中	当村大柳新田の多七の娘のよ(32才)が、御村上湯日の久助のところに嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
899 2311	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	取替一札の事 (宗門引取状)	○太田備後守領分・上湯日村庄屋:瀧三郎一 ●岸本十輔代官所・中里村上割御役人衆中	中里村平右衛門の倅三次郎(26才)が当村上湯日の佐次兵衛の婿として入る。その為の宗門引取状、文末に「翌10年4月離別返一札」とあり。	蔵分	原本	状	1	○	82
900 2284	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	為取替一札の事 (宗門送り状)	○宮城大膳知行所・榎原郡下湯日村庄屋代組頭:次郎右衛門 ●太田備後守領分・上湯日村御庄屋中	当村下湯日の太左衛門の娘いの(34才)が、御村上湯日の八三郎方へ嫁いでいく。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
901 2283	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	一札の事 (宗門送り状)	○駒井但馬守知行所・三栗村庄屋代:市左衛門 ●太田備後守領分・上湯日村御庄屋中	御村上湯日平兵衛後家の倅伝蔵(7才)が3年前の申年(天保7)に当村三栗の笠曲寺に弟子入りしたが、病身の為親元に送り返す、その為の宗門送り状。	蔵分 通し番号871と関連	原本	状	1	○	82
902 2292	D 4	(天保9年)正月 (1838年)・戌	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:市蔵、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	私市蔵の倅市太(26才)は3年前金谷河原町の半十方へ奉公に出ていたが、この度暇をとり12月帰省する。その為の宗門引取願を提出。	蔵分	原本	状	1	○	82
903 2290	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	取替一札の事 (宗門送り状)	○平岡熊太郎支配所・九左衛門新田下組名主:善作 ●太田備後守領分・上湯日村御名主衆中	当九左衛門新田下組平左衛門の娘(21才)が、御村上湯日の伊右衛門に嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
904 2289	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	一札の事 (宗門送り状)	○嶋村庄屋:儀右衛門 ●上湯日村御庄屋中	嶋村の惣次郎の娘とき(32才)が上湯日村の孫兵衛に嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
905 2287	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	取替一札の事 (宗門引取状)	○中里村庄屋:又兵衛 ●御同領上湯日村御庄屋中	御村上湯日の源藏の娘しま(25才)を当中里村の鉄平の嫁に貰い受ける。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原写 本 ^レ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 号
906 2281	D 4	天保9年正月 (1838年)・戌	送一札之事 (宗門引取状)	○高木帯刀知行所・星久保村名主:弥右衛門 ●太田備後守領分・上湯日村御役人中	御村 上湯日の又助の娘たつ(19才)を当星久保村の清兵衛が妻に迎え入れる その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
907 867	D 3	天保9年正月 (1838年)・戌	鎌塚社大井社入金請取帳 瀧 三郎一	○なし ●なし	鎌塚・大井社社の竹木・雑木代金の請取分を記す。天保9年8月23日より12 月までを記載。	分類はD-3これは705 と706間に入るべきもの	原本	横 半	1		
908 2294	D 4	(天保9年)正月 (1838年)・戌	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村願主組頭:甚六、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●(小野良右衛門)	当上湯日村の分郷石谷鉄之丞知行所の半三郎弟藤吉(31才)を、当村五郎右衛 門の跡式として引取る。その為の宗門引取願。これとは別に、下湯日村の大左衛 門の娘いの(34才)を上湯日村の百姓八三郎が嫁に引取るとの宗門引取願を同 一紙に記載。	蔵分	原本	状	1	○	82
909 2293	D 4	(天保9年)正月 (1838年)・戌	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:孫兵衛、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	上湯日村孫兵衛妹とよ(29才)が平岡栄太郎代官所九左衛門新田の小文次に嫁 ぐ。その為の宗門送り願、また別に、又助の娘たつ(29才)が星久保村の源兵 衛に嫁ぐ、その宗門送り願を同一紙に記す。	蔵分	原本	状	1	○	82
910 2295	D 4	(天保9年)正月 (1838年)・戌	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主組合:孫兵衛、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	岸本十輔代官所中里村の平右衛門伴三郎(26才)を上湯日村の佐次兵衛が跡 式を継がせることで引取る。その為の宗門引取願、又大柳新田の多七の娘のよ (32才)を又助が妻として引取る、その為の宗門引取願を同一紙に記載。	蔵分	原本	状	1	○	82
911 2296	D 4	(天保9年) (1838年)・戌	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:伊右衛門、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	平岡熊太郎代官所九左衛門新田の平左衛門の娘かな(21才)を伊右衛門が嫁と して引取る、その為の宗門引取願。別に、公儀御祭目の正月読み聞かせ誓詞あり	蔵分	原本	状	1		
912 2314	D 4	天保10年正月 (1839年)・亥	為取替申一札之事 (宗門引取状)	○宮城大膳知行所・下湯日村庄屋代:次郎右衛門 ●太田備後守領分・上湯日村庄屋:瀧 三郎一	上湯日村の次郎兵衛後家の娘たく(21才)を、当村下湯日の久右衛門が妻に迎 える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
913 2315	D 4	天保10年正月 (1839年)・亥	為取替申一札之事 (宗門引取状)	○大田運八郎知行所・瀬海寺村庄屋:健司 ●太田備後守領分・上湯日村御庄屋中	上湯日村の六右衛門の娘(24才)を当村瀬海寺の文次が嫁に迎える。その為の 宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
914 2316	D 4	天保10年正月 (1839年)・亥	取替一札之事 (宗門送り状)	○宮城大膳知行所・下湯日村名主:藤吉 ●太田備後守領分・上湯日村御名主中	当 下湯日村の八大夫娘(19才)が御村 上湯日の又助に嫁ぐ、その為の宗門 送り状。	蔵分	原本	状	1		
915 2317	D 4	(天保10年)正月 (1839年)・亥	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:佐次兵衛、・庄屋 三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	私祖父三十(78才)は25年前より駿府安部川町奥州屋清吉方にて奉公し、去 る成年12月に暇をとり帰宅、その為の宗門引取願。また別件で、柄在家吉蔵伴 の為吉(20才)が3年前より江戸在砂村大塚新田甚兵衛方にて奉公し、去る戌 12月暇をとり帰宅、その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
916 2312	D 4	(天保10年)正月 (1839年)・亥	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:次郎兵衛後家、・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	私の娘こく(23才)が、宮城大膳知行所下湯日村の久右衛門に嫁ぐ、その為の 宗門送り願。また別件あり、それは、上湯日村百姓六右衛門の娘いわ(26才) が瀬海寺村文次に嫁ぐ、その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1	○	82
917 2313	D 4	(天保10年)・正月 (1839年)・亥	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:又助、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	宮城大膳知行所下湯日村の八大夫の娘みち(19才)を、私伴源兵衛が嫁に迎 える。その為の宗門引取願。別件で、正月に御祭目を百姓中に読み聞かせること を約した文書あり、同一紙に掲載。	蔵分	原本	状	1		
918 2286	D 4	天保10年4月 (1839年)・亥	取替申一札之事 (宗門送り状)	○太田備後守領分・上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●岸本十輔代官所・中里村上割御名主中	中里村の平右衛門の伴三郎(27才)は昨年当村上湯日村の佐次兵衛の婿にき まり引取ったが、当年4月離縁となり親元に帰る。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
919 2101	D 4	天保11年正月 (1840年)・子	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:甚助、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	神郷村(小笠原信助代官所)の米蔵娘ちえ(23才)を、私の伴甚吉の妻として 引取る。その為の宗門引取願。別件で、嶋田宿(岸本十輔代官所)の勘七の娘た み(26才)を丹次の妻に引取る、その為の宗門引取願あり。同一紙に記載。	蔵分	原本	状	1	○	82

920 2333	D 4	天保11年正月 (1840年)・子	取替一札之事 (宗門引取状)	○太田備後守領分・上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小笠原信助代官所・大柳新田御名主中	大柳新田の清蔵の娘ちえ(16才)を当村太吉が嫁に迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
921 2323	D 4	天保11年正月 (1840年)・子	取替一札之事 (宗門送り状)	○小笠原信助代官所・榛原郡神郷村名主：喜右衛門 ●太田備後守領分・上湯日村御庄屋中	当村神郷村の米蔵の娘ちえ(23才)が、御村 上湯日村の甚助の妻として移転する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
922 2334	D 4	天保11年正月 (1840年)・子	取替一札之事 (宗門引取状)	○太田備後守領分・上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●宮城大膳知行所・下湯日村御役人中	下湯日村の藤吉の娘さと(20才)を、当村の六右衛門が妻として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
923 2325	D 4	天保11年正月 (1840年)・子	書替一札之事 (宗門送り状)	○岸本十輔代官所・嶋田町組頭：忠四郎 ●上湯日村御名主中	当町の勘七の娘たみ(26才)が、上湯日村の与左衛門方へ縁組して入る。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
924 2327	D 4	天保11年正月 (1840年)・子	一札之事 (宗門送り状)	○太田備後守領分・嶋村庄屋：儀右衛門 ●上湯日村御庄屋中	当嶋村の作太夫の姉なか(45才)が上湯日村の久助の妻として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
925 2326	D 4	天保11年正月 (1840年)・子	送り一札之事 (宗門送り状)	○太田備後守領分・遠州榛原郡牧野原村庄屋：佐平次 ●同国同領分・上湯日村御庄屋中	当牧野原村栄蔵の娘のま(29才)が上湯日村の惣右衛門の妻として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
926 2324	D 4	天保11年正月 (1840年)・子	取替一札之事 (宗門送り状)	○小笠原信助代官所・九左衛門新田名主：善兵衛 ●太田備後守領分・上湯日村御庄屋中	当村九左衛門新田の新右衛門の倅が上湯日村の伝六方へ養子として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
927 2351	D 4	天保11年正月 (1840年)・子	取替一札之事 (宗門引取状)	○太田備後守領分・上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●内藤丹波守領分・井口村御役人中	井口村の平七の娘すみ(22才)を、当村の幸四郎が妻として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
928 2102	D 4	天保11年正月 (1840年)・子	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主：三四郎、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	井口村(内藤丹波守領分)の平七の娘すみ(22才)を、私の倅幸四郎が妻に迎える。その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1		
929 2322	D 4	天保11年正月 (1840年)・子	取替一札之事 (宗門引取状)	○遠州榛原郡白羽村：瀧 主税 ●上湯日村庄屋中	上湯日村の瀧三郎一の娘たり(18才)を、我らの妻に迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
930 2103	D 4	(天保11年)正月 (1840年)・子	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主：弥左衛門、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	大柳新田(小笠原信助代官所)清蔵の娘ちえ(16才)を私倅太吉の妻に引取るその為の宗門引取願。別件で、瀧三郎一の孫もん(18才)を白羽村(高木帯刀知行所)の大明神主瀧主税の妻に出す。その為の宗門送り願を同一紙記載。	蔵分	原本	状	1	○	82
931 2100	D 4	(天保11年)正月 (1840年)・子	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主：伝六、・庄屋 瀧 三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	九左衛門新田の新右衛門の倅儀三郎(27才)を伝六が養子として引取ること、また青池村平四郎の娘さき(17才)を弥助が妻に引取るという、宗門引取願の2つの文書を同一紙に記載。	蔵分	原本	状	1	○	82
932 2099	D 4	天保11年 (1840年)・子	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主：六右衛門、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●小野良右衛門	宮城大膳知行所下湯日村の藤吉の娘さと(20才)を私の倅平次が妻に娶る、その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1		
933 2341	D 4	天保12年正月 (1841年)・丑	取替一札之事 (宗門送り状)	○石川大隅守知行所・駿州志太郡子持坂村名主：仁兵衛 ●太田備後守領分・遠州上湯日村御役人衆中	当村子持坂の市右衛門の娘ひさ(16才)が上湯日村方伝作の妻として移籍するその為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
934 2342	D 4	天保12年正月 (1841年)・丑	取替一札之事 (宗門引取状)	○小笠原信助御領所・柿ヶ谷村名主：平治郎 ●上湯日村御役人衆中	上湯日村次六の後家の倅林蔵(9才)が当村柿ヶ谷村の保全庵の弟子になる。そのための宗門引取状。	蔵分 通し番号936と関連	原本	状	1		
935 2347	D 4	天保12年正月 (1841年)・丑	取替一札之事 (宗門送り状)	○太田備後守領分・上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小笠原信助代官所・中里村御役人衆中	上湯日村庄八の娘るい(23才)が中里村徳兵衛の妻として移籍する。その為の宗門送り状。 ※後記に、天保13年11月離縁と追記あり。	蔵分	原本	状	1		
936 2344	D 4	(天保12年)正月 (1841年)	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主：次六の後家 ・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●織本兵八	上湯日村次六後家の倅林蔵(9才)を柿ヶ谷村保全庵の弟子に入れる、その為の宗門送り願。また別に、5年前から江戸在砂村本所の太左衛門方に奉公に出ていた惣十が暇を取り帰村、この宗門引取願あり。同一紙に記載。	蔵分	原本	状	1	○	82
937 2345	D 4	(天保12年)正月 (1841年)・丑	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主：久八 庄屋瀧三郎一の奥書あり ●織本兵八	私久八(41才)は9年前から江戸難波町遠州屋五郎兵衛方で奉公して来たが、去る12月暇をとり帰省、この者の宗門引取願。又別に、仁左衛門後家の倅源左衛門(23才)が奉公の暇をとり江戸から帰村、この者の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82

938 2343	D 4	(天保12年) 正月 (1841年) ・丑	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村願主庄屋：瀧 三郎一 ・組頭三太夫の奥書あり ●織本兵八	石川大隅守知行所子持坂村右衛門の娘ひさ(16才)を私侍の伝作の妻に迎える。その為の宗門引取願。別に、柄在家吉藏(52才)家族(妻43、倅22、14、7才、娘12才)を、もと潰れ百姓庄五郎の屋敷と少々の田地を譲り、跡式にしたい、この件お願いするという、柄在家の百姓化を示す願状。	蔵分	原本	状	1	○	82
939 2106	D 4	(天保12年) 正月 (1841年) ・丑	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主：庄八、 ・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●織本兵八	私庄八の娘うい(23才)が中里村(小笠原信助代官所)の徳兵衛の妻として移籍する。その為の宗門送り願。別に、正月に御条目読み聞かせの誓約状記載。	蔵分	原本	状	1		
940 2340	D 4	天保12年2月 (1841年) ・丑	為取替申一札之事 (宗門送り状)	○太田備後守領分・遠州榛原郡上湯日村組頭：三太夫 ●本多豊前守領分・駿州藤枝宿御役人衆中	当村上湯日の治六後家の娘いく(16才)は藤枝上馬町の新八の養女として移籍する。その為の宗門送り状、別紙で、藤枝問屋治郎大夫の宗門引取状を同封。	蔵分	原本	状	2	○	82
941 2335	D 4	天保12年6月 (1841年) ・丑	一札 (宗門引取状)	○小笠原信助支配所・青池村名主：佐右衛門 ●太田備後守領分・上湯日村御庄屋中	当村青池の平四郎娘さくは去る子年正月上湯日村弥助の妻として引取られたがこの度離縁となり青池の親元へ帰村。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
942 2355	D 4	天保13年正月 (1842年) ・寅	取替一札之事 (宗門引取状)	○石ヶ谷鉄之丞知行所・上湯日村組頭：六兵衛 ●太田撰津守領分同村御役人中	太田撰津守領分上湯日村の弥左衛門娘ちな(17才)を、同村(石谷知行所)の忠助が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
943 2363	D 4	天保13年正月 (1842年) ・寅	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主：仁左衛門後家、・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●織本兵八	志太郎身成村彦三郎弟彦次郎(31才)を当村仁左衛門の養子として引取る。又別に、江戸浅草で奉公していた六右衛門の倅悦平(33才)が暇を取り帰村、この2つの宗門引取願を同一紙に記載している。	蔵分	原本	状	1		
944 2362	D 4	天保13年正月 (1842年) ・寅	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主：久助 ・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●織本兵八	上湯日村久助の娘はん(22才)が大代村の八五郎の妻として移籍する。その為の宗門送り願。これとは別に、上湯日村の弥左衛門の娘ちな(17才)が同村石谷知行所の忠助の嫁として移籍する。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1		
945 2353	D 4	天保13年正月 (1842年) ・寅	取替一札之事 (宗門送り状)	○同領分・上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●下倉見村御役人	当村上湯日の忠五郎後家弟の平蔵(38才)が下倉見村の久左衛門後家の養子として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
946 2359	D 4	天保13年正月 (1842年) ・寅	取替一札之事 (宗門引取状)	○同領分・牧野原村庄屋：佐平次 ●上湯日村御庄屋中	御村上湯日の清十の娘さと(21才)を、当牧野原村の長十が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
947 2360	D 4	天保13年正月 (1842年) ・寅	為取替申一札之事 (宗門引取状)	○同領・下菊川村組頭：甚左衛門 ●上湯日村御庄屋中	上湯日村の杉兵衛の娘さと(22才)を当菊川村の栄吉が妻として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
948 2361	D 4	(天保13年) 正月 (1842年) ・寅	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主：忠五郎後家 ・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●織本兵八	忠五郎後家の弟平蔵(38才)は3年前日坂宿恵吉方で奉公していたがこの度暇をとり12月帰村、この為の宗門引取願。又別に、久兵衛の養子であった元井口村の儀右衛門の倅弥助(29才)が離縁となり親元へ帰村、その為の宗門送り願	蔵分	原本	状	1	○	82
949 2356	D 4	天保13年2月 (1842年) ・寅	為替一札之事 (宗門引取状)	○小笠原信助代官所・佐野郡日坂宿名主：銀右衛門 ●太田撰津守領分・榛原郡上湯日村御庄屋中	上湯日村方六兵衛の倅悦平(30才)を、当日坂宿の幸吉が養子として引取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
950 2354	D 4	天保13年4月 (1842年) ・寅	取替一札之事 (宗門送り状)	○小笠原信助預り所・青柳村名主：吉兵衛 ●上湯日村御庄屋衆中	当青柳村の円次郎の養女(24才)が、御村 上湯日へ嫁として転籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
951 2358	D 4	天保13年4月 (1842年) ・寅	一札之事 (宗門引取状)	○小笠原信助代官所・榛原郡大代村名主：清左衛門 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	上湯日村久助の娘はん(22才)を、当大代村の八五郎が妻として引取る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
952 628	D 4	天保13年10月 (1842年) ・寅	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村百姓幸四郎親：三四郎、同村親類：孫右衛門、 組合久作、外3名、庄屋：瀧三郎一、組頭：甚六、三太夫の奥書 ●松山嘉左衛門	幸四郎(35才)は農業をせず怠慢者で、身持ちよろしくない。親類・組合の者が度々意見しても一向に従わない。こうした中、去る2日夜家出し行方不明となる。手分けて探しても発見できない。幸四郎はこの先どんな悪事をしでかすか知れず、村方に難儀をもたらすかも知れず、一同相談の結果、旧離帳外を願い出る		原本	状	1	○	82
953 637	D 4	(天保13年) (1842年)	旧離帳外(包紙)	○なし ●なし	包紙の上に、弥左衛門次男 弥六 帳外写、三四郎倅 幸四郎 帳外書付、と記してある。	通し番号952、955、956等と関連	原本	状	1		
954 630	D 4	天保13年10月 (1842年) ・寅	差出申一札之事	○上湯日村幸四郎叔父神之郷村：利左衛門、外久保村庄太夫 ●上湯日村御役人中	孝四郎の伯父 神之郷村の利左衛門、外久保村の庄太夫からも幸四郎の旧離帳外に異存はないので申し出の通りお願いしたい、と願い出たもの。	通し番号952と関連	原本	状	1	○	82

955 631	D 4	天保13年10月 (1842年)・寅	差出申一札之事	○上湯日村幸四郎妹婿 北河原新田:治三郎 ●上湯日村御役人中	幸四郎の妹婿で北河原新田の治三郎からも、幸四郎の旧離帳外に同意し、願い出たもの。理由は通し番号952と同じ。	通し番号952と関連	原本	状	1	○	82
956 629	D 4	天保13年10月 (1842年)・壬寅	差上申一札之事	○上湯日村願人:三四郎、同村親類:孫右衛門、組合3名 ●杉山嘉左衛門	通し番号952の下書。		原本	状	1		
957 2115	D 4	天保13年10月 (1842年)・寅	乍恐以書付奉願上候	○上湯日村百姓幸四郎親:三四郎、外、同村親類5名 庄屋:三郎一、組頭:甚六・三太夫の奥書あり ●松山嘉左衛門	倅幸四郎は身持ち悪く、農業もせず怠け者。親類・組合が意見しても従わない。このままだと村に災難がかかる、それでこの幸四郎を旧離帳外に願いたい。一通はこの写、あと一通は親から村役人への願文あり。	蔵分 通し番号952と関連	原本	状	3	○	82
958 2136	D 4	天保13年10月 (1842年)・壬寅	差上申一札之事	○上湯日村役人三四郎、同村親類:孫右衛門、組合4名(略) ●松山嘉左衛門	幸四郎(35才)は身持ち悪く怠け者、親類の意見も無視し、去る2月夜欠落した。手分けして探索するも見つからない。この者どこでどんな迷惑をかけるか分からない。それでこの際、この者の旧離帳外を願う。あともう一つ別件で次の記載あり。弥左衛門の倅弥六(23才)は江戸お屋敷より欠落、この者の旧離帳外を乞う、これは文化4年1月の出来事。	蔵分 通し番号952と関連	原本	状	1	○	82
959 2348	D 4	天保13年11月 (1842年)・寅	取替一札之事 (宗門送り状)	○山上常一郎代官所・榎原郡大日村名主:平七 ●太田撰津守領分・上湯日村御名主中	当村大日村の常次郎の妹たえ(23才)が上湯日村の源蔵の妻として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
960 2357	D 4	天保13年 (1842年)・寅	取替一札事 (宗門送り状)	○小笠原信助支配所・駿州志太郡身成村内・土嶋村名主 ●太田撰津守領分・上湯日村庄屋:三郎一	当村土嶋村百姓彦三郎の弟彦次郎(31才)が上湯日村の仁左衛門後家の養子として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
961 2397	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	取替一札之事 (宗門送り状)	○太田撰津守領分・同国同郡上湯日村組頭:三太夫 ●大草主殿知行所・遠州榎原郡横岡新田御庄屋中	当村清十の娘かる(19才)は横岡村の竹右衛門に嫁ぐ。その為の宗門送り状。※天保15年辰の7月離別されると、後書きあり。	蔵分	原本	状	1	○	82
962 2370	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	取替一札之事 (宗門引取状)	○大草主殿知行所・榎原郡横岡新田組頭:忠五郎 ●上湯日村御役人中	上湯日村の清十の女さき(25才)を、当横岡新田の久次郎が妻に迎える、その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
963 2371	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	取替申一札之事 (宗門引取状)	○内藤丹波守領分・榎原郡井口村庄屋:善四郎 ●上湯日村御役人中	上湯日村の古次郎の倅古三郎(12才)を、当井口村の次郎が養子として引取るその為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
964 2369	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	取替一札 (宗門送り状)	○山上藤一郎代官所・遠州榎原郡上泉村名主:実民 ●上湯日村御庄屋中	当上泉村の三郎左衛門の女子(20才)が上湯日村の喜大夫の妻として移籍するその為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
965 2374	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	取替一札之事 (宗門引取状)	○増山彌正少輔領分・遠州榎原郡神郷村庄屋:喜右衛門 ●太田撰津守領分・同国同郡上湯日村御庄屋中	上湯日村の久右衛門の娘なよ(25才)を、当神郷村の右右衛門に嫁に迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
966 2367	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	送一札之事 (宗門送り状)	○高木市太郎知行所・初倉村名主:庄太夫 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	当初倉村の儀右衛門の娘とよ(20才)が上湯日村の弥左衛門に嫁いでいく。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
967 2365	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	宗門書替一札之事 (宗門引取状)	○池田岩之丞代官所・駿州志太郡身成鍋島村名主:作之右衛門 ●太田撰津守領分・遠州榎原郡上湯日村御庄屋中	上湯日村の平兵衛倅分蔵(13才)を、当鍋島村の助左衛門が養子として引取るその為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
968 2384	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村願主庄屋:瀧 三郎一 ・組頭甚六の奥書あり ●織本兵八	私三郎一の娘まき(18才)を井上宗三郎知行所城東郡平尾村神主運之丞の妻に出す、その為の宗門送り願、別件で、上湯日村清十の娘かる(19才)が大草主殿知行所横岡村の竹右衛門の妻に転出する、その宗門送り願を同一紙に載せる。	蔵分	原本	状	1	○	82
969 2364	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	取替申一札之事 (宗門引取状)	○大草主殿知行所・谷口村庄屋:伝十 ●太田撰津守領分・上湯日村庄屋中	上湯日村半平の娘たみ(21才)を、当谷口村の源七が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
970 2368	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	一札之事 (宗門送り状)	○増山彌正少輔領分・九左衛門新田庄屋:清七 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	当九左衛門新田村の新右衛門倅豊次郎(33才)の娘いと(4才)が上湯日村の伝次郎の養子として引取られる。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
971 2366	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	取替一札之事 (宗門引取状)	○青山下野守領分・南原村庄屋:平蔵 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	上湯日村の友蔵の姉この(21才)を、当南原村の次左衛門が妻として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		

972 2387	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:弥左衛門、・庄屋 瀧三郎一の奥書あり ●織本兵八	高木市太郎知行所・初倉村儀右衛門の娘とよ(20才)を、私弥左衛門が妻として迎える、その為の宗門引取願、これとは別に、上泉村三郎右衛門の娘りせ(20才)を惣右衛門伴が妻に迎える、その為の宗門引取願、2通を同一紙に載せる	蔵分	原本	状	1		
973 2373	D 4	天保14年正月 (1843年)・卯	取替一札之事 (宗門引取状)	○牧野原村庄屋:佐平次 ●上湯日村御庄屋中	上湯日村庄八の娘との(19才)を、牧野原の素蔵が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
974 2385	D 4	(天保14年)正月 (1843年)・卯	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:半平 ・庄屋 瀧 三郎一の奥書あり ●織本兵八	上湯日村の半平の娘たみ(21才)が大草主殿知行所谷口村の源七の嫁に出る。その為の宗門送り願、これとは別に、百姓六右衛門の倅悦平(34才)が日坂宿の幸吉方へ養子として入る、その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1		
975 2386	D 4	(天保14年)正月 (1843年)・卯	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村願主庄屋:瀧 三郎一 ・組頭甚六の奥書あり ●織本兵八	増山正少弼領分九左衛門新田の新右衛門倅富蔵(33才)の娘いと(8才)を上湯日村伝次の跡式として迎える、その宗門引取願、これと別に、友蔵姉この(22才)を南原村の次左衛門の嫁に出す。その宗門送り願、2通を同一紙に掲載	蔵分	原本	状	1		
976 2372	D 4	天保14年 (1843年)・卯	一札之事 (宗門引取状)	○佐野郡倉真村上組庄屋:丹治 ●榎原郡上湯日村御庄屋中	上湯日村の忠五郎後家の弟平蔵(39才)を、当倉真村繁八が養子として引取るその為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
977 2401	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	取替一札之事 (宗門引取状)	○池田岩之丞代官所・嶋田宿川原口組組頭:伝九衛門 ●遠州上湯日村御役人中	上湯日村八右衛門の後家の姉とり(50才)を、当川原口藤十が妻として迎えるその為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
978 2402	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	取替一札之事 (宗門送り状)	○同領分・切山村庄屋:幸吉 ●御領分・上湯日村御庄屋中	当切山村の勘左衛門の弟辰之助(25才)は、上湯日村の佐次兵衛後家の婿養子として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
979 2403	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	取替申一札之事 (宗門送り状)	○増山河内守領分・榎原郡神郷村庄屋:喜右衛門 ●太田摂津守領分・上湯日村御庄屋中	当神郷村文三郎の倅四郎次(13才)が上湯日村の三郎一方へ養子として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
980 2396	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	取替一札之事 (宗門送り状)	○太田摂津守領分・上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●宮城甚右衛門知行所・下湯日村御庄屋中	当上湯日村の伝八の娘りの(19才)が、下湯日村与右衛門の妻として移籍するその為の宗門送り状。別に、天保15年9月離縁となり親元引取りとなると記載	蔵分	原本	状	1	○	82
981 2428	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	取替一札之事 (宗門引取状)	○太田摂津守領分・上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●善左衛門新田御役人中	善左衛門新田の儀兵衛娘ぜん(18才)を、当上湯日村の幸蔵が妻として迎えるその為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
982 2414	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	一札之事 (宗門引取状)	○江戸松嶋町請人:三郎兵衛 ●遠州榎原郡上湯日村御庄屋中	上湯日村利吉兄松五郎(38才)が松嶋町喜八の店に住居したいというので引取りたく、その為の宗門引取状。これと別に、初倉村伊八方にて奉公し、去る卯年12月、暇をとり帰村していた伝次の娘かん(30才)が当辰の正月死去したことを記載する。同一紙に記載。	蔵分	原本	状	1		
983 2407	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	取替一札之事 (宗門引取状)	○増山河内守領分・榎原郡東萩間村庄屋:銀太郎 ●太田摂津守領分・榎原郡上湯日村御庄屋中	上湯日村方仁平次の後家の娘とわ(35才)を、当萩間村の源三郎が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
984 2406	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	書替一札之事 (宗門引取状)	○嶋村庄屋:儀右衛門 ●上湯日村御庄屋中	上湯日村三大夫の娘のと(19才)を、当嶋村の儀八が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
985 2405	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	取替一札之事 (宗門送り状)	○山上藤一郎代官所・当国榎原郡大日村名主:平七郎 ●上湯日村御名主中	当大日村の仁右衛門の娘みち(25才)が上湯日村の伝八の嫁に移転する。その宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
986 2404	D 4	天保15年正月 (1844年)・辰	取替送り一札之事 (宗門送り状)	○宮城仁右衛門知行所・下湯日村庄屋:七大夫 ●太田摂津守領分・上湯日村御庄屋中	當下湯日村の才兵衛倅栄助(25才)が上湯日村方長五郎の養子として引取られる。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
987 2409	D 4	(天保15年)正月 (1844年)・辰	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:伝八、・庄屋三郎一の奥書あり ●増井良介	山上藤一郎代官所大日村の仁右衛門娘みつ(25才)を、私倅の豊蔵が嫁として迎える、その為の宗門引取願、これとは別に、宮城甚右衛門知行所善左衛門新田の儀兵衛娘ぜん(18才)を、倅留次が妻に迎える。その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1		
988 2411	D 4	(天保15年)正月 (1844年)・辰	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:助左衛門、・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●増井良介	上湯日村助左衛門娘この(21才)は9年前申12月金谷宿伊兵衛方に奉公していたが暇をとり去る卯年12月帰村、その為の宗門引取願、これとは別に、7年前西嶋村甚五兵衛方に奉公していた庄五郎の帰村に付き宗門引取願を一紙に掲載	蔵分	原本	状	1		

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本じ真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
989 2412	D 4	(天保15年) (1844年)	正月 ・辰	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村願主組頭:三太夫 ・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●増井良介	上湯日村の伝次の娘かん(30才)は7年前戊12月より初倉村伊八方にて奉公していたが、去る卯12月暇をとり帰郷、その為の宗門引取願、また別に、当村組頭甚六の娘(21才)が6年前より佐野郡影森村の鉄五郎方に奉公に入っていたが去る卯12月暇をとり帰郷、この為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1		
990 2410	D 4	(天保15年) (1844年)	正月 ・辰	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:長八郎 ・庄屋瀧三郎一の奥書あり ●増井良介	宮城甚右衛門知行所下湯日村才兵衛の俵栄助(25才)を、私長八郎の養子として迎える。その為の宗門引取願、これとは別に、百姓伝八の娘(19才)が下湯日村の与右衛門の嫁になる、その為の宗門送り願あり、同一紙に記載。	蔵分	原本	状	1		
991 2413	D 4	(天保15年) (1844年)	正月 ・辰	乍恐以書付奉願上候 (人別移動願)	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●増井良介	当村次六の後家(37才)は去々寅年12月より駿府魚町伝吉方に奉公していたが、去る卯年2月江戸表の親類方へ行きたいと言って出てから行方不明となっている。この件お届け。もう一つ、当村利吉の兄松五郎(38才)は19年前戊年より江戸砂村の八右衛門新田武兵衛方に奉公していたが、去る寅年2月江戸松島町喜八の店に移住する。この為の人別移動願。	蔵分	原本	状	1	○	82
992 2408	D 4	(天保15年) (1844年)	正月 ・辰	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村願主庄屋:瀧 三郎一 ・組頭三太夫の奥書あり ●増井良介	増山河内守領分神郷村の文三郎俵四郎蔵(13才)を、私三郎一が養子として引取る、その為の宗門引取願、これとは別に、上湯日村百姓二平次後家の娘とめ(35才)を萩間村源三郎の嫁に出す。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1	○	82
993 2399	D 4	天保15年10月 (1844年)	・辰	送一札之事 (宗門送り状)	○太田撰津守領分・遠州榛原郡上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●江戸松嶋町御役人中	上湯日村の利吉の兄松五郎(38才)は江戸松嶋町の喜八の店に移転・居住するその為の宗門送り状、別の一札に、江戸松嶋町の名主久右衛門より上湯日村役人宛ての宗門引取状あり。	蔵分	原本	状	2	○	82
994 2429	D 4	弘化2年正月 (1845年)	・巳	取替一札之事 (宗門引取状)	○同領・倉沢村上組庄屋:熊蔵 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	上湯日村の庄八娘るい(27才)を、倉沢村の庄五郎俵源吉が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
995 2431	D 4	弘化2年正月 (1845年)	・巳	一札之事 (宗門送り状)	○山上藤一郎預所・遠州榛原郡源助村内御請新田名主:清右衛門 ●太田撰津守領分・同州同郡湯日村御庄屋中	御請新田の伊兵衛の娘とめ(26才)が湯日村の幸吉のところに嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
996 2433	D 4	弘化2年正月 (1845年)	・巳	為取替一札之事 (宗門引取状)	○山上藤一郎代官所・金谷河原町名主代:喜七郎 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋	上湯日村の次郎兵衛の姉ふて(25才)を、金谷河原町の弥右衛門が妻として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
997 2427	D 4	弘化2年正月 (1845年)	・巳	一札之事 (宗門引取状)	○太田撰津守領分・榛原郡上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●太田善太夫知行所・佐野郡東山村下組御役人	東山村の市左衛門俵虎吉(4才)を、上湯日村の伊右衛門が養子として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
998 2426	D 4	弘化2年正月 (1845年)	・巳	一札之事 (宗門引取状)	○太田撰津守領分・同郡上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●山上藤一郎支配所・切山村御役人中	切山村の弥平の娘たみ(19才)を、上湯日村の久助が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
999 2430	D 4	弘化2年正月 (1845年)	・巳	取替一札之事 (宗門送り状)	○増山河内守領分・榛原郡上郷村庄屋:喜右衛門 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	神郷村の平五郎の娘みさ(25才)が、上湯日村の庄蔵のこへ嫁に行く。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
1000 2432	D 4	弘化2年正月 (1845年)	・巳	取換一札 (宗門引取状)	○増山河内守領分・与五郎新田庄屋:與五郎 ●上湯日村御庄屋中	上湯日村の藤兵衛の女子かく(18才)を、与五郎新田の官蔵が養女として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
1001 2438	D 4	(弘化2年) (1845年)	正月 ・巳	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:伊左衛門、・庄屋 三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	嶋田宿徳次郎娘なか(17才)を上湯日村の伊左衛門が娶る。その為の宗門引取願、これとは別に、上湯日村清十娘かる(21才)が3年前に横間新田の竹右衛門の嫁となったが、去る辰年12月離縁となり親元に帰村。その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
1002 2435	D 4	(弘化2年) (1845年)	正月 ・巳	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:庄蔵、・庄屋 三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	神郷村平五郎娘みさ(25才)を当村庄蔵が妻にする。その為の宗門引取願。これとは別に、下吉田村四郎兵衛娘もと(21才)を当村六右衛門が嫁にする。その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1		
1003 2437	D 4	(弘化2年) (1845年)	正月 ・巳	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:久助 ・庄屋 三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	切山村弥平娘たみ(19才)を当村駒蔵が娶る、又別に、源助村の伊兵衛の娘とめ(22才)を彦兵衛が娶る。この両者の宗門引取願を同一紙に記載する。	蔵分	原本	状	1		

1004 2434	D 4	(弘化2年)正月 (1845年)・巳	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:次郎兵衛・庄屋三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	当村次郎兵衛妹ふでが金谷河原町弥右衛門へ嫁に行く。その為の宗門送り願、また別に当村藤兵衛嫁かく18才が与五郎新田官蔵の養女に行く。その宗門送り願	蔵分	原本	状	1		
1005 2473	D 4	弘化2年3月 (1845年)・巳	為取替一札之事 (宗門送り状)	○太田撰津守領分・榛原郡上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●山上藤一郎代官所・金谷宿御役人中	上湯日村三郎一の娘てい(19才)が金谷宿保平の嫁に行く。その為の宗門送り状、しかし弘化4年正月13日離縁となり帰村、17日付の先方の取替一札あり	蔵分	原本	状	1	○	82
1006 2436	D 4	(弘化2年) (1845年)・巳	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:庄八・庄屋三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	庄八の娘るい(27才)は5年前に中里村の徳兵衛の妻として嫁いだが、去る辰年12月離縁となり親元に帰宅する。その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1		
1007 2445	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	送一札之事 (宗門送り状)	○太田撰津守領分・遠州榛原郡上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●駒井相模守知行所・門原村(上庄内門原村)御役人中	上湯日村の六左衛門の娘さき(19才)が門原村の弥兵衛司の妻として移籍するその為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1008 2448	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	為取替一札之事 (宗門引取状)	○山上藤一郎代官所・佐野郡日坂宿名主:十左衛門 ●太田撰津守領分・榛原郡上湯日村御庄屋中	上湯日村次七の姪まき(16才)を、日坂宿の儀兵衛が養女に迎える。この為の宗門引取状。別の一通あり、それは、まきの伯父次七が三郎左衛門外村役人へ出した宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1009 2457	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	取替一札之事 (宗門引取状)	○池田岩之丞支配所・駿州嶋田宿川原口村組頭:伝左衛門 ●太田撰津守領分・遠州榛原郡上湯日村御役人中	上湯日村甚六の娘すか(17才)を、嶋田宿川原口村の藤十が養女として迎え入れる。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1010 2468	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	送り一札之事 (宗門送り状)	○太田撰津守領分・上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●大柳新田御役人中	上湯日村の伝八の娘りの(21才)が大柳新田の清七の嫁になり移籍する。そのための宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1011 2446	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	宗門送り一札之事	○大草玄蕃知行・榛原郡横岡新田庄屋:周助 ●太田撰津守領分・同郡上湯日村御庄屋	上湯日村方長右衛門の娘みさ(28才一娘のかねが生まれる一)は先年横岡新田の久左衛門方養子久治郎のもとに嫁いで来たが、今度離縁となり、その娘かねを連れて親元に帰って行く。そのための宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1012 2454	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	取替一札之事 (宗門送り状)	○増山河内守領分・青柳村庄屋:八三郎 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	青柳村の喜右衛門女子さつ(24才)が上湯日村幸蔵のもとに嫁いで行く。そのための宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
1013 2453	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	取替一札之事 (宗門引取状)	○増山河内守領分・遠州榛原郡神郷村上組組頭:銀蔵 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	上湯日村久作の娘(22才)を、神郷村の利右衛門が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
1014 2447	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	為取替一札之事 (宗門引取状)	○増山河内守領分・同国同郡九左衛門新田庄屋:清七 ●太田撰津守領分・上湯日村御役人中	上湯日村の作次兵衛娘はつ(33才)、九左衛門新田の市蔵が妻として迎える。その為の人別引取状。	蔵分	原本	状	1		
1015 2456	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	取替申一札之事 (宗門引取状)	○増山河内守領分・遠州榛原郡神郷村庄屋:喜右衛門 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	上湯日村清十の娘かる(22才)を、神郷村の七郎右衛門が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
1016 2450	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	取替一札之事 (宗門送り状)	○増山河内守領分・色尾村名主:伝八 ●上湯日村御名主中	色尾村源助の娘みき(24才)は、上湯日村の清十の嫁として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
1017 2451	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	一札之事 (宗門引取状)	○山上藤一郎代官所・榛原郡大代村名主:清左衛門 ●太田撰津守領分・同郡上湯日村御庄屋中	上湯日村の庄蔵の姉きの(27才)を、大代村の九左衛門が妻として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
1018 2455	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	送り一札之事 (宗門引取状)	○高木市太郎知行所・星久保村名主:源蔵 ●太田撰津守領分・上湯日村御役人中	上湯日村の伝平の娘さよ(20才)を、星久保村の米蔵が妻として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
1019 2452	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	取替一札之事 (宗門送り状)	○青山下野守領分朝生村庄屋:与七郎 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋	朝生村の彦五郎娘みな(20才)が、上湯日村の象次郎に嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
1020 2449	D 4	弘化3年正月 (1846年)・午	取替一札之事 (宗門送り状)	○山上藤一郎代官所・遠州榛原郡金谷河原町名主代:九左衛門 ●太田撰津守領分・上湯日村御役人	金谷河原町の勘右衛門の娘こん(19才)は、上湯日村の源次の嫁として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
1021 2463	D 4	(弘化3年)正月 (1846年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:源七、庄屋三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	金谷河原町の勘右衛門の娘こん(19才)を、上湯日村源七が嫁として迎える。その為の宗門引取願、これとは別に、色尾村の孫助の娘みち(24才)を、上湯日村の清十が嫁として迎える。この為の宗門引取願、以上2つの文書を同一紙に載せる。	蔵分	原本	状	1	○	82

1022 2460	D 4	(弘化3年)正月 (1846年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村願主組頭:甚六・庄屋 三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	上湯日村甚六の娘すが(17才)が嶋田宿川原口村藤十の養女として移籍する。その人別送り願。また別に、三郎一の娘てい(20才)が金谷宿保平の妻として移籍する。その為の宗門送り願あり。同一紙に掲載。	蔵分	原本	状	1	○	82
1023 2461	D 4	(弘化3年)正月 (1846年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:六右衛門・庄屋 三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	六右衛門娘きり(20才)が門原村の豊次の妻として移籍する。その為の宗門送り願。これとは別に、当村次七の娘まき(16才)が、日坂宿の儀兵衛の養女として移籍する。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1	○	82
1024 2462	D 4	(弘化3年)正月 (1846年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:久兵衛・庄屋 三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	朝生村の彦五郎の娘みな(20才)を、上湯日村の久兵衛伴佐藤(ママ)が妻として迎える。その宗門引取願、また別に、青柳村喜右衛門の娘さつ(24才)を上湯日村の三四郎が妻として迎える。その宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
1025 2459	D 4	(弘化3年)正月 (1846年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:久作・庄屋 三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	当村久作娘たま(22才)が神ノ郷村の利左衛門の嫁として移籍する。その為の宗門送り願。又別に、当村庄蔵の姉き(21才)が大代村の九左衛門の妻として移籍する。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1		
1026 2458	D 4	(弘化3年)正月 (1846年)・午	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:清十・庄屋 三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	当村清十の娘かる(22才)が神郷村の七郎右衛門に嫁ぐ、その為の宗門送り願。又別に、当村伝平妹さよ(21才)が星久保村米蔵の妻になる、その為の宗門送り願。2つの文書を同一紙に掲載。	蔵分	原本	状	1		
1027 2152	D 4	弘化3年閏5月 (1846年)・午	人別御改ニ付書留帳	○遠州榛原郡上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●秋山九郎兵衛、西川駿之助	①金谷川原町専求院より、僧侶病氣に付き、宗旨請負證文印形等は弟子に任せるとの願一札。次に、②上湯日村庄屋三郎左衛門外村役人より他領他村の者を除く人別帳差上状あり。更に③村内人別改め以後、死者2名出たことを挙げ、④除地松林寺とその無住を記し、⑤人別改帳(横帳)では禪宗42軒、浄土宗12軒、浄土真宗11軒、法華宗3軒、柄在家の者が禪宗3軒あり、と載せる。	蔵分 状と横帳を綴り一括。	原本	状と横 の綴り	1	○	82
1028 2472	D 4	弘化4年正月 (1847年)・未	取替一札之事 (宗門送り状)	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●牧野原村御庄屋中	当村清十の娘ふさ(29才)が、その娘うね(5才)を連れて牧野原村久次郎妻として移籍する。その為の宗門送り状、牧野原村から上湯日村への宗門引取状もある。(別紙)	蔵分	原本	状	2	○	82
1029 2475	D 4	弘化4年正月 (1847年)・未	取替一札之事 (宗門送り状)	○田沼玄蕃頭領分・榛原郡和田村兼帯姪ヶ谷村庄屋:作大夫 ●太田摂津守領分・同郡上湯日村御庄屋中	姪ヶ谷村の佐右衛門弟徳蔵(33才)が、上湯日村の次右衛門の婿として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1030 2469	D 4	弘化4年正月 (1847年)・未	為取替一札之事 (宗門引取状)	○池田岩之丞代官・所敷州志太郎嶋田宿組頭:定四郎 ●太田摂津守領分・湯日村御庄屋中	嶋田宿徳次郎妹なか(19才)は先年湯日村の勇蔵の妻として嫁いで行ったが、この度離縁となり当町に戻る。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1031 2467	D 4	弘化4年正月 (1847年)・未	取替一札之事 (宗門送り状)	○太田摂津守領分・同郡同郡上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●増山河内守領分・神郷村御庄屋中	上湯日村の清十の娘ちな(17才)が神郷村の与一右衛門に嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
1032 2471	D 4	弘化4年正月 (1847年)・未	一札之事 (宗門送り状)	○太田摂津守領分・榛原郡東深谷村組頭:源兵衛 ●御同領・同郡上湯日村御庄屋中	東深谷村の吉五郎の娘ゆか(21才)が上湯日村の惣十に嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
1033 2470	D 4	弘化4年正月 (1847年)・未	取替一札之事 (宗門送り状)	○星久保村庄屋:茂左衛門 ●上湯日村御庄屋中	星久保村の与兵衛の娘つや(20才)が上湯日村の久助に嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
1034 2474	D 4	弘化4年正月 (1847年)・未	取替申一札之事 (宗門送り状)	○高木市太郎知行所・初倉村名主:庄大夫 ●上湯日村御庄屋中	初倉村の宇之助が上湯日村の伊右衛門の養子として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
1035 2477	D 4	(弘化4年)正月 (1847年)・未	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:清十・庄屋 三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	当村清十の娘ふさ(29才)がその娘うね(5才)を引き連れて、同郡横岡新田の久次の妻として5年以前に嫁いだが、昨年午年に離縁となり同12月当村に帰郷した。この為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
1036 2476	D 4	(弘化4年)正月 (1847年)・未	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:利吉後家 ●増井良介	田沼玄蕃頭領分和田村佐右衛門弟次右衛門(33才)を私の夫として迎える、その為の宗門引取願。これとは別に、高木市太郎知行所初倉村の庄助の伴伊蔵(11才)を、当村伊右衛門が養子として引取る。その為の宗門引取状。この2つの文書を同一紙に掲載。	蔵分	原本	状	1	○	82

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原写 本 ^レ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
1037 2478	D 4	(弘化4年)正月 (1847年)・未		乍恐以書付奉願上候 (宗門引取状願)	○上湯日村願主: 瀧 三郎一 ・庄屋三郎左衛門の奥書あり ●増井良介	三郎一の娘てい(21才)が山上藤一郎代官所金谷宿保平に去る午年6月に嫁いだ。しかし離縁となり福村。その為の宗門引取願。もう一通、上湯日村の清十娘ちか(17才)が増山河内守領分神郷村与一右衛門に嫁ぐ、その為の宗門送り願	蔵分	原本	状	1	○	82
1038 2153	D 4	弘化4年 (1847年)・未		なし(帳外者書付)	○なし ●なし	永の尋ね者として探索中であったが、本年7月ついに帳外としての扱いが許可される。その帳外対象者5名とその内親・組合者(印)とを共に書き上げる。	蔵分	原本	状	1	○	82
1039 2485	D 4	弘化5年正月 (1848年)・申		宗門送り一札之事	○横須賀西尾隠岐守領分・中新井村庄屋: 武大夫 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	中新井村の百姓組頭七郎右衛門の娘(20才)が上湯日村の百姓永十に嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1040 2489	D 4	弘化5年正月 (1848年)・申		送り一札之事 (宗門送り状)	○同領・城東郡西深谷村庄屋: 治郎右衛門 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	西深谷村の善六の娘とよ(72才)が上湯日村の清八に嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1041 2486	D 4	弘化5年正月 (1848年)・申		取替一札之事 (宗門送り状)	○山上藤一郎預り所・遠州榛原郡上泉村名主: 淳助 ●太田撰津守領分・同国同郡上湯日村御庄屋中	上泉村の利八の女子ひら(20才)が上湯日村の勇蔵に嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1042 2487	D 4	弘化5年正月 (1848年)・申		取替一札之事 (宗門送り状)	○増山河内守領分・神郷村庄屋: 喜右衛門 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	神郷村平蔵の娘みわ(23才)が上湯日村の伝兵衛に嫁ぐ。その為の宗門送り状	蔵分	原本	状	1	○	82
1043 2488	D 4	弘化5年正月 (1848年)・申		取替一札之事 (宗門送り状)	○太田撰津守領分柏原町庄屋: 五郎兵衛 ●上湯日村御庄屋中	柏原町の繁蔵の娘さわ(22才)が上湯日村の甚五兵衛孫の代二郎の女房として嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1044 2484	D 4	弘化5年正月 (1848年)・申		差出申一札之事 (宗門引取願)	○同村御林守: 野中久兵衛 ●上湯日村御庄屋中	同国同郡相川村の清右衛門の妹ため(18才)を、野中久兵衛の伴兵衛が妻として迎える。その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1	○	82
1045 2490	D 4	弘化5年正月 (1848年)・申		取替一札之事 (宗門送り状)	○増山河内守領分・九左衛門新田庄屋: 清七 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	九左衛門新田平左衛門の娘みく(23才)が上湯日村の庄八の嫁として嫁ぐ。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1046 2493	D 4	弘化5年正月 (1848年)・申		乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主: 庄八 ・庄屋三郎左衛門の奥書有り。 ●なし	増山河内守領分九左衛門新田の平左衛門の娘みく(23才)を上湯日村の庄八が嫁として迎える。その為の宗門引取願、外に、恒例の御条目の百姓への読み聞かせ、当2月に実施することを約す文章あり。同一紙に載せる。	蔵分	原本	状	1		
1047 2491	D 4	(弘化5年)正月 (1848年)・申		乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村願主庄屋: 三郎左衛門 ・百姓代甚六の奥書有り ●名波門吉	山上藤一郎代官所同国同郡相川村清右衛門の娘たか(18才)を、上湯日村御山守野中久兵衛が嫁として引取る、この為の宗門引取願。	蔵分 通し番号 1044と関連か?	原本	状	1	○	82
1048 2492	D 4	(弘化5年)正月 (1848年)・申		乍恐以書付奉願上候(扣) (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主: 清右衛門 ・庄屋三郎左衛門の奥書あり ●なし	西尾隠岐守領分城東郡中新井村七郎右衛門の娘さき(20才)を上湯日村清右衛門が嫁として引取る、この為の宗門引取願、また別に、増山河内守領分神郷村の平蔵娘みの(23才)を当村伝兵衛が嫁に迎える。その為の宗門引取願。	蔵分	原本	状	1		
1049 2523	D 4	(嘉永元年)5月 (1848年)・申		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村長作伯父・親類惣代: 権利八、組合惣代: 藤兵衛、村役人惣代庄屋: 三郎左衛門 ●繪本兵八	当村百姓権八の甥喜作(19才)は兼々身持ち悪く、不行跡なので親類・組合・村役人が相談して旧離帳外をお願いした。その願文。また別に旧離帳外が許可されたことを示す文書もあり。	蔵分	原本	状	2	○	82
1050 2514	D 4	嘉永2年正月 (1849年)・戌		一札之事 (宗門引取状)	○太田勝太郎知行所・東山村下組組頭: 半左衛門 ●太田撰津守領分・湯日村御庄屋中	湯日村甚蔵の娘くが(20才)を、東山村の三郎兵衛が妻に娶る、その為の宗門引取状。	蔵分 「戌」は嘉永3年。	原本	状	1	○	82
1051 2499	D 4	嘉永2年正月 (1849年)・酉		取替一札之事 (宗門引取状)	○太田撰津守領分・榛原郡志戸呂村庄屋: 孫右衛門 ●御同領・同郡上湯日村御庄屋中	上湯日村の半平の娘ちか(20才)を、志戸呂村の甚之介が妻に迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1052 2500	D 4	嘉永2年正月 (1849年)・酉		一札之事 (宗門送り状)	○太田勝太郎知行所・佐野郡東山村名主: 庄八 ●太田撰津守領分・榛原郡上湯日村御庄屋中	東山村の与左衛門の娘さく(21才)が上湯日村の熊次郎の妻として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1053 2503	D 4	(嘉永2年)正月 (1849年)・酉		乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主: 杉兵衛 ・庄屋三郎左衛門の奥書あり ●和田喜一郎	太田勝太郎知行所東山村与左衛門の娘さく(21才)を杉兵衛の伴倉蔵が嫁に迎える。その宗門引取願。ここに言う倉蔵とは通し番号1052の熊次郎のことか	蔵分	原本	状	1	○	82

1054 2501	D 4	嘉永2年正月 (1849年)・酉	取替一札之事 (宗門引取状)	○牛尾村庄屋:宗四郎 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	上湯日村の惣兵衛の妹さの(24才)を、牛尾村の徳兵衛が妻として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1055 2498	D 4	嘉永2年正月 (1849年)・酉	送り一札之事 (宗門送り状)	○太田撰津守領分・上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●増山河内守領分・下吉田村御庄屋中	上湯日村の久兵衛51才(掛川御屋敷にて御山守役を勤めている)が引退することになり、下吉田村に引越す。その為の宗門送り状、これに対して下吉田村庄屋林蔵から宗門引取状が上湯日村に送付されている。	蔵分	原本	状	2	○	82
1056 2502	D 4	嘉永2年正月 (1849年)・酉	取替一札之事 (宗門送り状)	○御同領・榛原郡切山村庄屋:幸吉 ●御同領・同郡上湯日村御庄屋中	切山村平左衛門の娘(19才)が上湯日村の林蔵の妻として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
1057 2504	D 4	(嘉永2年)正月 (1849年)・酉	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓:源次 ・庄屋 三郎左衛門の奥書あり ●和田喜一郎	本村源次の妹ふて(21才)は、田沼玄蕃頭領分城東郡上比木村伊兵衛の嫁として移籍する。その為の宗門送り願、これとは別に、当正月に恒例の御祭目の百姓への読み聞かせ実施の誓約書あり。	蔵分	原本	状	1		
1058 2517	D 4	嘉永2年5月 (1849年)・酉	一札之事 (宗門送り状)	○太田撰津守領分五明村庄屋:五兵衛 ●御同領・上湯日村御庄屋中	五明村の文左衛門の妻三吉(29才)は上湯日村の惣兵衛の俵を養子として迎えたが(去る申年のこと)、この度離縁となり惣兵衛宅に帰る。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1059 2513	D 4	嘉永2年6月 (1849年)・酉	送り一札之事 (宗門送り状)	○増山河内守領分・中里村庄屋:治郎右衛門 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋兼中	中里村の太郎兵衛の妹すが(56才)が上湯日村庄蔵の母として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1060 2524	D 4	嘉永3年正月 (1850年)・戌	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:定右衛門 ・庄屋 瀧三郎左衛門の奥書あり ●和田喜一郎	宮城甚右衛門知行所下湯日村与八の娘きり(19才)を、上湯日村定右衛門俵与太郎が妻として引取る。その為の宗門引取願。これとは別に、岡崎兼太郎代官所家山村小野右衛門の子源吉(36才)を、上湯日村七蔵が養子として迎える。その為の宗門引取願。この2文書を同一紙に記す。(控)	蔵分	原本	状	1	○	82
1061 2526	D 4	嘉永3年正月 (1850年)・戌	乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:玄蔵 ・庄屋 瀧三郎左衛門の奥書あり ●和田喜一郎	増山河内守領分榛原郡中里村の太郎兵衛の妹すが(57才)を、当村庄蔵が養母として迎える。その宗門引取願。又別に、当村庄蔵の妹りか(20才)が佐野郡東山村の三郎兵衛の妻として移籍する。その宗門送り願。	蔵分	原本	状	1	○	82
1062 2516	D 4	嘉永3年正月 (1850年)・戌	取替申一札之事 (宗門送り状)	○宮城甚右衛門知行所・下湯日村庄屋代:庄太夫 ●太田撰津守領分・上湯日村御役人中	下湯日村の与八きり(19才)が上湯日村の定右衛門の養女として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1063 2518	D 4	嘉永3年正月 (1850年)・戌	一札之事 (宗門送り状)	○太田撰津守領分・志戸呂村兼帯嶋村庄屋:儀右衛門 ●上湯日村御庄屋中	志戸呂村の七蔵の娘さみ(23才)が上湯日村の吉右衛門の妻として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1064 2520	D 4	嘉永3年正月 (1850年)・戌	送り一札之事 (宗門送り状)	○同領・倉沢村上組庄屋:嘉兵衛 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋中	倉沢村の代次の娘かる(21才)が上湯日村の長蔵の妻として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1065 2163	D 4	(嘉永3年)正月 (1850年)・戌	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:伝平 ・庄屋 瀧三郎右衛門の奥書あり ●和田喜一郎	伝平の娘さつ(19才)が高木市太郎知行所星久保村の平蔵の嫁となる。その為の宗門送り願。また別に正月、御祭目を村中に聞かせる誓約書を同一紙に掲載。	蔵分	原本	状	1	○	82
1066 2515	D 4	嘉永3年正月 (1850年)・戌	宗旨送り一札之事	○代官岡崎菊三郎支配所・榛原郡家山村名主:孫右衛門 ●太田撰津守領分上湯日村御庄屋中	家山村大和田組の小野右衛門男子源吉(36才)が上湯日村の七蔵方と縁組決まり上湯日に移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1		
1067 2519	D 4	嘉永3年正月 (1850年)・戌	取替一札之事 (宗門引取状)	○高木市太郎知行所・星久保村:仙蔵 ●太田撰津守領分・上湯日村御庄屋兼中	上湯日村の伝平の妹(19才)を、星久保村の半吉が嫁に迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
1068 2512	D 4	嘉永3年正月 (1850年)・戌	為取替一札之事 (宗門引取状)	○寺西直次郎代官所・榛原郡金谷宿組頭:市郎平 ●上湯日村御役人	上湯日村の円次の娘さわ(20才)を、金谷宿源蔵が嫁として迎える。この為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1		
1069 2525	D 4	(嘉永3年)正月 (1850年)・戌	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村願主庄屋:瀧三郎左衛門、・組頭八郎一の奥書あり ●和田喜一郎	三郎左衛門妹てい(24才)が、本多豊前守領分志太郎八幡村の八幡宮神主石橋主殿の妻に移籍する。その為の宗門送り願。又別に、上湯日村円八の娘さる(21才)が金谷源次郎の嫁にいく。その為の宗門送り願。同一紙に記載される。	蔵分	原本	状	1	○	82
1070 2522	D 4	(嘉永3年)正月 (1850年)・戌	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:伝平、・庄屋瀧三郎左衛門の奥書あり ●和田喜一郎	上湯日村のはつ(19才)が高木市太郎知行所星久保村の平吉の嫁として移籍する。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1		

1071 1802	D 4	嘉永3年2月 (1850年)・戌	一札之事 (宗門引取状)	○駿州志太郡八幡村社中：石橋主膳 ●遠州榛原郡上湯日村：瀧 三郎左衛門	瀧三郎左衛門の妹貞(20才)を、私主膳の伴の妻として引取った。ゆえに当方の宗門人別帳にのせる、という宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1072 2509	D 4	嘉永3年2月13日 (1850年)・庚戌	差上申御請書付之事	○上湯日村良助父・組頭三太夫、同人親類組頭八郎一、村役人惣代：瀧三郎左衛門 ●和田喜一郎	当村組頭三太夫の伴良助(24才)は身持ち著しく悪く意見するもだめ。2月2日に家出した。この事実を訴えた結果、今13日から30日ずつ6切れ、都合180日の探索を命ぜられた。この実行を約す。同様の文書が外に3通ある。	蔵分	原本	状	4	○	82
1073 2510	D 4	嘉永3年8月18日 (1850年)・庚戌	差上申一札之事	○良作父：三太夫、同人親類惣代：八郎一、村役人惣代庄屋：瀧三郎左衛門、 ●郷宿肴町：喜右衛門の奥書あり ●東手御代官所	家出した良作のこと、手立てを尽くして探したが依然行方不明、6切れ、都合180日探索を続けたが発見できず。ついにこの良作は帳外になった。これ承知。 ※この良作は、通し番号1072の良助と同一人物か？	蔵分	原本	状	1	○	82
1074 2521	D 4	(嘉永3年) (1850年)	乍恐以書付奉願上候(扣) (宗門送り願)	○上湯日村願主：三太夫、 ●庄屋三郎左衛門の奥書あり、 ●和田喜一郎	上湯日村の三太夫娘たち(19才)が宮城甚右衛門知行所下湯日村の与七の養女として引取られる。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1		
1075 1376	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	送一札之事 (宗門送り状)	○宮城甚右衛門知行所・下湯日村庄屋：文五郎 ●太田摂津守領分・上湯日村御役人中	下湯日村九左衛門の娘とめ(21才)が、上湯日村甚作の妻として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1076 1379	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	取替申一札之事 (宗門引取状)	○宮城甚右衛門知行所・下湯日村庄屋代：庄太夫 ●太田摂津守領分・上湯日村御役人中	御村上湯日の定右衛門伴定蔵(23才)と同村弥左衛門娘ゆく(21才)の兩人が当下湯日村の清太郎相続人になると決まる。その為2人の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1077 1380	D 4	嘉永4年正月 (1851年9)・亥	取替送り一札之事	○宮城甚右衛門知行所・下湯日村庄屋：文五郎 ●上湯日村御庄屋中	下湯日村大徳院娘みを(18才)は、上湯日村の慶助の嫁として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1078 1387	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	為取替一札之事 (宗門引取状)	○岡崎兼三郎代官所・榛原郡大日村名主：儀右衛門 ●上湯日村御庄屋中	上湯日村久助の妹しの(24才)を、大日村の惣左衛門が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1079 1378	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	取替一札之事 (宗門引取状)	○寺西真次郎代官所・金谷宿組頭：長一郎 ●上湯日村御庄屋中	御村上湯日伝兵衛妹りき(14才)を、当宿忠蔵の養女に迎える、その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1080 1360	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	為取替一札之事 (宗門引取状)	○田沼玄蕃頭領分・大寄村組頭：慶助 ●太田摂津守領分・上湯日村御庄屋中	貴村上湯日の八郎一娘さた(19才)を、当大寄村の平七が養女として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1081 1359	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	送り一札之事 (宗門送り状)	○増山河内守領分・中里村庄屋：治郎右衛門 ●太田摂津守領分・上湯日村御庄屋中	当中里の太郎兵衛の娘起照(20才)が、貴村上湯日の伝七の嫁として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1082 1364	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	一札之事 (宗門引取状)	○太田摂津守領分・西原谷村組頭：六左衛門 ●御同領・上湯日村御庄屋中	御村上湯日の市左衛門娘しえ(21才)を、当村西原谷の松五郎が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1083 1365	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	一札之事 (宗門引取状)	○太田勝太郎知行所・佐野郡東山村名主：八左衛門 ●太田摂津守領分・榛原郡上湯日村御庄屋中	御村上湯日の与左衛門の娘とわ(17才)を、当村東山の庄右衛門が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1084 1368	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	為取替一札之事 (宗門引取状)	○御同領・榛原郡志戸村兼常嶋村庄屋：儀右衛門 ●御領分・上湯日村御庄屋中	御村上湯日の助左衛門の娘しま(21才)を、当村嶋の富蔵が妻に迎える。その為の宗門引取状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1085 1373	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	送り一札之事 (宗門送り状)	○高木市太郎知行所・初倉村名主：茂一郎 ●上湯日村御庄屋中	初倉村長助娘さわ(22才)が上湯日村の幸蔵(三四郎と脇書きあり)の元に嫁ぐ、その為の宗門送り状。	蔵分	原本	状	1	○	82
1086 1372	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村願主：宮八 ●庄屋 瀧三郎左衛門の奥書あり ●織本直左衛門	宮八娘とわ(17才)が太田勝太郎知行所佐野郡東山村の庄右衛門の嫁として移籍する。その為の宗門送り願。	蔵分	原本	状	1	○	82
1087 1371	D 4	嘉永4年正月 (1851年)・亥	為取替一札之事 (宗門送り状)	○太田善四郎知行所・三亀ヶ谷村名主：藤兵衛 ●太田摂津守領分・上湯日村御庄屋中	当村三亀ヶ谷の与五郎の娘はる(22才)が御村上湯日の岩吉の妻として移籍する。その為の宗門送り状。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	82
1088 1369	D 4	嘉永4年2月 (1851年)・亥	取替一札之事 (宗門送り状)	○駒井相模守知行所・榛原郡門原村名主：半兵衛 ●太田摂津守領分・同郡上湯日村御庄屋中	御村上湯日の伝七の娘みと(21才)を、当村門原(上庄内門原)の七蔵が嫁として迎える。その為の宗門引取状。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	82

通し番号 文書番号	分類	年号 西暦()・干支	年 月 日	標 題	○差出人(役名・名前) ●受取人(役名・名前)	摘 要	備 考	原コ写 本 ^レ 真	形 態	数 量	撮 影	箱 番 号
1089 1275	D 4	嘉永4年3月 (1851年)・亥		宗門御改下帳	○養勝寺 ・上湯日村組頭:忠助、庄屋:六兵衛の奥書あり ●一木喜三司	養勝寺の檀家を列挙する。合計・家数6軒、その人数:男16、女16人となっている。なお、養勝寺は曹洞宗で、その本寺は遠州佐野郡奥野村の長松院。	蔵分 ひどく紙はボロボロ	原本	縦帳	1		
1090 1367	D 4	嘉永4年12月 (1851年)・亥		書付以御届申上候	○親父・弥惣治、下湯日村親類:伝兵衛、日坂宿親類:孫右衛門 組合惣代:伝六、同基助、組頭親類:八郎市 ●上湯日村御役人中	当村百姓六右衛門は当5日ふと家出した。それであちこち探し回ったが一向に行方がわからない。この件お届けすると同時に、また役所へもこのことお届けしていただきたい。	蔵分	原本	状	1	○	82
1091 1366	D 4	(嘉永4年)12月 (1851年)・亥		乍恐以書付御届奉申上候	○上湯日村;六右衛門父弥惣次、組合:伝六、親類:八郎一、 庄屋:瀧 三郎左衛門 ●和田喜一郎	当村六右衛門は誠に不行跡者で村役人・親類・組合の注意もまったく聞かない。その六右衛門が当5日に突然家出。所々これを探索するも行方不明、この件を報せる。	蔵分 通し番号1090と関連	原本	状	1	○	82
1092 1515	D 4	嘉永5年5月 (1852年)・壬子		差上申證文之事	○上湯日村庄屋:瀧 三郎左衛門、組頭:八郎一・久兵衛 ●古沢武兵衛、秋山九郎兵衛	人別改めに付き、一家毎に調査し、帳面に仕立ててこれを提出した。ところが調査提出後に4名(内1人女子)、すべて幼児が病死、このこと報告する。	蔵分	原本	状	1		
1093 1362	D 4	なし 正月 ・亥		乍恐以書付奉願上候 (宗門送り願)	○上湯日村百姓願主:伝七 ・庄屋瀧 三郎左衛門の奥書あり ●織本直左衛門	伝七娘みき(21才)が門原村七蔵の嫁として移籍、又別に、組頭八郎一娘さだ(19才)が大寄村平七の養女として移籍、この2人の宗門送り願。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	82
1094 1363	D 4	なし 正月 ・亥		乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:久右衛門 ・庄屋瀧三郎左衛門の奥書あり ●織本直左衛門	三亀ヶ谷村与五郎の娘は(20才)を、久右衛門伴先吉が嫁に迎える。また里中村太郎兵衛の娘さぬ(20才)を、伝七伴伊吉が嫁に迎える。その2人の宗門引取願(扣)。	蔵分 虫喰いあり	原本	状	1	○	82
1095 1386	D 4	なし 正月 ・亥		乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村百姓願主:三次郎 ・庄屋瀧三郎左衛門の奥書あり ●織本直左衛門	初倉村長助の娘さわ(22才)を、三次郎弟知恵蔵が妻として迎える。その為の宗門引取願。また別に、正月、恒例の御条目の百姓への読み聞かせを約する文書を同時に記載する(扣)。	蔵分	原本	状	1	○	82
1096 1385	D 4	なし 正月 亥		乍恐以書付奉願上候 (宗門引取願)	○上湯日村組頭:三太夫、 ・庄屋瀧三郎左衛門の奥書あり ●織本直左衛門	下湯日村大徳院娘みを(18才)を、三太夫伴啓助が妻に迎える。また別に、下湯日村九左衛門娘とめ(21才)を八郎一伴甚作が妻に迎える、この2人の宗門引取願を同一紙に記す(扣)。	蔵分	原本	状	1	○	82
1097 1389	D 4	なし (嘉永4年・亥)		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村六右衛門親類惣代:八郎一、組合惣代:伝六 ・庄屋:三郎左衛門の奥書あり ●和田喜一郎	当村百姓六右衛門(35才)は不行状者であり、周囲の度々の注意もきかず当3月4日に家出する。所々尋ねはしたが見つからず行方不明になり、この探索の為30日6切れの180日間の探索を命ぜられた。ところが去る月27日下湯日村親類伝兵衛方に現れ帰村したいという。糺してみれば全くの心得違い。家出中は日雇いなどで稼ぎ、悪事はしていないという。前非を悔いているので帰村を許可して欲しい、と願い出る。	蔵分 通し番号1090・1091と関連する文書	原本	状	1	○	82

E-1 諸産業-農業

1098 464	E 1	文化7年3月 (1810年)・午		一札之事 (入作人證文)	○田地入作人・切山村:喜十、同断同村:嘉十、同断同村親類: 平内、上湯日村組頭:甚六、同村同断:仙右衛門 ●上湯日村田地本主御庄屋:三郎一	先年私が買受けた土地で、御村上湯日内の水帳高(本新田高)8石1升7合の田地がある。此の度切り替増金差出しということになり、これに従い新證文に改め、請次第に買請けたことに相違はない。以後何年経ってもこの新證文通り地代金25両を返済してくれば、この田地・證文を水帳写と共に返却する。		原本	状	1	○	82
1099 1661	E 1	文政12年7月18日 (1829年)・丑		宮城三左衛門様於御屋敷 御用人方与掛合扣書	○江戸にて 三太夫 ●遠州 瀧 三郎一	下湯日村内に出作している上湯日村の百姓に対して、下湯日村役人による処遇の不手際があった。このことで上湯日村役人は下湯日村役人を訴えた。江戸からその様子を報せてきたもの。	蔵分 通し番号1100と関連	原本	縦	1		
1100 842	E 1	文政12年8・9月 (1829年)・丑		乍恐以書付奉願上候	○上湯日村庄屋代:三太夫、百姓惣代:六右衛門 ●御膳方御役所	①と②の2つの書状から成る。①上湯日村の百姓等で出作にて下湯日村内で耕作する者がいた。彼らは下湯日村役人の不正によって生じた借金の償いを、下湯日村人同様に割り当てられた。上湯日村百姓はこのやり方に抗議したが受け入れられず結局上湯日村は江戸へ裁判に持ち込んだ。ところが下湯日村これを無視し一向に江戸に来る気配はなかった。よって上湯日村は催促の願書を提出した。②上湯日村百姓は在府・訴訟費用出費を考慮して結局訴訟取り下げの願書を宮城領主(下湯日村領主)に提出するに至る。	調査封筒入り 通し番号1099と関連	原本	縦	1	○	82

1101 816	E 1	文政12年9月28日 (1829年)・丑	乍恐以書付御訴訟奉申上候	○太田備後守領分・遠州榛原郡上湯日村庄屋：三郎一、外15人 惣代百姓：六左衛門、訴訟人：三郎一領に付代・組頭：三太夫 ●寺社御奉行所	訴訟相手：下湯日村庄屋：七太夫、四郎兵衛、外、組頭、百姓代と元庄屋伝三郎元百姓代孫左衛門。下湯日村は上組と下組とに分かれている。上湯日村の百姓等はこの二組に出作していた(合高80石余り)。ところで、去る子年5月、下湯日村役人より次の様な申出があった。元庄屋伝三郎(出奔中)が勤めていた時、年貢その他を使い込む、その額金230両余りとなる。地頭の指令では、これを村方で分担せよとのこと。これを出作の者にも分担してもらおうこととし、その1人当りの金額3分3朱余となる。下湯日からは強引な催促で上湯日の出作人はこれを呑み余儀なく提出した。ところが元庄屋伝三郎が煽りし、問い糺してみるとそんな事実はなく、現村役人の仕業という。どうかこの下湯日村役人等を徹底的に吟味を願いたいと訴えたのだった。	調査封筒入り 長480cmの文書 通し番号1100、1102、1103、1104、1105と関連する文書	原本	状	1	○	82
1102 811	E 1	(文政12年) 9月28日 (1829年)・丑	乍恐以訴状奉願上候 (下書)	○なし(上湯日村庄屋代：三太夫、百姓惣代：六右衛門) ●なし(御奉行所)	下湯日村庄屋四郎兵衛と組頭・百姓代の3人が去る5月元庄屋伝三郎の責任弁納ということで金230両余を村内全てに割当てた。それは高1石に付き金3分3朱となり、下湯日に入作の我ら10人の持高に対しても40両余割当てられた。近來違作続きで、しかも満水・虫付きも加わり難澁。この件で伝三郎に不審な点あり、この者外下湯日村役人の吟味を願いたい。	調査封筒入り 通し番号1101その外と関連 長213cmの文書 虫喰い・欠字多い、	原本	状	1	○	82
1103 846	E 1	(文政12年) 11月19日 (1829年)・丑	なし(上湯日村百姓の下湯日村への出作一件)	○上湯日村庄屋：三郎一 ●なし	上湯日村の百姓が下湯日村に出作していた折り、下湯日村役人の不正の件あり、江戸に出訴し裁判となった。その時質問されたことと、その回答をそのまま書き写したものの。	調査封筒入り 通し番号1101その外と関連	原本	縦	1	○	82
1104 850	E 1	(文政12年11月19日) (1829年)・(丑)	御吟味之所	○なし ●御地頭所様御役人中	上湯日村の百姓が下湯日村に出作していた時、下湯日村の入用不足(当村役人の不正)の尻拭いを上湯日村出作百姓にも分担させ、裁判沙汰となった。この裁判で問われたことを記録し、これを掛川役所に報告した。	調査封筒入り 通し番号1103と共通。	原本	縦	1	○	82
1105 835	E 1	(文政12年) (1829年)・丑	なし(上湯日村百姓の下湯日村への出作一件)	○略 ●略	下湯日村庄屋伝三郎の公金使い込みとする230両の公儀への弁償を、上湯日村からの出作の者へも分担せよとするこの両村百姓の確執は、上湯日村が寺社奉行に起訴したことで裁判となった。ところが下湯日村の代表は一向に江戸に出てこない。上湯日村側は下湯日村の出府を催促している。本帳面は下湯日村の百姓代：小七の言い分を載せたもの。小七は、現庄屋七太夫外三役が自分をペテンにかけ公儀役人と馴れ合っていることを、箱訴している。	調査封筒入り 複数の文書を一括綴込み帳面としたもの。 通し番号1104等と関連。 紙数7枚	原本	縦	1	○	82
1106 1871	E 1	文政13年5月 (1830年)・寅	乍恐以書付御注進奉申上候(扣)	○上湯日村組頭：久兵衛、甚六 ●小野良右衛門	田反別16町6反歩余の毛付(早・中・晩稲)、これは当村田方での植え付け分で、昨13日に植え付けの終了したことを届けたもの。別に、前年度の植え付け量あり(扣)。	蔵分	原本	状	1	○	82
1107 1896	E 1	(天保2年) 5月 (1831年)・卯	乍恐以書付御注進奉申上候(扣)	○上湯日村庄屋：三郎一 ●小野良右衛門	田反別16町6反歩の毛付(早・中・晩稲)、この植え付け全て完了したことを届ける。別に、前年度の植え付け分を「覚書」として記載している。	蔵分	原本	状	1	○	82
1108 2167	E 1	(天保3年) 6月 (1832年)・辰	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良太郎	田方毛付17町2反歩余(早・中・晩稲)の植え付けを、昨3日に完了したことを届け出る。	蔵分	原本	状	1	○	82
1109 2193	E 1	(天保4年) 5月 (1833年)・巳	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●犬塚市郎右衛門	毛付田反別17町5反歩余(早・中・晩稲共)、この田の植付けは昨11日迄に終了したことを注進。紙末に、昨年の植付け高を付加する。	蔵分	原本	状	1	○	82
1110 2213	E 1	(天保5年) 5月 (1834年)・午	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	毛付田反別17町5反歩余(早稲2町8反歩余・中稲7町2反歩余・晩稲7町5反歩余)、この植付け昨24日迄に終了したことを報告。紙末に昨年の植付け田反別高を付加する。	蔵分	原本	状	1	○	82
1111 2240	E 1	(天保6年) 6月 (1835年)・未	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	毛付田反別17町7反歩余(早・中・晩稲共に)、これ昨6日迄に植付け終了したことを報告する。紙末に昨年の植付け田反別を記載している。	蔵分	原本	状	1	○	82
1112 2235	E 1	(天保6年) 6月 (1835年)・未	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	薩摩芋75000本を植付ける、この畑反別8反余、去る17日迄に植付け終了したことを届け出。	蔵分	原本	状	1	○	82
1113 2247	E 1	(天保7年) 5月 (1836年)・申	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋：瀧 三郎一 ●小野良右衛門	毛付田反別13町7反歩余(早・中・晩稲共に)、これ昨18日迄に植付け完了したことを報告する。紙末に昨年の毛付田反別を記載している。	蔵分	原本	状	1	○	82

1114 2276	E 1	(天保8年)6月 (1837年)・酉	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	毛付田反別10町9反7畝歩余(早・中・晩稲共に)、この植付けは昨晦日迄に全て完了したことを報告。紙末に、昨年の毛付田反別植付け分を記載。	蔵分	原本	状	1	○	82
1115 2299	E 1	(天保9年)5月 (1838年)・戌	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●松山閑司	毛付田反別11町6反9畝歩余(早・中・晩稲共に)、この植付けは昨6日迄に完了したことを報告する。紙末に、昨年の毛付田反別植付け事項を記載。	蔵分	原本	状	1	○	82
1116 335	E 1	天保9年12月 (1838年)・戌	茶之木相戻ニ付證文之事	○上湯日村当人:伝六、同村證人:彦左衛門・伊左衛門 同細頭:三太夫・甚六 ●同村:本家・三郎一	茶の木半通り、これは先年貴家より分けて貰った茶木で、年々栽培して来たが、この度年貢金に困り、金2分を頂戴し、この茶の木を貴家に返すことになった。以後は貴殿方所有の茶の木に相違ない、とする一札。		原本	状	1	○	82
1117 2309	E 1	(天保10年)5月 (1839年)・亥	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●小野良右衛門	毛付田反別12町4反8畝歩余(早・中・晩稲共に)、この植付けが昨21日迄に完了したことを報告する。 覚として紙末に、昨年の毛付田反別等を記載。	蔵分	原本	状	1		
1118 2320	E 1	(天保11年)5月 (1840年)・子	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●織本兵八	毛付田反別12町8反8畝歩余(早・中・晩稲共に)、この植付けは昨29日迄に完了したことを報告。紙末に覚として、昨年の毛付田反別等を記載。	蔵分	原本	状	1		
1119 915	E 1	天保12年5月 (1841年)・丑	茶葉買請證文之事	○上湯日村:市左衛門、同村證人:源蔵 ●瀧 三郎一	私が買受たものは次の通り。下原・ほうろく沢の2ヶ所の茶葉、これを金3両で買受ける。但し、1両は留め代(夏茶)、2両は来る寅年4月茶葉代とする。以上、1回切りの茶葉摘み買取、前渡し金證文。		原本	状	1	○	82
1120 2109	E 1	(天保12年)5月 (1841年)・丑	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●織本兵八	毛付田反別13町2反2畝歩余(早・中・晩稲共に)、この植付け昨12日迄に完了したことを報告。紙末に覚として、昨年植付け等の記載事項あり。	蔵分	原本	状	1	○	82
1121 2352	E 1	(天保13年)5月 (1842年)・寅	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●松山嘉左衛門	毛付田反別14町5反歩(早・中・晩稲共に)、この田植え、昨20日迄に完了したことを報告。 紙末に、昨年の植付け等の記載事項あり。	蔵分	原本	状	1		
1122 2377	E 1	(天保14年)6月 (1843年)・卯	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●増井良介	毛付田反別14町9反2畝歩余(早・中・晩稲共に)、この植付けを昨晦日迄に完了したことを報告。	蔵分	原本	状	1		
1123 2393	E 1	(天保15年)5月 (1844年)・辰	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎一 ●増井良介	毛付田反別14町9反2畝歩余(早・中・晩稲共に)、この植付けを昨12日迄に完了したことを報告。 紙末に、昨年の毛付田反別の記載あり。	蔵分	原本	状	1	○	82
1124 2417	E 1	弘化2年5月 (1845年)・巳	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●松山嘉左衛門	毛付田反別14町9反2畝歩余(早・中・晩稲共に)、この田方の植付け、昨26日迄に完了したことを報告する。	蔵分	原本	状	1		
1125 2444	E 1	(弘化3年)閏5月 (1846年)・午	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●増井良介	毛付田反別14町9反2畝歩余(早・中・晩稲共に)、この植付け、去る3日迄に完了したことを報告する。 紙末に、昨年の毛付田反別の覚あり。	蔵分	原本	状	1	○	82
1126 2466	E 1	(弘化4年)5月 (1847年)・未	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●名波門吉	毛付田反別14町9反2畝歩余(早・中・晩稲共に)、この田植え、去る13日迄に完了したことを報告。 紙末に、昨年の毛付田反別等の覚あり。	蔵分	原本	状	1	○	82
1127 2481	E 1	(嘉永元年)5月 (1848年)・申	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:三郎左衛門 ●織本兵八	毛付田反別14町9反2畝歩余(早・中・晩稲共に)、この田方の植付けを、去る23日迄に完了したことを報告する。	蔵分	原本	状	1		
1128 2508	E 1	(嘉永3年)5月 (1850年)・戌	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎左衛門 ●和田喜一郎	毛付田反別14町9反2畝歩余(早・中・晩稲共に)、この田方植付けを去る17日迄に完了したことを報告する。	蔵分	原本	状	1		
1129 723	E 1	なし 6月22日 ・戌	覚	○金谷宿借主:八郎左衛門、證人:長十郎 ●湯日村:三郎一	扱40俵、これ抛所なき入用にて借用する。返済は来る8月迄に利金勘定し、扱はそのまま間違いなく返済する、とする一札。		原本	状	1	○	82
1130 1382	E 1	なし 5月 ・亥	乍恐以書付御注進奉申上候	○上湯日村庄屋:瀧 三郎左衛門 ●和田喜三郎	毛付田反別14町9反2畝歩余(早・中・晩稲共に)、この植付けは26日迄に全て完了したことを報告する。 紙末に昨年の毛付田反別の覚あり。	蔵分	原本	状	1	○	82
1131 590	E 1	欠	乍恐以書付奉申上候	○欠 ●欠	文章後欠(断簡)、①甘蔗植付け高9石(反別9反歩)、但し、他の場所へは植付けしない。②黒砂糖製法、以下欠	文章後欠・断簡	原本	状	1		